

日本ジェンダー研究

第 12 号

論 文

- 階層化される人びと——ドメスティック・イデオロギーと「国民」の創出 小 椋 千 裕
- ベトナムにおけるジェンダーの視点から見る労働における格差 香 川 孝 三
- 男性の育児休業取得における妻の影響
——12人の育児休業取得者のインタビュー調査から—— 金 沢 恵 子
- 台湾におけるヤオイ現象
——読者インタビューから見出したヤオイの理由—— 周 典 芳
- オランダのパートタイマー労働政策とその効果 谷 紀 子
- オーストラリア・ビクトリア州における生殖補助技術へのアクセス権
——シングル女性・レスビアン女性による人工授精の利用をめぐる—— 南 貴 子

研究ノート

- 韓国の労働格差とジェンダー——文化の視点から 佐々木 正 徳
- シンガポールにおける高学歴男性の将来設計 坂 無 淳

学会記事

- 第12回日本ジェンダー学会大会概要 香 川 孝 三
- 日本ジェンダー学会会則
- 日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程

日本ジェンダー学会

2009

目 次

論 文

階層化される人びと——ドメスティック・イデオロギーと「国民」の創出	小 椋 千 裕	1
ベトナムにおけるジェンダーの視点から見る労働における格差	香 川 孝 三	15
男性の育児休業取得における妻の影響 ——12人の育児休業取得者のインタビュー調査から——	金 沢 恵 子	27
台湾におけるヤオイ現象 ——読者インタビューから見出したヤオイの理由——	周 典 芳	41
オランダのパートタイマー労働政策とその効果	谷 紀 子	57
オーストラリア・ビクトリア州における生殖補助技術へのアクセス権 ——シングル女性・レズビアン女性による人工授精の利用をめぐる——	南 貴 子	69

研究ノート

韓国の労働格差とジェンダー——文化の視点から	佐々木 正 徳	85
シンガポールにおける高学歴男性の将来設計	坂 無 淳	93

学 会 記 事

第12回日本ジェンダー学会大会概要	香 川 孝 三	109
日本ジェンダー学会会則		111
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程		114

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol.12 2009

CONTENTS

Articles

Hierarchized People	
— Domestic Ideology and the Creation of “Citizens” —	Chihiro Ogura 1
Labour Gaps in Vietnam from Viewpoint of Gender Studies	Kozo Kagawa 15
Determining Factors in Men Choosing to Take Childcare Leave	
— How wives influence their husband’s choice to take childcare leave:	
An Interview with 12 Husbands —	Keiko Kanazawa 27
Yaoi Phenomenon in Taiwan from Interviews with Female Readers	
— Reasons to Enjoy Male Homosexual Manga and Novels	Dienfang Chou 41
Part-time Work Policy and its Effects in the Netherlands	Noriko Tani 57
Eligibility Criteria for Assisted Reproductive Technology in Victoria, Australia	
— Issues over Access to Donor Insemination by Single and Lesbian Women	
	Takako Minami 69

Research Notes

The Labour Gap and Gender in Korea From the Stanpoint of Culture	Masanori Sasaki 85
Highly Educated Men’s Future Plans in Singapore	Jun Sakanashi 93

Report

11th Conference of Japan Association of Gender Studies	Kozo Kagawa 109
--	-----------------

Hierarchized People

— Domestic Ideology and the creation of “citizens” —

Chihiro Ogura

Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba

In 1975 the Lao People's Democratic Republic was established by the communist regime. Lao women, who participated in the long-lasting internal war, were supposed to be the political subjects and the citizens of this new nation state. However, the women were expected to play the roles of “wives” and “mothers.” As in many other socialist countries, gender equality is considered to be very important and even presented in the Laotian Constitution, yet the equality is limited within the range of economic activities. And as in many socialist countries, Lao women were asked to be engaged in both productive work outside the household and reproductive work within the household. Women became the “workers”, but continued to be the “mothers” and the “wives” who were the “secondary citizens.” Ethnic minorities also had the same fate. They participated in the internal war, however, continued to be positioned as the “others” who were not the “primary citizens”, but the “secondary citizens”. In the end, ethnic majority Lao men were the only people who could be the political subjects and the “primary citizens,” while women and ethnic minorities had to be the objects of their power.

The Domestic Ideology which assigns a woman to be the “mother” and the “wife,” appeared within the context of European modernization, and was therefore foreign to Laotian society. The idea was initially imported by the colonizers, then was borrowed by the Laotian government as the ideological tool to control women and ethnic minorities, thereby strengthening the citizenship of Lao men.

Using the gender representation in Laos as an example, this paper will discuss how the Domestic Ideology works to differentiate and hierarchize people in context of creating “the primary citizens.” By doing so, this study will reveal that the domestic ideology which is often considered to be the basis of the gender relationship can be the basis of the ethnic relationship as well as the same gender relationship.

階層化される人びと

— ドメスティック・イデオロギーと「国民」の創出 —

小 椋 千 裕
(筑波大学大学院人文社会科学研究科)

1. はじめに

1975 年、ラオス人民民主共和国が社会主義政権パテート・ラオのもとに樹立した。20 年に及んだ長期の内戦に参加したラオ女性も、この新しい国家の政治主体、つまり「国民」となるはずであった。しかし、彼女たちに与えられたのは「妻」や「母」としての役割であった。多くの社会主義圏の国と同様に、ラオスにおいても男女平等は重要なテーゼとして政策や憲法に明文化されているものの¹⁾、それは経済活動に限定されており、結果として女性たちは伝統的な女性の役割である妻や母としての再生産活動に加え、家庭の外における生産活動も課されるという二重の重荷を背負わされることになったのである²⁾。女性たちは「もっと働くために解放された」³⁾ にすぎず、「労働者」であり、「妻」であり「母」であり続けることを求められた。そして、多数民族ラオと共に内戦を戦った少数民族もまた、その「他者」という「国民」ではない、「二流市民」として位置付けられた。結局のところ、「国民」という国家の普遍的な政治主体に成り得たのは、男性、とりわけ多数民族ラオの男性にすぎず、女性や少数民族はその権力の対象（客体）でしかなかった。

そもそも女性に「妻」や「母」であることを課すドメスティック・イデオロギーは西欧近代という歴史地理的文脈から生まれたものであり、ラオスにもともと存在したわけではない⁴⁾。近代資本制は貨幣経済という労働の有償化によって男性の労働を「生産労働」として差異化させ、逆に女性の労働を「再生産労働」として対比させていくことにより、性的分業を成立させた。それに伴い前近代とは異なるより包括的で制度的な「イデオロギー的性差別（ドメスティック・イデオロギー）」⁵⁾ が生まれたのである。竹村はドメスティック・イデオロギーを以下のように説明している。

ドメスティック・イデオロギーでは、家庭のそと（社会）で働く男は、積極的で、活動的で、合理的で、社会性があり、持続的な仕事をおこなうに足る身体的恒常性をもつと考えられ、家庭のなかで働く女は、そのような男を背後から支えて援助する役割を果たすために、従順で、消極的で、温和で、情緒的で、社会性がなく、（家庭内のことでさえ重要な事項は男が決断するので）決断力に乏しく、（妊娠・出産・育児のために）外で働くための身体的な恒常性を持ちえないとみなされた⁶⁾。

ドメスティック・イデオロギーの強靱さは、その男性性と女性性の神話が捏造されたものであるにもかかわらず、自然で、普遍的な疑問の余地のない事実とされる点にある。植民地政府によっ

てドメスティック・イデオロギーを持ち込まれたラオスにおいても、同様であった。さらにそれは、ラオスの「国民」創出のプロセスに深く関係していた。ドメスティック・イデオロギーは女性を公的領域から駆逐し、私的領域に位置付けることで、彼女たちに「国民」としてではなく、「母」や「妻」として存在することを課していったのである。彼女たちの「二流市民」としての位置付けは、男性を普遍的主体である「国民」として創出することを可能にする。さらに、自らを「父」として表象する国家に女性を劣位のものとして従属させる⁷⁾。こうして差異をもつ女性ならびに女性性は、「経済的、社会的崩壊や文化基盤の分裂」⁸⁾をもたらしうる脅威として、「父」を意味する国家によって管理の対象となるのである⁹⁾。しかし、ラオスの場合、管理されるべき差異は女性だけではなくた。

ラオスは49の民族からなる多民族国家であり、その国名(Laos)が多数民族ラオ(Lao)の複数形であることからわかるように、ラオを中心とした国家体制を敷く¹⁰⁾。しかし、その数は人口の半数を占めるにとどまり、隣国タイにおいてははるかに多くのラオが暮らしている¹¹⁾。そして、残りの人口を構成するのが、48にも及ぶ言語的にも文化的にも異なる少数民族である¹²⁾。つまり、ラオスには、「国民」創出のプロセスにおいて、女性の他に少数民族という管理されるべき差異が存在した。「女性」の時と同様に、少数民族もまたドメスティック・イデオロギーによって、多数民族ラオあるいは国家の管理の対象とされたのである。

ジェンダー研究において、ドメスティック・イデオロギー、ならびにジェンダー表象を問題としたものは数多く存在する。その多くは、西欧社会における差異、すなわち男女の差異であり、社会的階層間の差異を対象としたものであった¹³⁾。しかし、東南アジアの場合、そこにもうひとつのベクトルが加わる。それが民族間の差異である。ヘンとデヴァンは、シンガポールを例に、国家によって再生産された西欧的な概念であるドメスティック・イデオロギーが、「女性そしてすべての女性性の表れを、定義上、常にそしてすでに反国家的なもの」として位置づけることで、国家がその反国家的なものを手中に収めるため、その支配形態の強化を正当化することを明らかにした¹⁴⁾。本稿は、ヘンとデヴァンによる議論を参考に、ラオスにおけるジェンダー表象を事例として取りあげる。ラオスにおける研究は総体的な情報不足が指摘されており、ジェンダーに関する研究そのものが数少ない。本稿では、ラオスの「国民」統合という文脈に着目し、ドメスティック・イデオロギー(性差別的イデオロギー)が男女関係ならびに、民族間関係をどのように形作っているのかを分析していく。

2. 普遍を体現する男性、差異を体現する女性

ドメスティック・イデオロギーによって、男性と女性はいずれも公的領域と私的領域に位置付けられるだけでなく、「公人」と「私人」としての役割を与えられた。別の言い方をすれば、公的領域ならびに公人は「積極的で、活動的で、合理的で、社会性がある」という男性性によって、私的領域ならびに私人は「従順で、消極的で、温和で、情緒的で、社会性がない」という女性性によって特徴付けられることを意味した¹⁵⁾。そして、「公人」としての男性は性別のない普遍性を体現する「社会主義人」「労働者」「国民」として表象されるのに対し、女性は性別をもった差異を体現する「社会主義女性」「妻」「母」として表象されるのである。そして、少数民族は女性

性を付与されることで「他者」として創出される。このことを如実に表すものとして、以下では紙幣とパレードにおけるジェンダー表象を事例として取り上げる。

1) 紙幣

図1は500キップ札の表面である。シンプルな作業着のようなものを着た3人の労働者が道路や電線を背景に近代的な灌漑施設の建設を行う様子が描かれている。3人のうち、1人だけがこちら側に顔を見せているが、その表情は感情のない無表情なものである。別の見方をすれば、3人は誰と特定されることのない一般的労働者であり、民族性も定かではない。しかしながら、図2の500キップ札の裏面にはラオの民族衣装シンを着た女性がコーヒー豆を摘む姿が描かれていることから、表面の3人の労働者が暗にラオ男性を意味していることがわかる。ここで重要なのが、ラオ男性が民族性もなく誰と特定されることない「労働者」として表象されている点である。資本主義的な近代国家の成立において、「労働者」は「市民」や「国民」という政治主体ではなく、「二流市民」を意味する。しかし社会主義において「労働者」が、その政治主体を担うのである。加えて、男性労働者が灌漑施設の建設という近代的でより複雑な技術が必要とする労働を行っているのに対し、女性労働者はコーヒー豆を摘むという従来と同様の単純労働を行っている。つまり、図1も図2も「労働者」を描いているのであるが、男性労働者が行う労働は、「近代的で、複雑なもの」であるのに対し、女性が行う労働は「前近代的で、単純なもの」なのである。

図3は1000キップ札の表面である。それぞれ違った民族衣装を着た3人の女性がラオの王セタティラートによって立てられたビエンチエンにある「タットルアン」を背景に描かれている。3人の女性の民族衣装は、左からモン、ラオ、カムのものであり、ラオスで一般的な3分類ラオ・トゥン（山腹ラオ）、ラオ・ルム（低地ラオ）、ラオ・スーン（高地ラオ）にそれぞれ対応するものである¹⁶⁾。このように多民族性が女性を通じ表象されている。女性は民族性によって差異化されるわけであるが、反対に少数民族は女性で表わされることにより、女性性という差異を付与されることになる。

図5の2000キップの表面には、建国の父カイソーン・ボムヴィハーンが描かれている。5000



図1 500キップの表面



図2 500 キップの裏面



図3 1000 キップの表面



図4 1000 キップの裏面

キップならびに 10000 キップにも彼の姿が描かれており、その裏面には図 6 のような近代的なインフラストラクチャー（穀物貯蔵施設、ダム、橋）が描かれている。このように、高額紙幣には建国の父を表面に、裏面にはラオスの近代化の象徴が描かれているのである。対して、3 人の女性たちの構図の裏面である図 4 には水牛の群れという前近代的風景が描かれている。つまり、「父」なる国家と「近代性、先進性、複雑性」が、その「子」たる女性や少数民族には「前近代性、後進性、単純性」が結び付けられているのである。

2) パレード

このような表象の仕方は、紙幣に限ったことではなくパレードなどにおいても踏襲されている。エバンズは、1985 年に行われたメーデーのパレードにおいて、男性が軍服もしくは人民服を着てライフルを肩にかけ行進しているのに対し、女性がそれぞれの民族衣装を着用し、肩にライフルをかけ行進している様子を記述している¹⁷⁾。ホルセナも、1999 年に 'Visit Laos Year



図 5 2000 キップの表面



図 6 2000 キップ裏面

1999-2000' という観光招致のためのパレードにおいて、女性たちが民族衣装を着て行進している様子を記述している¹⁸⁾。パレードといった政治的メッセージを強く帯びた活動において、多民族性は女性によって表象されている。つまり、女性が人民服のような非ジェンダー化されたものを着て、政治主体となりうる普遍性を付与されることはないのである。さらに女性として差異化される存在は、多民族性という別の差異を付与されることで、ラオ男性に対する絶対的他者として表象される。そして、少数民族はその民族的差異を女性という私的領域に存在するものを通じて表象されることで、普遍的な政治主体になり得ないのである。逆にラオ男性は「少数民族」と「女性」という2つの差異を排除することによって、自らを普遍的な政治主体として表象することが可能となるのである。

3. ラオの中心性・一般性

このように見ると、ラオ男性に対する女性と少数民族といった単純な二項対立の関係があるかのように映るが、それは全体像の一部にすぎない。女性によって表象される多民族性はラオを中心、頂点とした階層関係によって形成される。つまり、ラオ男性との関係において差異であり、他者であったラオ女性は、少数民族の女性との関係において、その立場を逆転させるのである。

1) 切手

例えば、上記した図3の民族衣装を着た3人の女性は、ラオ女性を真ん中にして、ラオが主に住む首都ビエンチェンに位置するラオの王によって建てられた「タットルアン」を背景に描かれているのであり、ラオの中心性は明白である。このようなラオ女性を中心においた構図は、紙幣だけではなく、切手（図7）にも踏襲されている。



図7 切手

この切手において、女性性という差異で表象される女性は、その内部にさらなる差異をかかえており、その差異が少数民族の女性をラオ女性に従属させるのである。加えて、少数民族内部では、女性は男性に従属している。つまり、「支配－従属」関係が重層的に存在するのであり、それぞれの二者間関係は男性性と女性性というドメスティック・イデオロギーによって規定されるのである。

2) ラオス女性同盟のシンボルと交通標識

図8はラオス女性同盟のシンボルである。ラオス女性同盟¹⁹⁾ (サハパン・メーニン・ラーオ) とは、社会主義国家建設のための国民の動員ならびに、イデオロギー教育による思想の統一化を目的とする大衆組織のひとつである。ラオス女性同盟のシンボルには、ラオの伝統的な民族衣装である、礼装用のショール（パーヴィヤン）を肩から掛けた女性が描かれている。つまり、このシンボルでは「ラオス女性」が「ラオ女性」として描かれているのであり、その意味においてラオ女性は「女性としての普遍性」をもつといえる。同様のことは、図9の交通標識にも見て取ることができる。横断歩道を渡ろうとする女性のシルエットは、シンを着たラオ女性を彷彿とさせる。このように、女性という差異の内部においては、ラオ女性は少数民族の女性という民族的差異の存在によって、普遍性を付与されているのである。



図8 ラオス女性同盟のシンボル



図9 交通標識

4. 男性性のラオと女性性の少数民族

他者を創出し、階層をつくりだすドメスティック・イデオロギーは、そこに「男性性で表象されるもの」に「女性性で表象されるもの」を従属させる支配の論理を導きだす。例えば、それは「合理的で、社会性がある」男性が「情緒的で、社会性がない」女性を助ける、あるいは教育するという父権主義的態度である。以下では、国家の最重要プロジェクトとして推進された農業政策のプロパガンダにおいて、どのようにドメスティック・イデオロギーが使われていたのかを見ていく。

1) 農業の集団化、移住政策

社会主義国として誕生したラオスでは、集団主義的経済の方法として農業の集団化が行われた。農業の集団化とは各世帯ごとに行われていた小規模農業を、集団化することで大規模農業にし、さらに機械化によって農産業に発展させることを謳う、多くの社会主義国において採用された社会主義の不可欠な戦略であった²⁰⁾。農業の集団化はラオスにおける経済的戦略以外に、政治的戦略としての有効性をもっていた。つまり農業の集団化は、社会主義イデオロギーに不可欠である労働者階級が実質存在しないラオスに「農民」という主体を与えることを可能にした²¹⁾。しかし、農業の集団化は水稻農業に対して行われ、それを生業とするラオが主な対象であった。こ

れに対してカムやモンなどの少数民族は焼畑農業を生業とするのであるが、政府は焼畑農業の禁止を打ち出していく。焼畑農業の禁止は表向きはその農法の非経済性や自然破壊が理由として挙げられるのだが、実際の目的は輸出のための森林資源の利権の確保ならびに少数民族の低地への移住であったといわれている²²⁾。

このような背景から、1980年代中期、国家ラジオ局では焼畑禁止と低地への移住を訴えるラブソングが流されていた。その歌詞には「おう、高地民の少女、木を切って森を破壊するのをやめておくれ、低地に来て私と一緒に暮らそう、そして共にコメを集団農法で育てよう」²³⁾とあり、焼畑農業と移住が一つの括りで考えられていたことがわかる。「高地民の少女」と「低地に住む私」は、ラオスの代表的な民族カテゴリーを意識した表現である。その民族カテゴリーとは、低地ラオ（ラオ・ルム）、山腹ラオ（ラオ・トゥン）、高地ラオ（ラオ・スーン）である。「低地に住む私」とは低地ラオのことであり、多数民族ラオを指す。「高地民の少女」とは高地ラオのことであり、モンを含むモン・ミエン語グループを意味する。つまり、この歌は「低地に住む私」である多数民族ラオが「高地民の少女」である少数民族モンに向けたものなのである。そして、男性性によって表象されるラオが父親的態度で、少女という女性性によって表象される少数民族の自然破壊という「後発的行為」を論しているというドメスティック・イデオロギーに裏打ちされた象徴表現が用いられている。他にも、1989年に上演された舞台劇のプロットは、開発に従事する若いラオ青年が、少数民族モンの少女によって命を助けられたことによって、その少女の村の人びとが水稻農家になるのを助けたというものであった²⁴⁾。ここでも同様に、多数民族ラオは「青年」であり、かつ「政府の役人」であり、国家の推進する水稻農業を少数民族に教育する役目を負う。一方、少数民族モンは少女という「未成熟の子供」であり、「非合理的な」女性であるため、「合理的な」ラオによる助けが必要となる。

舞台劇の結末とは異なり、現実には低地へ移住していった少数民族が簡単に水稻農業に移行できたわけではなかった。なぜなら、肥沃な低地の水田はすでにラオによって占められており、また灌漑などの農法に関する知識をもたない少数民族がラオと競合することはできなかった²⁵⁾。それでは、少数民族の低地への移住は何を意味したのか。政府にとってそれは2つの点で重要であったといえる。ひとつは、政府に対する危険因子としての少数民族（とりわけモン）を低地において政府の監視下に置くことができたということである。ふたつ目は、少数民族を農業の集団化に組み込むことで、彼らに「農民」という統一的なアイデンティティを付与できることである。しかしながら、低地に移住した少数民族は政府からの補償や援助が与えられなかったばかりか、生活環境の劣化によりラオに対してさらに不利な位置に立たされることになった。つまり、ドメスティック・イデオロギーによって階層付けられたラオと少数民族は、ここに経済的格差という実体的階層に位置付けられたのである。

5. 終わりに

男性性と女性性の神話であるドメスティック・イデオロギーは、男女間の関係のみならず、女性間との関係、民族間との関係を重層的に形成する。その意味において、ドメスティック・イデオロギーは女性性という差異によって他者を創出し、階層をつくりだす基本原理なのである。本稿で

は、表象という非実体的側面だけに着目してきたが、表象が重要であるのはそれが実体化され現実のものとなる、あるいは今ある現実の根拠とされる点にある。例えば、女性性によって表象される少数民族モンは、低地への移住によってその劣位を実体化させる。しかし、彼らの経済的劣位は、彼らが少数民族であるから、つまりその女性性（「非合理的、社会性がない」）に還元されてしまうことで、低地への移住を推し進めた国家に対する責任が問われることはないのである。

「国民」創出のプロセスにおいて、ドメスティック・イデオロギーは一方で「国民」という普遍的政治主体を生み出しながら、その反対に他者という「二流市民」を創り出す。そして他者の中にも重層的な階層をつくりだすことで、互いを分断させる。彼らの分断性は、彼らを従属させる国家権力を維持し、かつ強化する。しかし、ドメスティック・イデオロギーによって捏造された階層は、自然で疑問の余地のない事実とされることで、その階層の頂点にある国家の存在を隠蔽し続けるのである。

注

- 1) 2003 年に出された改正ラオス人民民主共和国憲法では、両性の法の下での平等（第 35 条、第 37 条）、平等な選挙権（第 36 条）が明記されており、女性の地位向上を目指す憲法（第 29 条）も存在するが、その条文には「国家、社会及び家族は、女性の地位向上を図り、母子の権利及び利益を保護するよう努める」とあり、女性の「母」としての役割が前提とされていることがわかる。
- 2) Ireson, Carol J: *Field, Forest And Family: Women's Work and Power in Rural Laos*, Westview Press, Boulder, 1996, pp. 17-20.
- 3) Ireson, Carol J and Moreno-black, *The Lao: Gender, Power and Livelihood*, Westview Press, Boulder, 2004, p. 2.
- 4) 植民地前のラオス社会において、男性性と女性性が意味するものは西欧のと多少異なるが、まったく存在しなかったわけではない。男性性と女性性は存在したが、その関係は相補的なものとされることで、男女の差異は能力の優劣ではなく、「適した能力の違い」と理解された。
Ireson, Carol J and Moreno-black: *The Laos: Gender, Power and Livelihood*. op. cit., p. 15.
- 5) 竹村和子『フェミニズム』岩波書店 2000 年 15 頁。
- 6) 同上 15-16 頁。
- 7) 「国家」が「父」というイメージを喚起するというのは、フーコーの「統治性」議論においても見られる。18 世紀の人口拡大まで、国家の統治とは家族の統治の延長線上、つまり国家による国民の統治が、家族内の統治（父によるその妻や子供の統治）の類型として理解されていた。しかし、人口問題の出現によって、家族は統治のモデルから統治のための道具（人口の尺度）となる。ミシェル・フーコー著 石田英敬訳『フーコーコレクション 6 生政治・統治』筑摩書房 2006 年 238-277 頁。
- 8) Heng, Geraldine and Devan, Janadas: *State Fatherhood: The Politics of Nationalism, Sexuality and Race in Singapore. Bewitching Women, Pious Men*, eds. By Aihwa Ong and Michael G. Peletz, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 1995, p209.
- 9) 「父」というイメージで表象される国家とは、例えばラオス初代首相兼、ラオス人民革命党（パ

テート・ラオ）書記長カイソーン・ボムヴィハーンは演説のなかで、ラオスを指し「我らが社会主義の父なる国土」という表現に見られる。Stuart-Fox, M: *Laos-Politics, Economics and Society*, Frances Printer, London, 1986, p131. 他にも、カイソーンの死後、彼の偉業をたたえた「カイソーン記念博物館」の創立の際に書かれた党の雑誌には、ラオスを「親愛なる父なる国土」とする表現が使われている。Evans, Grant: *The Politics of Ritual and Remembrance: Laos since 1975*, University Press of Hawai'i Press, Hawai'i, 1998, p32.

- 10) 19 世紀半ばに、フランス植民地政府によって国名を民族名ラオ（Lao）の複数形（Laos）として決められた。林行夫『ラオ人社会の宗教と文化変容—東北タイの地域・宗教社会誌』京都大学学術出版会 2000 年 44 頁。
- 11) 1995 年のセンサスによると、ラオの人口は約 240 万人で、全人口の 52.5% を占めるにすぎず（Bounthavy Sisouphathong and Taillard, Christian: *Atlas of Laos: Spatial Structures of the Economic and Social Development of the Lao People's Democratic Republic*, Silkworm Books, Chiang Mai, 2000, pp33.）、反対にタイ東北部に住むラオ語使用者の数は約 1113 万人にも及ぶ（林行夫 前掲書 47 頁）。
- 12) ラオスの民族数は、公式には 49（2000 年）とされているが、常にこの数であったわけでも、この先変わることがないというわけでもない。1985 年の国勢調査では、当初 68 の民族数が想定されていたが、820 もの民族名が記録された。人びとの中には、民族名を聞かれ、村、川、山など自分の住んでいる地域名を答える人や、質問に答えるのを拒否するものもいたという。安井清子「第 7 章民族」ラオス文化研究所編『ラオス概説』めこん 2003 年 171-206 頁。
- 13) 例えば、ブルデューは、男性性と女性性が階級差を創り出すツールとして存在することを指摘している。ピエール・ブルデュー著 石井洋二郎訳『ディスタンクシオン I』藤原書店 1990 年 168 頁。
- 14) Heng, Geraldine and Devan, Janadas: op. cit., p. 209.
- 15) 竹村和子『フェミニズム』前掲書 15-16 頁
- 16) この 3 分類は居住地の地理的条件をもとに分類グループが作られているように見えるが、高地に住むものが低地ラオに含まれていたり、またその逆もあったりする。そのため厳密には地理的条件だけではなく、むしろ経済や社会・文化構造の類似性などによる分類分けだといえることができる。公式には、使うことが禁止されているにも関わらず、今だ多くのラオス人によって使われている分類方法である。その起源は諸説あるが、エバンスとトランケルによると「ラオ」という接頭語をつけたのはベトナム人アドバイザーであり（Evans, Grant: *Introduction What is Lao Culture and Society? Lao: Culture and Society*, ed. By Grant Evans, Silkworm Books, Chiang Mai, 1999, p26.）、それにより「民族性の異なる人びとが、国の解放という共通の闘争のために奮闘した」という意識を喚起させることが目的であったという（Trankel, Ing-Britt: 'The Minor Part of the Nation': *Politics of Ethnicity in Laos. Faces of Power nad Its Limitations-Political Culture in Southeast Asia*, White Lotus, Bangkon, 1998, p47）。しかし、ホルセナはエバンスとは異なる説を唱えている。ホルセナは 3 つのカテゴリーが王室政府によって導入され、分類は植民地時代における人種カテゴリー「ラオ・タイ」、「カー」、「メオ・ヤオ」に起源を持つものであると述べる（Pholsena, Vatthana: *Post-War Laos: The Politics of*

Culture, History and Identity, Institute of Southeast Asia Studies, Singapore, 2006, pp154-155.)。いづれにしても、3つのカテゴリーが国家の統一を目的として導入されたことは諸説からくみとることができる。

- 17) Evans, Grant: *The Politics of Ritual and Remembrance: Laos since 1975*. op. cit., p. 18.
- 18) Pholsena, Vatthana: op. cit., p. 47.
- 19) ラオス女性同盟とは、1955年の内戦時にパテート・ラオ側（ラオス共産主義勢力）の妻や母たちによって設立されたラオス愛国者女性組合を前進にもつ（Ireson, Carol J: *Field, Forest And Family: Women's Work and Power in Rural Laos*. op. cit. pp38, 235）。1975年の国家成立に際し、ラオス女性同盟へと名前を変更し、ラオス人民青年団、ラオス労働組合と共にパテート・ラオの傘下に組織される大衆組織のひとつとなった（Karkas, Eleni: *NGOs, Minority Women and Microfinance Focus on the Lao PDR.*, Concern Worldwide, 1999, p10.）。
- 20) Evans, Grant: *Lao Peasants under Socialism*, Yale University Press, London, 1990, p23.
- 21) Ibid., pp. 17-26.
- 22) Ireson, Carol J and Ireson, W.Randall: *Ethnicity and Development in Laos*. *Asian Survey*, Vol.31, No.10, 1991, pp. 920-937.
- 23) Ibid., p933.
- 24) Ibid.
- 25) Trankell, Ing-Britt: *On the Road in Laos-An Anthropological Study of Road Construction and Rural Communities*, White Lotus, Bangkok, 1999, p17.

参考文献

- Bounthavy Sisouphathong and Taillard, Christian: *Atlas of Laos: Spatial Structures of the Economic and Social Development of the Lao People's Democratic Republic*, Silkworm Books, Chiang Mai, 2000, pp33.
- Evans, Grant: *Lao Peasants under Socialism*, Yale University Press, London, 1990, p23.
- Evans, Grant: *The Politics of Ritual and Remembrance: Laos since 1975*, University Press of Hawai'i Press, Hawai'i, 1998, p32.
- Evans, Grant: Introduction What is Lao Culture and Society? *Lao: Culture and Society*, ed. By Grant Evans, Silkworm Books, Chiang Mai, 1999, p26.
- Heng, Geraldine and Devan, Janadas: *State Fatherhood: The Politics of Nationalism, Sexuality and Race in Singapore*. *Bewitching Women, Pious Men*, eds. By Aihwa Ong and Michael G. Peletz, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 1995, p209.
- Ireson, Carol J and Ireson, W. Randall: *Ethnicity and Development in Laos*. *Asian Survey*, Vol.31, No.10, 1991, pp.920-937.
- Ireson, Carol J: *Field, Forest And Family: Women's Work and Power in Rural Laos*, Westview Press, Boulder, 1996, pp. 17-20.
- Ireson, Carol J and Moreno-black, *The Lao: Gender, Power and Livelihood*, Westview Press, Boulder, 2004, p.2.

- Karkas, Eleni: NGOs, Minority Women and Microfinance Focus on the Lao PDR., Concern Worldwide, 1999, p10.
- Pholsena, Vathana: Post-War Laos: The Politics of Culture, History and Identity, Institute of Southeast Asia Studies, Singapore, 2006, pp154-155.
- Stuart-Fox, M : Laos-Politics, Economics and Society, Frances Printer, London, 1986, p131.
- Trankel, Ing-Britt: 'The Minor Part of the Nation' : Politics of Ethnicity in Laos. *Faces of Power nad Its Limitations-Political Culture in Southeast Asia*, White Lotus, Bangkon, 1998, p47.
- Trankell, Ing-Britt: On the Road in Laos-An Anthropological Study of Road Construction and Rural Communities, White Lotus, Bangkok, 1999, p17.
- 竹村和子『フェミニズム』岩波書店 2000 年 15-16 頁。
- 林行夫『ラオ人社会の宗教と文化変容—東北タイの地域・宗教社会誌』京都大学学術出版会 2000 年 44, 47 頁。
- ピエール・ブルデュー著 石井洋二郎訳『ディスタンクシオン I』藤原書店 1990 年 168 頁。
- ミシェル・フーコー著 石田英敬訳『フーコーコレクション 6 生政治・統治』筑摩書房 2006 年 238-277 頁。
- 安井清子「第 7 章民族」ラオス文化研究所編『ラオス概説』めこん 2003 年 171-206 頁。

Labour Gaps in Vietnam from Viewpoint of Gender Studies

Kozo Kagawa
(Osaka Joguin College)

This article has a purpose to study labour gaps between both sexes in Vietnam. After the Second World War Vietnam could get independence and started nation building under Socialist economy. Vietnam had been a poor country but equal society under Bao Cap policy. So there was little difference between both sexes in the field of labor.

Doi Moi policy has been adopted in 1986 to achieve economic development. Vietnam can get high economic growth under Socialist market economies. But the difference between the rich and the poor has been grown under market mechanism economies. Especially there can be seen bigger difference statistically between urban and rural people, agricultural and industrial section, formal and informal section. But the difference between both sexes has been narrowed in the field of labour. What is the reason? Female labour participation is equal with male people under the Government low wages policy. So female people shall work to maintain their lives. And in Vietnam female persons have tendency to display their abilities though traditional ideas request women to obey her husbands and family members. Traditional ideas came from China have been lessened and equal treatment between both sexes has been prevailed in Vietnamese society. Vietnam has been bilateral society since old times, but traditional ideas composed of Confucianism, Buddhism and Taoism came to Vietnam under the control of Chinese dynasty. Till recently traditional ideas and bilateral element has a fierce competition in Vietnamese society.

But gaps between both sexes have not been diminished. Gaps can be sternly seen even now although the gaps are narrower than Japan. Therefore Equal Treatment Act has been enacted to achieve true equality between both sexes.

ベトナムにおけるジェンダーの視点から見る 労働における格差

香 川 孝 三
(大阪女学院大学)

1. はじめに

本稿は、ベトナムでドイモイ政策の採用によって市場経済化を進めているが、その結果、労働面で男女の格差が広がっているのかどうかを検討することを目的としている。その際に注意すべき点がいくつかある。

アジア発展途上国では、従来から労働面での格差は存在していた。一番の格差は、フォーマルセクターとインフォーマルセクター¹⁾の間にみられる。インフォーマルセクター従事者には労働法・社会保障法の保護が及ばず、しかも収入が不安定であり、フォーマルセクター従事者と比べて、不利な条件のもとで働いている場合が多く、両者間に格差が生じている。この格差の中で、ジェンダー問題、つまり女性が多くインフォーマル・セクターに従事して男性より不利益を受けていないか検討する必要がある。

アジア発展途上国は、独立後、海外直接投資（FDI）を導入して工業化をおこして、経済発展を目指す政策を採用したが、人件費コストが安いことを最大の武器として、外資を導入してきた。しかし、人件費が安いだけでは不十分であり、技能・技術（熟練）を持った人材が不可欠であり、人件費が安くとも生産性の高い労働力を確保する努力を目指した政策が採用されてきた。

しかし、1997年のアジア経済危機後、構造調整をせまられたアジア発展途上国は、さらに人件費コストを下げるために、非正規労働者を急増させた。経済のグローバル化に対応しつつ、国際競争に打ち勝つために、パートタイマー、請負労働、期間の定めのある短期契約労働、派遣労働が増加した²⁾。この非正規労働者の中に女性がどの程度含まれているかが、ジェンダーによる格差をはかるメルクマールとなっており、工業部門でのジェンダー問題を検討する必要がある。

工業化が進められる一方、香港とシンガポールを除いて、農業部門も依然大きな部門として存在している。農業の生産性が低く、天候に左右されやすいために、収入が低く、農業部門での貧困問題が存在している。そこでのジェンダー問題も無視できない論点である。

以上の労働市場の問題点は、アジア発展途上国に共通に見られるが、ベトナムを考察する場合、上記のほかに、伝統的要素（双系社会、中国の影響）と社会主義体制から社会主義市場経済化への転換（ドイモイ政策）という社会的要素の質にかかわる面も加味して、ジェンダーの格差問題をみていく必要がある。東南アジアに属するベトナムであるが、中国と歴史的に強いつながりがあり、中国の直接または間接的に支配を受けてきた長い時代があり、中国の家父長制家族制度にみられる男尊女卑の影響が残っている。それと同時に東南アジアに共通に見られる双系制も

存在し、男女平等の考えも見られる。北部では中国からの儒教、仏教、道教（三教合一）の影響が強い社会規範が残っているのに対して、南は双系制の影響が強く残っている。一方、社会主義経済体制のもとで、しかも戦争を継続していたことから、女性の力を活用しなければならなかったことから、女性が力を発揮する場があり、男女の格差が小さかった。しかし、それは男女平等だったことを意味しない。社会主義経済時代にも、市場経済化になっても、その格差は依然存在している。男女平等を求める法制度³⁾が整備されてきてはいるが、格差の存在に注目しつつ、議論を進めていく必要がある。

本稿は日本人研究者の目から見た、ベトナムのジェンダー問題についての論文であることを断っておきたい。資料はベトナムで出版されたものであるが、それをどう分析するかは、日本を横目にみながら実施しているからである。

2. 社会主義時代の格差

ベトナムは1945年9月2日独立宣言をしたが、続いて「抗仏戦争」(1946年末から1954年まで)が続く、ジュネーブ協定によって南北ベトナムによって分断された。資本主義と社会主義という異なった2つの体制の中で、ベトナム戦争(1964年8月トンキン湾事件から1973年パリ平和協定)が闘われた。1975年サイゴン陥落し、1976年北ベトナムが南ベトナムを統合する形で、ベトナム社会主義共和国が成立したが、1978年12月ベトナム人民軍がカンボジアに侵攻した。この報復として1979年3月中国がベトナムを攻撃したが、ベトナム軍が反撃した。国際的な非難を浴びて1989年9月ベトナム軍がカンボジアから完全撤退して、これで長期間続いた戦争が終結した。北ベトナムは1945年の独立宣言からドイモイ政策の導入された1986年までの約40年間、南ベトナムはドイモイ政策を導入する1986年までの約10年間、社会主義経済の時期であった。

この社会主義経済時代は、「貧しさを分かち合う社会主義」であって、皆平等に貧しかった。貧しさの故に相互扶助によって社会を支えあって、戦争を実施してきた。そこには格差が目立たなかった。たとえば、配給制度は1985年まで継続されたが、最低限の生活物資が支給され、貧富の格差がでることはなかった。この制度を「バオカップ」と呼ばれていた⁴⁾。社会主義経済の時代には、意図的に低賃金政策を採用し、夫婦共稼ぎを前提とした。ベトナムは長年にわたって戦争をしており、女性が戦争の遂行を支えたので、経済活動への参加が当然となった。戦争のなくなった今でも、最低賃金が低く抑えられていて低賃金政策が維持されているために、家族の生活を支えるために夫婦共稼ぎが普通になっている。さらに本来の仕事以外に、副業として2-3つの仕事を掛け持ちで働いて、家族の生活を支えている。その結果、経済的に男女の地位の格差が小さくなってきたことが指摘されている。

その中でも、都市と農村部の格差（農村部は少数民族が多く山間部を含む）⁵⁾や、南北ベトナムが統一された後、南北の格差（北が南を支配していたこと）が指摘され、経済は南が優位な地位にあるが、政治的な意思決定では北が優位な地位を持っていた。

ベトナムでは、伝統的に北部は中国から伝わった儒教、仏教、道教の影響が強く男尊女卑の傾向があるのに対して、南部に行くほど、東南アジアの特徴とされる双系制が強くなっている。そこで男女の格差は南にいくほど小さくなっているとされてきた。

3. ドイモイ政策以後、格差が拡大しているのか

1986年12月、共産党第6回大会で「ドイモイ政策」を決議し、1991年6月共産党第7回大会で、「社会主義市場経済化」を目指すことを決議した。それを受けて、1992年の憲法では、「社会主義市場経済」を目指すことが明記された。それ以来、すでに20年近い年数がたっている。その間に、赤字経営の国営企業の数を減少させ、民間企業を促進し、さらに外国資本を導入して経済発展を実現してきた。GDPの成長率はアジア通貨危機後、2000年から高度経済成長期をむかえ、2008年までの年平均が7.32%であった。2007年がもっとも高い成長率を記録し、8.43%であった。市場経済化によって、マクロ経済が拡大し、国民1人あたりのGDPも向上してきている。1998年360ドル、1999年374ドル、2000年401ドル、2001年413ドル、2002年440ドル、2003年490ドル、2004年550ドル、2005年637ドル、2006年722ドル、2007年は828ドルと最近を着実に上昇している。

マクロ経済が向上していく中で、格差がさまざまな側面で生じていることが指摘されている。国民1人あたりのGDPも、経済活動が活発なホーチミンやハノイでは高い数字（2007年で約1500ドルー約2000ドル）であるが、山間部の農村では低い数字（2007年で約300ー約400ドル）と想定されている。

所得格差を知る指標としてジニ係数があるが、世界銀行の開発指数によると、ベトナムの場合、1993年0.340、1995年0.350、1998年0.357、2004年0.370と上昇しているが、2006年には少し下がって0.360になっている。全体として格差が拡大傾向にあることを示している。

逆に、貧困率をみると、着実に減少している。国際水準である1人あたり1日必要なカロリーー2100カロリーを摂取するのに必要な食糧を購入するのに必要な額をもとに算定しており、農村では毎月1人あたりの収入20万ドン、都市部では26万ドン以下を貧困状況として、生活水準調査をおこなっている。それによると、1993ー1994年には58.1%、1998年には37.4%、2004年には18.1%、2007年には14.8%と減少してきている。ただし、2007年の貧困率では、北西地域(37.5%)と中部北沿岸地域(25.5%)では高い数字を示している。これに対して、南東地域(4.3%)、紅河デルタ地域(9.6%)が低い数字となっている。どの地域も貧困率は低くなっているが、最高と最低を比較すると、1998年には5.08倍(北東地域2.4%に対し、南東地域12.2%)であったが、2007年には8.7倍になっており、地域格差が拡大していることが分かる⁶⁾。

この地域間格差は、鉱工業部門が集まっている地域と、おもに農業部門が中心の地域との格差に符号している。GDPの成長率を農林水産業、鉱工業・建設業、サービス業の3つに分けてみると、1995年から2007年までの13年間の平均成長率は、農林水産業は4.06%、鉱工業・建設業は10.7%、サービス業は6.9%となっている。鉱工業・建設業が農林水産業の2.6倍になっている。鉱工業・建設業が立地するホーチミンやハノイやその周辺(北東と南東地域)と、山間部の北西地域や中部北沿岸の農林水産業が中心の地域との格差が生じていることを示している。このことはホーチミンやハノイという大都会やその周辺部の住民と山間部の少数民族との格差になって表れてきている。

その結果、農村から都市に流入する者が増加しているが、農村から都市に流入する者と、もともと都市部に居住する者との間で、格差が生じている⁷⁾。農村部で教育を受ける機会の少ない者

は未熟練労働者とならざるをえず、収入は当然に低いし、その収入を得る機会さえも十分に持っていない場合もある。ベトナムでは雇用の機会を縁故によって獲得しているケースが多く、農村から都市に流入する者はその縁故を持っていない場合が多いからである。そこで都市部ではインフォーマル・セクターに従事せざるをえず、不安定な収入で生活せざるをえない。

雇用形態の多様化はベトナムでもみることができる。1995年労働法典が施行されたが、その労働法典によると労働契約が3種類にわけられている。期間の定めのない労働契約、12か月以上36か月未満の期間を定める労働契約、12か月未満の季節的ないし一定の仕事の完成までの期間を定める労働契約の3つである。これらの労働契約は書面で締結されなければならない。ただし、3か月未満の期間を定める臨時的な労働契約および家事労働契約については口頭による労働契約の締結が認められている。3か月未満の場合には、社会保険に加入しなくてすむ。そうすると4つの種類の労働契約が存在することになる。このうち期間の定めのない労働契約を締結する労働者は企業にとって基幹的な従業員ということになる。それ以外は臨時的あるいはパートターマ的な従業員ということになる。労働契約の締結を求められるのは、企業に雇用され、フォーマル・セクターに所属する労働者ということになるが、その中で期間を定める労働契約を締結するケースが臨時的あるいはパートターマ的な従業員ということになる。

2006年の労働傷病兵社会省調査によると、企業に雇用される労働者の87%が労働契約を締結している。国営企業では96%、私企業では80%、外資系企業では88%になっている。国営企業で一番労働契約が締結されているが、そのうち期間の定めのない労働契約を締結している割合をみると、サンプル調査ではあるが、国営企業ではパートタイマーや季節労働者が労働者の34%を占め、私企業では41%を占めている⁸⁾。さらに労働契約書を交わさない労働者もいることを考慮すれば、期間の定めのない労働契約を締結して安定した雇用の地位を保持している労働者は、国営企業で6割、私企業で5割強と思われる。

社会主義経済時代には国営企業に入れば、よほどのことがないかぎり解雇されることはなく、定年まで働くことが保障されていた。これも「バオカップ」制度の1つであった。そのことが勤労意欲を減退させ、生産性向上にマイナスになり、労働者間に悪平等をばひこらせたという反省があって、ドイモイ政策では定年まで雇用を保障する労働者の割合を減少させてきた。そのことが期間の定めのある臨時工あるいはパートターマを増加させてきた。不安定雇用の増加が格差を拡大させる要因となってきた。先に述べた農村から都市部に流入する者が、企業に雇用の場を得ても、労働契約を締結しないでいい3か月の期間だけ雇用されたり、臨時工やパートターマとして雇用されている場合には、不景気になればまっさきに解雇されるので、不安定な雇用しか得られないケースが多い。それさえできない場合には、都市の雑業や、もっとも悲惨な場合には乞食をせざるを得ない場合もでてくる。

4. ジェンダー問題

先に述べたように格差が拡大しているが、その中で、男女間の格差も拡大しているかどうかを検証したい。結論としては男女の格差は縮小しているが、格差はなくなっていないと言えそうである。

国際比較をおこなう際には UNDP の開発した指数がもちいられている。Human Development Report の発行年ごとの数字をみてみよう。ジェンダー開発指数（GDI）の指数が掲載されているのは 1996 年版からであるので、それ以降の数字を表 1 に掲載している。ベトナムのジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の数字が掲載されているのは 2007/08 年版からである。この表から、ベトナムでは、人間開発指数（HDI）も GDI もともに、指数が上がっていることが分かる。もっとも新しい 07/08 年のベトナムの人間開発指数は、177 か国のうち、105 位（0.733）であるが、ジェンダー開発指数は、157 か国のうち、90 位（0.732）にある。ジェンダー・エンパワーメント指数では、93 か国のうち、52 位（0.561）にある。

表 1 人間指数、ジェンダー開発指数、ジェンダー・エンパワーメント指数の時系列による変化

	HDI	GDI	GEM
07/08	105 (0.733)	90 (0.732)	52 (0.561)
06	109 (0.709)	80 (0.708)	/
05	108 (0.704)	83 (0.702)	/
04	112 (0.691)	87 (0.689)	/
03	109 (0.688)	89 (0.687)	/
02	109 (0.688)	89 (0.687)	/
01	101 (0.682)	89 (0.680)	/
00	108 (0.671)	89 (0.668)	/
99	110 (0.664)	91 (0.662)	/
98	122 (0.560)	108 (0.559)	/
97	121 (0.557)	101 (0.552)	/
96	121 (0.523)	91 (0.539)	/

ベトナムでは、人間開発指数は低い地位にあるのに、ジェンダー開発指数、ジェンダー・エンパワーメント指数になると、順位を上げてきている。これはなにを意味するのか。

人間開発指数は人間の能力がどこまで伸びたかを測るものであるが、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済みの 1 人あたりの国民所得を指標として用いている。ジェンダー開発指数は、人間開発指数と同じく基本的に能力の達成度を測定するものであるが、女性と男性の間の達成度の不平等に注目し、平均寿命、教育水準、国民所得を用いて、男女間の格差を割り引いて算出している。ジェンダー・エンパワーメント指数は、女性が経済（おもに労働）や政治に参加して、意思決定に参加しているかどうかを測定するものである。そこで、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を指標として用いている。このことから、労働分野で女性と男性の格差が小さくなっていること、女性の意思決定の場への参加が高くなってきていることを示しているものと理解できる。日本のように人間開発指数は 8 位であるが、ジェンダー開発指数では 13 位、ジェンダー・エンパワーメント指数では 54 位と下がってきているのとは対照的である。ジェンダー・エンパワーメント指数ではベトナムの方がランクを上にはしているのは、経済（おもに労働）や政治の場での

意思決定への女性の参加が日本の方が遅れていることを示している。

このことは別の資料でも確かめられた。世界経済フォーラムが平成 20 年 11 月 12 日発表した 2008 年ジェンダー・ギャップ指数によると、ベトナムは 130 か国中 68 位、日本は 98 位であった。これは労働分野（労働力の男女比、類似の労働における賃金の男女格差、勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門・技術職の男女比）、教育分野（識字率の男女比、初等教育就学率の男女比、中等教育就学率の男女比、高等教育就学率の男女比）、政治分野（国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近 50 年における国家元首の在年数の男女比）、保健分野（平均寿命の男女比、出生時性比）の 4 分野で男女の格差を調べた結果である⁹⁾。日本は労働と政治の分野で低い結果になっている。

ベトナムの具体的な数字を、労働分野に限定して見てみよう。

1) 労働力率¹⁰⁾

労働力（男性の場合は 15 歳から 60 歳、女性の場合は 15 歳から 55 歳を対象とする）は 2001 年 3949 万人から 2006 年 4527 万人に増加しているが、うち女性は 48－49% を占めている。ほぼ男女同じである。人口は女性の割合が 50.9% で男性より少し大きい。このことから、女性の労働力率が男性より低い、その格差は小さいと言える。2003 年には女 68.5%、男 75.8% であった。この傾向はドイモイ政策の採用前後とも変わりはない。

夫婦共稼ぎが通常であるが、これには低賃金政策のために、生計を維持するために女性が働かざるを得ない状況にあることと、女性が自らの力を発揮したいと希望していることの両面がある。このことは儒教、仏教、道教の影響によって形づけられた女性は男性に従い、女性は家庭、男性は外で働くという男女の役割分業の意識は弱まっていることを示している¹¹⁾。したがって、年齢別の労働力のグラフをみると、日本のように M 字型のカーブは描いていない。きれいな台形型になっていて、結婚や出産、子育てによって女性は労働市場から引退しない。祖父母や父母、その他の血縁者による子育ての手助けを得やすい状況にあることが要因として考えられる。公的な施設を利用する子育てはベトナムではまだ一般的に普及はしていない。さらに年齢別労働力のグラフを見ると、男性の年齢別労働力率と比べると、女性の場合、男性より台形がほんの少し小さくなっていることと、引退年齢が男性より女性の方が早く、55 歳前後で女性は労働市場から引退している点に特徴がある。ベトナムでは女性が男性より 5 歳早く退職するのが慣行となっている。日本ではこれは男女差別とされているが、ベトナムでは女性を優遇していると解釈されている。女性が男性より 5 歳早く年金を受け取ることができ、これまでベトナム戦争などで女性が苦勞してきたので、5 歳早く労働市場から引退することに合理性があるとされている。

ベトナムの女性はまじめで、手先が器用で働き者であるとされるが、問題はどの部門で働いているかである。

労働力の内訳をみると、第一次産業、第二次産業、第三次産業に分けてみると、2006 年には、第一次産業に 55.34%、第二次産業に 18.86%、第三次産業に 25.8% が従事している。しだいに第一次産業従事者の割合が低下し（2001 年には 63.08%）、第二次産業と第三次産業従事者の割合が増加している。

これに対して、別の分類による統計もある¹²⁾。賃金労働者、自営業者、経営者、アンペイドの

家内労働者の4種類の労働者の割合を見てみると、2006年には賃金労働者26.9%、自営業者38.2%、経営者1.7%、家内労働者33.1%になっている。自営業者と家内労働者の多くは第一次産業（農林水産業）と第三次産業に含まれるインフォーマル・セクターに所属しているが、それが全体の71%も占めている。上に述べた第一次産業（55.34%）と第三次産業の一部（15.95%）を合わせると、自営業者と家内労働者の合計に相当する。この者は労働法典や社会保障法の適用を受けられず、不安定な収入しか得られない人達である。農林水産業はその生産性が低いために、GDPの中に占める割合は年々低下しており、生活の安定を期待しがたくなっている。農業には男性の約75%、女性の約68%が従事している。インフォーマル・セクターはサービス業、特に雑業を意味し、天秤棒を担いで物売りをしたり、道端で飲食業や物売りをしている女性を多く見かけられるように、都市部で女性が多くインフォーマル・セクターに従事している。インフォーマル・セクターからの収入は不安定であり、女性の労働力率が男性とほぼ同じであっても、その内容に違いが存在する。男性の方に労働法や社会保障法によって保護を受ける者が女性より多いことが分かる。それは次にのべる収入の面での違いとなって表れる。

別の資料からも見てみよう。2001年には労働力の79%が農林業とインフォーマル・セクターに従事しているという資料¹³⁾があるし、2003年ILOの出版物¹⁴⁾でも、フォーマル・セクターに従事する労働力は10%以下（約400万人）しか占めていない。したがって、ILOはインフォーマル・セクター従事者の割合を高く見積もっている。このことはインフォーマル・セクターに女性が従事する割合が高く、男性との格差が大きくなることを示唆している。

2) 収入

最低賃金制度は国内企業には1993年から、外資系企業の場合には1990年から採用している。現在も低賃金政策を採用しており、最低賃金額は低い。その額は最低の生活を保障できない額である。国内企業と外資系企業で最低賃金に格差をもうけ、外資系企業の方が高くなっている。国内企業の場合には2007年までは1本に最賃が統一されていたが、2008年1月1日から、外資系企業の場合と同じに、全国を3つの地域に分けて、3通りの最賃額が決められ、都市部は農村部

表2 1か月あたりの最低賃金と平均賃金の比較（単位：千ドン、最賃1はハノイ、ホーチミン、最賃2はその郊外と工業地域、最賃3はそれ以外の地域の最賃をしめす）

			1998	2002	2004	2006
国内企業	最賃		144	210	290	450
	平均賃金	家内企業	552	606	649	914
		私企業	554	771	852	1420
		国営企業	572	1002	1077	1680
	最賃	1	464	487	487	810
外資系企業		2	530	556	566	790
		3	597	626	626	710
	平均賃金		680	1037	1044	1774

（出典：Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting, *Vietnam Development Report 2008, Social Protection* p.43）

表 3

職業別賃金（単位：千ドン）

	2002		2004		2006	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
行政官	831188	905263	1055766	1121448	1371497	1646245
高度レベルの専門技術者	1280847	1640166	1662361	2051585	2288500	2759246
中等レベルの専門技術者	829050	1032894	1153162	1305444	1529980	1914256
専門家個人サービス	1025561	1143987	1434549	1435606	1620378	1721969
農林業の技術者	760806	695712	1245731	1030709	1347483	1551045
熟練職人	633276	773699	779415	1019395	1057600	1176464
機械オペレーター	1086840	1298730	1123869	1470442	1191579	1784887
単純労働者	435054	540507	623820	766536	820509	983725
軍人	965340	1163732	1196393	1574951	2025340	2479914

産業別賃金（単位：千ドン）

	2002		2004		2006	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
農林業	323559	414309	533143	661148	757476	884817
水産業	529023	745904	1061858	915481	871034	1295262
採鉱・採石	656018	808701	888055	1365930	1448093	1722562
製造	666086	859054	840425	1064296	1071509	1396135
電気・ガス・水道	800921	1065936	1657161	1347989	1824408	2053436
建築	523175	666966	760485	883303	902902	1101611
サービス	849441	1099447	1042534	1140862	1375703	1666304
教育・医療	823969	1092380	1205114	1200364	1505879	1871094
行政	777685	805774	1001205	1049732	1376495	1513412
社会保障・個人サービス	846731	744803	932687	1018113	1023823	1113510

（出典：General Statistics Office ed., *Survey on Household Living Standards*, 2002, 2004, 2006）

より高く設定している。そのために、ハノイやホーチミン市に立地される外国資本によって設立される企業の最賃はもっとも高くなっている¹⁵⁾。平均賃金も最賃と同様に、どの地域のどの企業で働くかによって、賃金に格差が生じている。どの国内企業で働く場合も、どの外資系企業の最低賃金よりも低く設定されている。そこで公務員や国営企業従業員はアルバイトをして、2-3つの仕事をして収入を上げざるをえない。

UNDP の Human Development Report 2006 年版によると、1991 年から 2004 年までの女性の男性との相対賃金はベトナムの場合、160 か国中、12 位で 0.71 となっている。

ちなみに日本の場合は 0.44 で 118 位である。ベトナムは格差は小さい方であるが、格差自体は存在する。

2002 年の平均月収は女性 651,012 ドン、男性 769,052 ドンで、女性は男性の 84%、2004 年の平均月収は女性 913,109 ドン、男性 1,043,977 ドンで、女性は男性の 87%、2006 年の平均月収は女性 1,180,829 ドン、男性 1,350,135 ドンで、女性は男性の 87% になっている。徐々に格差が縮まっ

てきていることが分かる。職業別、および産業別の男女の賃金格差を見ても、同様の傾向を読み取ることができる。中には女性の方が男性より平均賃金が高い職業や産業もあるが、70-90%ぐらいの格差になっている。専門家の場合には、格差が小さく、90%を超えている。むしろ職業や産業の種類による格差の大きさが目につく。職業別では、単純労働者がもっとも低いのは当然としても、熟練職人や、個人サービス・社会保障関連の労働者（お手伝いさんや介護労働者）も低い。

産業別でみると、農林業がもっとも低く、農林業に従事する人々の収入が低いことが立証されている。ついで水産業、建築業が低い。採鉱・採石業が急速に賃金をあげてきていることが言える。各年度の女性および男性ごとの最高と最低の賃金額の格差を見てみると、2.06-3.1倍しかなく、その差は決して大きくない。平等主義的な性格をいまも持ち続けていることが指摘できよう。男女の賃金格差が小さいのも、その平等主義的な性格の要因の1つとなっている。その格差も次第に小さくなっており、ベトナムの特色といえるのではないかと思われる。中国では豊かになるところから豊かになっていく政策を採用したのに対して、ベトナムはそのような政策を取っていない。これが比較的富の公平な分配につながり、格差を縮めていると言えよう。しかし、腐敗や不公平な政策が存在しないということではないが。さらに、この統計ではフォーマル・セクターを主な対象としており、インフォーマル・セクターの大部分は排除されていることを考慮しておく必要がある。

5. おわりに

ベトナムではドイモイ政策による社会主義市場経済化によっても、労働面での男女の格差が縮小してきたことを述べた。しかし、都市と農村の格差、産業間の格差、特に農業部門と工業・サービス部門との格差、フォーマル・セクターとインフォーマル・セクターとの格差が広がってきていることを述べた。なぜ男女間の格差は縮小しているのか。伝統的に女性が男性に従うことを求める教える力が弱くなっていることと、女性の力が相対的に強い双系制社会の強さが見られること、社会主義経済時代の女性の労働力の活用が活発であったことが影響している。しかし、格差がなくなったわけではない。格差は日本と比べると小さいが、ベトナムでも格差は厳然と存在する。そのために男女平等法を作成して、より男女平等な社会を目指している。さらに、女性間の格差が大きくなっていることも指摘できる。少数民族の女性とキン族の女性との格差が大きくなっていることも今後検討していくべきテーマとなろう。

注

- 1) インフォーマル・セクターの概念は1971年イギリスの経済学者キース・ハートが作り出したが、それ以前は「伝統的セクター」という表現が一般的に用いられていた。インフォーマル・セクターを正確に定義することがきわめて困難である。一般的には、法人化されない、あるいは登録されない事業所で雇用されて働く者、法人化されたり、登録された事業所で家族従事者や臨時的に働いている者、路上物売りのような都市の雑業に従事している者が含まれている。ILO ed., *Women and Men in the Formal Economy, A Statistical Picture*, ILO,

2002（この翻訳はCAW ネット・ジャパンから『インフォーマル経済における女性と男性——統計にみる状況』として2007年に発行されている）

- 2) 香川孝三「アジアの不安定雇用の実情と課題」IMF・JC292号、2008年11月、30頁
- 3) 香川孝三「ベトナムの第4次男女平等法案」日本ジェンダー研究9号、2006年9月、45－55頁、同「在ベトナム日本大使館公使として触れたベトナムの法と社会（1）男女平等法案について」法学教室313号、2006年10月、6－7頁
- 4) 小高泰「人々の意識を荒廃させた経済・社会政策—ドイモイ前の『バオカップ』制度」中野亜里編『ベトナム戦争後の戦後』めこん、2005年9月、181頁
- 5) 都市と農村の格差の要因の1つが戸籍制度であった。中国と同様に都市籍と農村籍にわけられ、両者間の移動を困難にしていた。都市に住む者を優遇する政策を採用してきたので、農村籍の者が不利益を受けてきた。ドイモイ政策採用のあとは、籍の移動をゆるやかにしてきた。香川孝三「ベトナムにおける戸籍制度からみるジェンダー問題」アジア法研究2号、2008年9月、113頁
- 6) 在ベトナム日本国大使館編・ベトナム経済動向2007年、2008年4月
- 7) Ha Thi Phuong Tien & Ha Quang Ngoc ed., *Female Labour Migration, Rural-Urban*, Women's Publishing House, 2001, Le Bach Duong & Khuat Thu Hong ed., *Market Transformation Migration & Social Protection in a Transitioning Vietnam*, Institute for Social Development Studies, Thi Gioi Publishers, 2008
- 8) Vinh Dao Quang, "Viet Nam: workers in transition", Sangheon Lee & Francois Eyraud, *Globalization, flexibilization and working conditions in Asia and Pacific*, Chandos Publishing, Oxford, 2008, p. 392. ベトナムではパートタイマー、派遣労働者、請負労働者、臨時工などの分類による調査はまだ見たことがない。
- 9) 識字率の男女の格差が小さい。1998年には女90.6%、男95.3%、2004年には女86.9%、男93.9%であった。国会議員の女性の割合は2002年には27、3%である。2001年第9回共産党大会の決議で、意思決定の場に参加する女性の割合を3割に上げることを決めたことの結果である。共産党の一党独裁体制のもとでは、ドイモイ政策によって、利権に近いほど利益をうける機会が多くなり、さらに腐敗によって、その機会を利用できる者は、利用できない者と比べて格差が生じやすくなってきている。男性の方が意思決定権、許認可権を持っている場合が多いので、男性の方が利権に近い場合が多い。2009年3月に国際会計事務所グラント・トンソンが調査した女性管理職の割合はベトナムでは28%で世界12位になっている。
- 10) 人口および労働力の統計をしめしておこう。
15歳以上の人口
1996年 4760万人（男2239万人、女2522万人）
2005年 6244万人（男3014万人、女3229万人）
そのうちの農村にいる人口
1996年 3659万人（男1724万人、女1934万人）
2005年 4504万人（男2182万人、女2322万人）

そのうちの都市にいる人口

1996 年 1102 万人（男 514 万人、女 588 万人）

2005 年 1739 万人（男 832 万人、女 907 万人）

労働力人口

1996 年 3608 万人（男 1777 万人、女 1830 万人）

2005 年 4438 万人（男 2275 万人、女 2162 万人）

そのうちの農村の労働力人口

1996 年 2883 万人（男 1407 万人、女 1476 万人）

2005 年 3329 万人（男 1693 万人、1635 万人）

そのうちの都市の労働力人口

1996 年 724 万人（男 369 万人、女 354 万人）

2005 年 1109 万人（男 581 万人、女 527 万人）

- 11) Ngo Thi Ngan Binh, “The Confucian Four Feminine Virtues (tu duc): The Old Versus the New—Ke thua Versus Phat huy”, Lisa Drummond & Helle Rydstrom ed., *Gender Practices in Contemporary Vietnam*, Singapore University Press, 2004, p. 391
- 12) ILO Bangkok and Hanoi Office ed., *Equality, labour and social protection for women and men in the formal and informal economy in Viet Nam: issues for advocacy and policy development*, Labour and Social Developing Publishing House, Hanoi, 2003
- 13) Dao Q.V. & Nguyen H.D. “Social protection in Viet Nam”, in E. Adam, M. von Hauff and M. John ed., *Social Protection in Southeast and East Asia*, Friedrich Ebert Stiftung, Singapore, 2002
- 14) ILO Bangkok and Hanoi Office ed. op.cit., p. 27
- 15) 最低賃金額は以下のようにになっている。（単位：万ドン）将来には国内企業と外資系企業の最賃を同じにすることが検討されている。

	国内企業		外資系企業	
	2008.1.1	2009.1.1	2008.1.1	209.1.1
1	62	80	100	120
2	58	74	90	108
3	54	69	80	95
4		65		92

参考文献（注にあげた以外の文献）

Tran Thi Van Anh & Le Ngoc Hung, *Women and Doi Moi in Vietnam*, Second Edition, Women Publishing House, Hanoi, 2000

The World Bank, Asian Development Bank, UK Department for International Development and Canadian International Development Agency ed., *Vietnam Country Gender Assessment*, December 2006

串田久治・『儒教の知恵』、中公新書、2003 年 2 月

香川孝三著・『ベトナム労働・法と社会』、信山社、2006 年 2 月

香川孝三「ベトナムの女性労働者」日本労働研究雑誌 573 号、2008 年 3 月

Determining Factors in Men Choosing to Take Childcare Leave — How wives influence their husband's choice to take childcare leave: An interview with 12 husbands —

Keiko Kanazawa
(Keishin High school)

This paper explores what factors determine a father's choice to take the leave of childcare through the interview with the 12 husbands. This paper focused on understanding current situation of working men taking of Childcare Leave and their spouses influence in making that decision.

It was 1992 that Act on the Welfare of Workers Who Take Care of Children or Other Family Members Including Child Care and Family Care Leave for workers took effect. Despite the fact that this law grants the workers the right to take childcare leave, very few working men takes this type of leave. For example, the request rates for working men is 1.56% as compared to 89.7% for working women among private companies in 2007. Similarly, men taking childcare leave in the public servant sector was 1.3% in 2007.

The percentage of men who take this type of leave is quite low. The reason for this that workers are put a great disadvantage with respect to their income and position, even after being re-instead to their former position. Previous publications describe the effect "gender roles" in the family. However, according to the research in 2008 issue of Metropolis, more than 60% of working men want to take childcare leave.

After interviewing 12 working men who have taken childcare leave, it was discovered that there are two important factors makes it easier for working men to take the leave. The wife must currently be employed at full-time job and there is enough family income while the father can take childcare leave. The wife require their husbands to take childcare leave to continue the job, her husband meet the requirement and support them. Such situations provides opportunities to reconsider "gender roles" in the family.

In conclusion, childcare leave for working men has two results. First, the father's role in raising the family becomes more active, and in turn, the mother's role become less active. It is also noteworthy that those who first used childcare leave subsequently advised new fathers to take this type of leave. As a result, the number of working men taking this type of leave is increasing little by little.

Therefore, the position of this papers is that childcare leave is beneficial to society because it is strives to find balance between ones work life and family life, especially for working men.

男性の育児休業取得を可能にした要因

ー 育児休業取得者のインタビューより妻の影響を中心に ー

金 沢 恵 子
(啓新高等学校)

1. はじめに

わが国では1992年4月、男女労働者が取得できる「育児休業等に関する法律」(以下育休法)が施行された。それまで一部の公務員、しかも女性のみには与えられなかった権利が全労働者にも与えられた。施行当初、女性の取得率に比べ、男性の取得率は極端に低かった。それはある程度予想されていたこととはいえ、施行後10年以上経ってもその傾向に大きな変化はない。例えば、平成19年度において民間企業では育児休業を取得したのは女性で89.7%に対し、男性はわずか1.56%¹⁾、一般職国家公務員では女性96.2%、男性1.3%²⁾であり、女性取得率が100%に近いのに対し、男性取得率の低さは際立っている。その低さの大きな理由のひとつは、多くの企業において、育児休業取得により仕事のキャリアが中断することにより、復職後仕事の評価がマイナス査定になり、本人が昇進や昇給など、その後の処遇に不利益をこうむることを恐れるためである。たとえ制度が良くてもそれが利用できなければ意味がない。それだけまだ、わが国においては男性の育児の社会的価値が低いということだろう。

さて近年、社会情勢の変容や子どもを取り巻く状況の変化に伴い、母親の育児不安や育児ノイローゼ、家庭の教育力の低下(父親不在、父親役割の見直し)などが語られている。そして母親の育児不安や育児ノイローゼを軽減するのに、夫が積極的に育児参加する必要があると指摘されている。このことから夫が育児休業を取得し、一定期間育児の主体者として子どもにかかわることは、父親の人間的成長や家族のあり方について考えるいい機会になると同時に、子どもにとっては、児童福祉法や児童の権利条約にてらして両親に養育される権利という視点からも、父親の育児休業は意味を持つものではないだろうか。

現実には、東京都の調査では、男性の家事および育児参加の意欲は高まってきており、育児休業取得を希望する男性は半数を超える³⁾。このような取得に対する希望が実現するにはどうしたらいいのだろうか。そして、少数派である男性の育児休業取得者はなぜ休業が実現したのか、実現を可能にした要因は何なのか。また休業の実態はどのようなもので、本人はどのような気持ちだったのだろうか。

そこで、本稿では男性の育児休業取得が実現した要因について明らかにしていきたい。また、実際に育児休業を取得した男性のインタビューより、その質的データによる分析から、男性の育児休業、それに付随する育児に関する社会的な支援策の今後の課題についても検討していく。

なお、本稿で「育児休業」とは、「育児休業等に関する法律」および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定されている休業、またはこれらの法律に基づき、法律以上の育児休業の規定を設けている企業独自の休業のことを指す。「共働き」

とは、夫婦が両方とも何らかの形で就労し、収入を得ている状態を指す。

2. 育児休業をめぐる動き

昨今の少子化社会が進むなか、少子化社会対策会議による「子ども・子育て応援プラン」において、その重点課題のひとつに「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」がある。そこでは、男性も含む働き方の見直しまで踏み込み、企業の一層の取り組み、男性の育児参加の推進、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現などがもりこまれ、「働き方の見直し」の分野においての積極的な目標設定として、男女の育児休業取得率として女性 80% 男性 10%、などをあげている⁴⁾。2003 年に成立した「次世代育成支援推進法」で義務づけられている行動計画により、官・民で男性の育児参加の推進が図られているが、そこでは単に男女の育児休業の取得率やその効果だけでなく、近年では仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の観点⁵⁾や企業の社会的責任や企業戦略からみた育児休業の推進も含む次世代育成計画（ファミリーフレンドリー企業）の位置のような視点もみられるようになってきた。

東京都によると、育児休業対象者であったが、育児休業を取得しなかった理由として男女とも「子を見てくれる人がいたので休む必要がなかった」（男性 72.4%、女性 47.1%）がもっとも多かった。男性は次いで「職場の人に迷惑がかかるから」（8.6%）「収入が減り、経済的に困るから」（6.6%）、女性は「収入が減り、経済的に困るから」（23.5%）「職場の人に迷惑がかかるから」（17.6%）の順である⁶⁾。育児休業取得のしやすさに関しては、育児休業対象者のうち、休業を取得した者が、育児休業の規定がある職場では男女とも「取得しやすい」と回答する割合が高く、「規定あり」では女性 62.3%、男性 50.0% であるのに対し、「規定なし」では女性 8.7%、男性 18.3% となっている⁷⁾。

3. 父親の家事・育児参加、育児休業に関する先行研究

加藤らは、現代の父親たちの育児参加の要因としては、1) 相対的資源、2) 時間の余裕、3) 性役割意識、4) 家事・育児の必要性、5) 仕事に対する態度をあげ、考察として 1) 家庭における父母の時間的余裕、子どもの数や末子の年齢という育児の必要性が父親の育児参加を促進する重要な条件であるとしている、2) 性役割意識、仕事に対する満足度は父親の育児参加を促進する条件とみなされなかった、3) 父母の相対的資源（収入差、学歴差、年齢差）はほとんど関連していなかった、としている。そしてすでにいくつかの研究から育児参加度の高い父親は子どもとのかかわりにおいて柔軟性が高いこと、柔軟性の高い父親の子どもは 3 歳半の時点で子どもの発達が良いなどプラスに影響すること、子育てにかかわった父親ほど人間として成熟したと感じていることなどの報告をあげ、今後、父親の育児参加が増えていくことは、日本の子どもの発達や家族関係のあり方を考えるうえで重要な課題であると述べている⁸⁾。松田は、1999 年と 2004 年に実施された全国家族調査の個票データを分析し、近年における未就学児の父親の家事および育児参加の変化とその背景要因を示している。結果として、母親の労働時間が長く、かつ収入割合が高い場合、父親がより多く家事および育児参加をするように変化してきていると指摘してい

る⁹⁾。堀は、ジェンダーの視点にも触れながら、聞き取り調査（夫・妻双方の語り）により、共働きカップルの育児分担について夫が育児に関わりながら父子関係を作っていく側面に注目している。その結果、数字としては現れにくい「ケアラーとしての父親」を見出すことができ、父と母共通のペアレンティングがみられ、女性が就業意識を強くもち続けることが、夫の育児分担度を高めるということが明らかにされた。そして夫の育児の分担は父親の分担でもあり、父子関係を築いていくことと同義であることを再認識する必要があると説いた¹⁰⁾。佐藤・武石は、少子化対策としてのみ論じられがちな男性の育児休業を、社員が勤労意欲を高水準で維持し、能力を最大限に発揮するための選択肢の一つとして捉え、取得促進の具体案を提示している。ここではニッセイ基礎研究所の個人調査のデータ（2002年）を用いて男性が育児休業を取得した理由と取得しなかった理由が紹介されている。育児休業取得理由は（サンプルが16人と少ないと断ったうえで）「配偶者や家族からの希望」（43.8%）が1位である。また、実際に取得する男性は、妻が正社員や正職員で就業している共働きの場合が多いという。男性が育児休業を取得しなかった理由のトップが「自分以外に育児をする人がいたため」（57.3%）、女性は「職場への迷惑がかかるため」が57.5%、次いで「職場が育児休業を取得しにくい雰囲気であったため」（女性20.0%、男性16.5%）、「職場や仕事の変化に対応できなくなるといったため」（女性25.0%、男性8.9%）である¹¹⁾。これらは先述の東京都の調査ともほぼ同じような結果になっているが、男性の理由の「自分以外に育児をする人がいたため」は、妻が専業主婦であるという可能性が高い。また、男性より女性の方が「職場の雰囲気」で育児で休みたいと言にくいのなら、男性はなおさら言にくいのは容易に想像がつく。男性優位の企業文化が支配的だからである。「職場や仕事の変化に対応できなくなるといったため」は、特に女性は長く仕事から離れれば離れるほど復帰しにくいということは、なにより女性自身がよくわかっているからで、それだけまだ女性が働き続けにくいことの現れでもあるのだろう。「職場への迷惑」は代替要員の確保などの問題を気にしてなかなか育児休業を取得できないのであろう。藤野（柿並）は、2003年の兵庫県アンケートと男性育児休業取得者のインタビューから、男性の育児休業普及の今後の課題を検討した。男性の育児休業についてはニーズはあるが、普及のためには個人レベル、企業レベル、行政レベルの課題があり、男性の育児休業普及のための「戦略」が必要という。男性の育児休業普及のためには、1）父母の取得を原則にする、2）男性は無理のない短期間から始める、3）多様な働き方を認める必要があることを主張している。まとめとして1）共稼ぎの場合、妻の職場復帰をサポートするために取得する、2）共稼ぎであることから休業により家計所得低下による経済不安は少ないこと、それよりもむしろ育児に携わる経験を高く評価していること、3）代替要員や在宅ワークなど職場に工夫がみられること、4）夫婦共稼ぎであることから、家事育児の共同意識が強いことなどが明らかになったと結んでいる¹²⁾。

4. 育児休業を取得した男性への調査

1) 調査の概要

本調査の目的は、実際に育児休業を取得した男性にインタビューすることにより、その生の声から男性の育児休業の実態を把握することにある。具体的には男性が育児休業を取得できた理

由、育児休業中の様子、復職後の状況、育児休業や育児支援について思うこと、家族関係などを調べる。特に、男性の育児休業取得への妻の影響、たとえば妻の就業状況（雇用形態、収入など）、妻の就業継続の意欲や早期職場復帰希望、それに対する夫の支援、制度の有無、職場での対応（代替要員など）の影響を明らかにする。その際、実際には妻の就業継続や早期職場復帰には夫との信頼関係にもとづいた調整や協力が不可欠であることから、夫婦関係についても留意する。

調査対象は、首都圏在住で、育児休業を取得したことのある男性（父親）12人であった。取得期間、取得時期は問わない。なお、この12人の調査対象者は、筆者の個人的知人および彼らが紹介する協力者である。

調査方法は、インタビュー調査で、半構造化面接法の手法を用いた。あらかじめ調査用紙を準備し、質問項目は定めてあるが、ある程度調査対象者に自由に話してもらった。その際、調査対象者に承諾を得たうえで録音を行い、あわせて筆者がメモを取った。面接は原則として調査対象者のみであったが、2名は住居と妻の身体状況により妻も同席した。

調査時期は2006年10月から11月であった。

調査分析の方法は次のようである。分析データは、育児休業を取得した男性たちの「語り」である。分析方法は、インタビュー調査で得られた録音したテープをもとに逐語録を作成し、主題別に「語り」を抽出し、類似する回答をカテゴリー化し分析した。

調査項目は次の通りである。1) 個人の属性、家族構成、2) 育児休業取得時の本人・家族などの状況、夫婦関係、3) 育児休業取得時の勤め先の状況、4) 育児休業を取得した理由や休業の状況など、5) 育児休業取得時の周囲の反応、6) 育児休業取得の伴う職場での対応、7) 育児休業取得中の状況、8) 育児休業を取得した感想、9) 育児休業制度に対する意見など、10) 育児休業以外の育児支援制度や社会的支援等について考えることである。

調査所要時間は1人約1時間から2時間であった。

2) 調査結果

インタビュー調査の概要を図表1に示した。男性の年齢は31歳から54歳で、平均年齢は42.3歳であった。また、育児休業取得者の年齢は30歳から41歳でその平均年齢は34.4歳であった（ただし2回育児休業を取得している対象者が1人いるので、延べ回数で年齢を計算した）。女性（妻）の年齢は29歳から51歳で、平均年齢は41.8歳、育児休業取得時29歳から42歳で、平均年齢は33.8歳であった（ただしこれも2回育児休業を取得している対象者が1人いるので、延べ回数で年齢を計算した）。調査対象者の現在の年齢層は31歳から50歳代までで、育児休業を取得した時期もここ2、3年から、10数年前というケースまでであった。

子どもの数は1人から4人で平均2.2人、末子の年齢は1歳から15歳であった。育児休業を取得した子は第1子から第4子までであった。ただし、1人は第2子以降が3つ子であったため、3人同時に育児休業したことになる。育児休業取得回数は12人中11人が1回、1人は2回取得している。3つ子の場合は1回に数えた。

夫婦の就業状況は、常勤職が多く、対象者は民間（大企業）の社員と公務員が半々だった。取得時の年齢は、いわゆる働き盛りの30代に集中している。なお、その時の妻の年齢も30代が多い。この30代の男性は、わが国で労働時間がもっとも長い層である。

図表 1 調査対象者の概要

		A氏	B氏	C氏	D氏	E氏
育児休業の状況	取得した子	①第2子 ②第3子	第2子から第4子(3つ子)	第2子	第3子	第1子
	期間	①6ヶ月②5ヶ月	4ヶ月	2ヶ月	4ヶ月	4ヶ月
	妻の就業の有無	常勤 翻訳品質管理	常勤 保育士	常勤 事務	常勤 公立学校教員	契約社員 出版社勤務
	休業中の所得保障	育児休業給付金	育児休業給付金	育児休業給付金	育児休業給付金	育児休業給付金
	休業取得の理由	第1子で妻が育休を取ったとき、家庭がギスギスしたのでそれは繰り返したくなかった。	会社だけでない人生を少しの間過ごしてみたい。妻が4月から職場復帰しても良かった方がい。	1年間妻が育休取って大変だった、人と話がしたいと言っていたので。妻が働いていたので。	制度が整っていた。	制度が整っていた、職場の理解、妻の就業継続のため、1回専業主婦的役割をやってみたかった
育児休業時の仕事の状況						
	業種	電機メーカー	製造業	製造業	地方公務員	地方公務員
	仕事内容	エンジニア	会社員	エンジニア	公立学校教員	行政職
	役職	上級職	主任	なし	なし	なし
	労働時間(週均)	約39時間	40時間	40時間	40時間	40時間
	男性の休業取得実績	なし (その部で第1号)	なし	なし	なし (その市で第1号)	なし
	周囲の反応	上司は制度を知らなかったがベストな対応をしてくれた。	職場では賛否両論。	親戚、友人は無反応、職場では驚き、勘違い。	上司は好意的。職場、友人などは見守り。	特になし。
休業取得の仕事の影響						
	休業時の代替要員	①あり、②なし	なし※1	なし※1	あり	あり
	復職時の仕事	現職復帰	現職復帰	現職復帰	現職復帰	現職復帰
	評価等への影響	なし	マイナス査定※2	なし	なし	なし

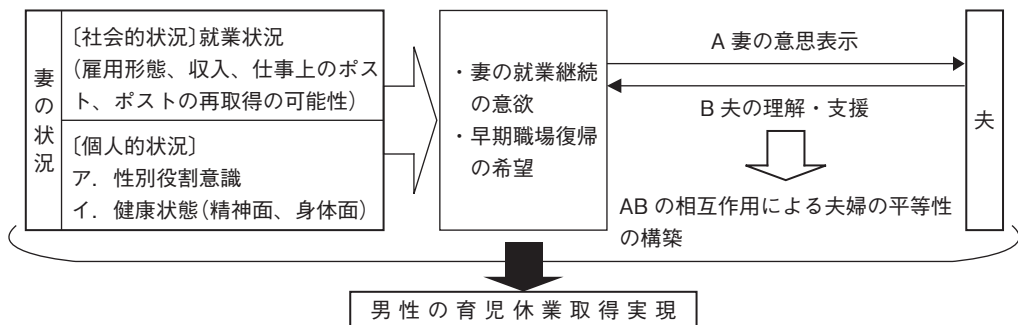
注：育休＝育児休業 ※1 すべて現場対応 ※2 昇給に差がついた

図表 2 育児休業取得の理由(延べ人数・人)

自分で育児がしたかった(11)／上司・人事の理解(10)／
 自分の仕事のキャリアにはマイナスにはならないと思った(9)／社内制度が整備されていた(9)／
 妻の就業継続、早期職場復帰のため(9)／前例があった(女性)(9)／取得できる雰囲気があった(7)／
 本人の仕事の実績が認められていた(5)／育児休業そのもの、育児休業中や育児休業後の状況に興味があった(4)／
 配偶者や家族の希望(4)／自分が育児休業を取得した方がメリットがあった(4)／
 配偶者の事情(3)／男性の育休前例があった(2)／仕事の遂行上タイミングがよかった(2)／育児休業を取るのが
 当たり前、自然にとった(2)／自分の人生の節をつくってみたかった(2)／育児休業期間が3歳までのびたため(2)／
 妻が働いていた(2)／
 専業主婦的役割をやってみたかった(1)／代替要員が確保されていた(1)／周囲からすすめられた(1)

F氏	G氏	H氏	I氏	J氏	K氏	L氏
第2子	第2子	第1子	第2子	第3子	第1子※4	第1子
4ヶ月	1ヶ月	7ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	4ヶ月
常勤 団体職員	常勤 保育士	常勤 総合職	常勤 公立学校教員	常勤 団体職員	無職（身体障 害者手帳1級 所持）	常勤 研究開発
労働組合から の手当	なし	育児休業給付金	なし	なし	育児休業給付金	育児休業給付金
妻が体調を崩し 休業していたので妻を早 く職場復帰させたかった。	育児法施行の 前倒しで早く 取れるように なったので。 この時期の子 どもと一緒に すごしたい、 育児がした かった。	子どもと一緒 にいたかった。 育児がした かった。	制度が整って いた。育児期 間が3歳まで のびたこと。 妻の就業支 援。	妻の育児を見 ていて自分も 体験して節を 作ってみた い、妻が育児 でストレスを 感じていたよ うだった。	制度が整って いた。職場の 理解。妻の身 体的事情と実 家の事情。 1/5の女性が 育児取得済 み。	制度が整って いた。妻の就 業支援。好奇 心。他の育児 取得経験者か らすすめられ た。代替要員 の確保。
教育	地方公務員	製造業	地方公務員	地方公務員	国家公務員	電機メーカー
私立学校教員	行政職	エンジニア	公立学校教員	公立学校教員	技術職	研究開発
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
40時間	40時間	40時間	40時間	40時間	40時間	40時間
なし （職場で男女 通して初）	なし	なし	なし	あり （本人で2人 目）	なし	あり （本人で10人 目）
校長、妻の両 親は歓迎、母 親はキャリア 心配。	親戚は大 ショック、母 親は2日間眠 れなかった。	職場では驚 き。親戚は特 になし。	上司、職場は 肯定的、自分 の両親はシ ョック。	上司・妻の母 はなし、自分 の母はなぜあ なたが？	職場の男性に は不評、女性 には好評、妻 の親は出世を 心配。	上司はびっく り、同僚は面 白がる。
なし※1	なし※1	なし※1	あり	あり	なし※1	あり
現職復帰	現職復帰	現職復帰	現職復帰	現職復帰	配置換え	現職復帰
なし	なし	マイナス査定※3	なし	なし	なし	なし

図表3 男性の育児休業取得実現に及ぼす妻の影響



妻の就業状況や年収、家計経済との関係では、取得時、妻はほとんどが常勤、正規社員（職員）であった。対象者の年収とその妻の年収を比較すると、大部分が妻より夫の方が年収が多かった。H氏は妻の方が年収が多かった。育児休業取得当時、家のローンがあったかどうか聞いたところ、6人があったと答えた。

取得した子では、第1子から、第2子からなど、さまざまであった。第2子以降に男性が育児休業したケースの場合、第1子は妻が育児休業を取得している。H氏の場合、妻は第1子のときも、第2子のときも育児休業を取得していなかった。B氏は第2子から第4子までは3つ子である。また、子の生後0ヶ月から取得した、1歳から取得したなど、さまざまであった。

取得期間は7ヶ月までが9人、1年間で4人だった。

育児休業における育児休業取得時期と所得保障は、育児休業法成立から1995年3月までは無給（3人該当）、1995年4月より雇用保険から25%保障（5人該当）、2001年1月から40%保障（4人該当）されている。2007年から現在の育児休業給付率40%が50%に引き上げられた。ただし、これは2010年3月までの時限措置である。公務員については2002年4月から育児休業期間が子どもが3歳になるまで延びたが、1歳を超えてからは無給（2人該当）である。なお、社会保険料は、2005年4月より子どもが3歳になるまで免除されるようになった。

育児休業取得の意志としては、12人中11人が本人の意志だった。C氏はどちらともいえないとし、そのときの妻と話している雰囲気です。「自分が取る」と言ったという。

育児休業取得の理由を図表2に示す。もっとも多かったのが「自分で育児がしたかった」(11人)であり、次いで「上司・人事の理解」(10人)、「自分の仕事のキャリアにはマイナスにはならないと思った」(9人)、「社内制度が整備されていた」(9人)、「妻の就業継続・早期職場復帰のため」(9人)、「前例があった（女性）」(9人)と続く。地方公務員（公立学校教員）の2人は、「育児休業が3歳までのびたため」と答えた。「周囲からすすめられた」の1人は、すでに育児休業を取得したことのある男性たちからのすすめである。

育児休業時の職種、仕事内容は専門職が多かった。労働時間は全員ほぼ40時間であった。職場での男性の育児休業実績は2ケース（J氏、L氏）しかなく、大半が勤め先の企業で第1号、住んでいる市で第1号というケースであった。女性の育児休業実績はあるというケースが大部分だが、F氏はその職場で男女通して育児休業取得者第1号であった。ほとんどの対象者が、いわば男性の育児休業取得者としてのパイオニア的存在といえる。周囲の反応は実にさまざまであった。特になしから、G氏のように対象者の親が、自分の息子の育児休業取得にあまりにショックで眠れなかったというケースなどがあった。取得時期でも違いがみられ、G氏の場合、育児休業法施行直前に労使の合意で1992年1月から育児休業制度が導入され、そのとき第2子が生後11ヶ月だったため駆け込みで1ヶ月の育児休業を取得した。職場で面と向かって差別的な発言はなかったが、職場復帰したときに自分の育児休業の紹介記事に悪口を書かれ、それが貼り出されるといういやがらせを受けたそうだ。全体的に上司などはびっくりしたり驚いたりしたが、親戚関係では対象者の出世や職場での不利益を心配する声などが複数あった。総じて女性には好評、肯定的な反応だったようだが、L氏の友人のように、育休法施行から15年近く経過しても、男性の育児休業はまだ「変わった」こととして、まわりには受けとめられている面があるようだ。

代替要員があったのは6人、なかったのは7人であった。A氏は育児休業を2回取得しており、

1 回目は代替要員あり、2 回目は代替要員なしだったので重複カウントした。公務員は基本的に代替要員が確保されているが、G 氏は取得時期の関係と、取得期間も 1 ヶ月だったので代替要員はつかなかった。代替要員がいなかった場合は、対象者の仕事をほとんど同僚が分散していたが、C 氏はちょうど自分の仕事が一段落したところだったので、同僚に分散することもなく、育児休業期間中は自分の分担する仕事は単にストップしたまま（机の上に置いたまま）という状況だった。専門職（技術職）の特性で個人で業務を遂行する部分が多いからこそ、それができたという。K 氏は用意周到で、育児休業を取得する 3 年くらい前から例年重要なプロジェクトをこなすとともに、計画的に業務をこなし、上司にこれまでの実績と成果を認めてもらい、事前に分かっていた仕事は完全に終了し、ほとんど引き継ぎがないようにして 1 年間の休業に入った。代替要員の有無が育児休業を取得できるかどうかのひとつのポイントとなるが、L 氏は、取得できた主要な要因のひとつにこの点をあげた。B 氏は、法律で保障された権利とはいえ、要員がいないと育児休業を取ることでまわりの負担が増えることによる同僚の不満の声が聞こえてくると語った。

職場復帰の状況では、11 人が現職復帰であった。職場復帰後の評価は、民間企業でマイナス査定が 2 ケースあった。いずれも理由は会社に貢献していないとのことで、B 氏は昇給で一生取り返せない差がついたといい、H 氏も昇進に影響があり、今でも「（育休による）マイナス査定は納得していない」と不満を口にしていた。仕事は単に何時間会社に来た（いた）かではなく、質ではかるべきと H 氏は強く主張した。E 氏はなぜ育児休業がマイナス査定になるのか不思議がった。「そういうキャリアがあったら、それを生かしてたとえば子育て支援課という部署で役にたつわけだから、プラスに位置されるべきじゃないか」と語った。

育児休業中の状況では 12 人 12 通りの育児休業の状況だった。この状況は、子どもが生後何ヶ月だったか、また休業期間にもより状況や感じ方、それに対する対応も違って来るようだ。子どもが生まれてすぐ取得した L 氏は、身ぶり手振りを加えてこう語った。「お母さんのおっぱいって、こうやると片手があくんですね。するとたとえばインターネットなどで調べ物ができますし…。（自分の子どもは）首がまだすわってないので、こっちで首を支えてこっちでは乳びんをこうしないといけないので、両手が完全にふさがるんですね」実際問題、授乳するとき片手があくが、男性には生物学的に授乳できる機能が備わってないのでこのような苦労があった。これがもう少し子どもの月齢が過ぎていけば状況も変わるだろう。なお L 氏のこの経験は、のちに再度育児休業を取得したいかという気持ちや、性別役割分業の意識にも影響してくる。A、B、E、F、J 氏はプチャうつになったり、精神的につらかったなどの状況があり、その対応もひたすら「引きこもっていた」（F 氏）「しょうがないと思った」（J 氏）などであった。A 氏は 1 回目の辛い経験から、2 回目は生活にリズムをつけて乗りきった。B 氏は 3 つ子だったこともあり「家の中でもう泣きました。こうやってみんな育児ノイローゼになるんだな」と振り返った。相談者は「妻」が多かった。「普通に天気の良い日は子ども連れて近所の河原とか、公園とか行きました。お母さん同士話をしました」（J 氏）逆に、「大変なことは忘れた、今となってはいい思い出」（C 氏）や「上の子の世話も手がかかり、忙しくてうつになっている暇はなかった」（I 氏）なども聞かれた。

5. 調査分析と考察—男性の育児休業取得の実現と要因

1) ジェンダーの視点

男性の育児休業取得の要因を検討するにあたり、ジェンダーの視点に言及しておこう。伊藤によれば、ジェンダーとは、オス・メスといった生物学的な性のあり方を意味するセックス (sex) に対して、文化的・社会的・心理的な性のあり方をさす言葉である。簡単にいえば、「男はこう (あるべきだ)」「女はこう (あるべきだ)」といった社会的枠づけや、「男らしさ」「女らしさ」といった「らしさ」を意味する。セックスは、自然科学的なレベルの性の分類だが、ジェンダーはそうではない。ジェンダーは、人間の社会や文化によって構成された性なのである¹³⁾。体力面や出産機能の有無などから男と女の二項図式 (ジェンダー) によって形成された「男性が主で女性が従」「男性が能動的で女性は受動的」という固定的な枠組みは、家庭における性役割の仕組みからはじまって、地域社会や職場における男女の関係のなかに見いだすことができる。ジェンダーの図式は、明らかに男性による女性に対する支配の構造を生み出しているとしている¹⁴⁾。

この男女の力関係は、夫婦関係においても説明力を持ち、それぞれ「ジェンダー意識」をもって「ジェンダー役割」を遂行していると思われる。例えば6歳未満児のいる夫の家事、育児時間 (週全体) で、日本の育児時間は先進国中最低の33分である¹⁵⁾。男女の共同参画に関する意識調査では、いわゆる「男は仕事、女は家事・育児」などの意識は10年前、20年前に比べ変化してきているが、実践の場面では微々たる変化にとどまるなど、今だに、家庭内でのジェンダー分業は根強いのではないだろうか。岩上は、今日、人々が家族に期待している役割として、1) 精神的なやすらぎ、2) 子育て、3) 高齢者の介護をあげたうえで、この期待自体が矛盾をはらむと指摘している。なぜなら、子育てや介護というケア役割を担っているのは、たいていの場合女性であったし、基本的には今でもそうだからである¹⁶⁾。

このようなジェンダーに大きな偏りのあるケア役割について、船橋は、父親か母親かを問わず親の子どもに対する基本的な役割として、1) 扶養、2) 社会化、3) 世話の3つをあげている。父親を「ケアラー」としての父親ととらえ、今までのような家庭内役割分業を打破するジェンダー変革的な父親論が、これからのひらかれた父親像を示す。ひらかれた父親論は、ジェンダーの視点とともに育児社会化の視点と「子育て」の視点をもっている。それは、男性の生き方を問い直すとも述べている¹⁷⁾。

2) 男性の育児休業取得実現の要因

調査結果から、男性の育児休業取得実現の要因を、おおよそ次のように分類した。

【社会レベルの要因】 ①制度・法律の整備②企業文化 (社内制度、社内風土など)

【個人レベルの要因】 ①家族状況 (妻の状況、夫婦関係、親族の支援など) ②相対的資源 (世帯の夫の収入割合) ③育児の必要性 (子どもの数と末子年齢)
④社会規範 (性別役割意識) ⑤夫婦の仕事満足度⑥家計経済

次に、社会レベルと個人レベルについてその特徴をみてみよう。

(1) 個人レベルの要因

家族状況のなかの妻の実態（状況）に注目してみると、さらに次のように整理できる。

〔社会的状況〕 就業状況（雇用形態、収入、仕事上のポスト、ポストの再取得の可能性）

〔個人的状況〕 ①性別役割意識 ②健康状態（精神面、身体面）

これらを妻が総合的に判断して、妻自身が就業継続の意志をもつか、もしくは休業中であった場合、早期職場復帰希望の意志をもち、それを実現するべく夫となんらかの調整をしていかなくてもならないが、そのとき夫の妻に対する理解や協力が妻への支援として現れる。その過程で夫婦間のやりとり、相互作用のなかで信頼関係を構築しつつ夫婦の平等性が培われていき、結果的に男性の具体的な支援の方法（行為）として男性（夫）の育児休業取得実現へとつながっていくものと思われる。そのことを示したのが図表3である。今回インタビューした12人のうち、9人が育児休業を取得した理由として「妻の就業継続のため」「妻の（早期）職場復帰のため」と妻の支援をあげていた。それは妻が仕事を続けたいと「言った」から、というものが大部分であり、結婚しても、出産しても、仕事を続けることで自己実現を図ろうとする女性たちは、その実現のために、家庭内ジェンダー分業の壁を突き破る試みをしていると言える。そして、それを受け入れ、支援する夫という夫婦関係が見えてくる。その結果が男性（夫）の育児休業取得という形となり、当初は慣れない育児に奮闘しながらも子どもと向き合う「ケアラーとしての父親」としての生活を男性本人に自覚させていくようになる。D氏、F氏、G氏は子どもとの関係作りにおける「父親役割」を強調し、特に思春期の子どもとの関係について、乳幼児期の男性の育児休業の「効果」について語った。これは、これまでの父親役割などの研究で、乳幼児期の父親の育児参加が子どもの発達に良い影響を与えているとの報告を支持するものと考えられる。「子どもが8ヶ月や1年で育児休業をとってるひとの視点と、いまこれから自立していこうとする子どもをかかえトータルでみた子育てとはなんなのか…でそういう長いスパンのなかでみると乳幼児期にかかわる時期に2人で一生懸命苦労して育てあげたっていう体験がすごくいい影響をもたらすと思うんですよ。それが一番言いたいことだね。…（子育てには）自信あるねえ。」（G氏）「…（子育てに）自信があるから。…いやほんとにその子どもと接する機会がなくて…忙しくて（という）お父さんだとひいちゃんとかあるじゃないですか、やっぱりこんなこと言っているのかなって。逆に今度は強く出ちゃって殴っちゃったりとかね。そういうことはなくてすんでるんですよ。」（F氏）「もともとね、共稼ぎを前提に結婚する…で彼女は仕事やめたくない、だけど全部はできないよって。でも僕が家事を半分やるから結婚してねって。」（D氏）「妻は一生働くつもりなんだと。どっちも途中リタイアはなしよというところで合意がとれていた。」（A氏）

妻の就業状況は、ほぼ常勤で応分の収入があるケースが多かった。特に常勤ではない場合、仕事上のポストなども考えて、現職復帰できるかどうかということも長期休業をとるかどうかの分かれ目になる。これは夫やまわりの協力や支援がないとむずかしい。「妻がやっぱり2年間現場から離れるのにとっても不安を持った…じゃあ私が（育休）とろうかと。」（I氏）休業することによる家計経済へのダメージに関しては、男性が取得する場合は、それなりの経済的基盤と覚悟が必要である。「（育休を取れた理由は）2本柱制だよと決めたてたから。」（A氏）「社会保険代（無給で毎月6万円の出費）は大変でしたね。…妻のボーナスをならせば（貯金は）まあとりくずすまでいかなくても大丈夫だったと思うんですけど…。」（I氏）「（育休は）妻が働いていたので取

れました。」(C氏) 男性のほうが収入が多くても「お金の問題ではない」という意見もあり、対象者の育児への価値の高さがうかがえた。もっとも家のローンのために貯金していたのに、育児休業中の生活費にまわさざるを得なかったケースもあり、そこまでして育児休業を取るかどうかとなると、多くの場合やはり躊躇してしまうのではないだろうか。

(2) 社会レベルの要因

制度や法律の整備があったことは、育児休業取得の主な要因となっていた。大企業の専門職であるL氏は男性で10人目の育児休業取得者である。取得理由のひとつに男性の前例があり、その人からのすすめをあげている。C氏は特に他人にすすめたわけではないが、次のように語った。「3人目(の男性育児取得者)が出たんですけど、その人が育休とる前に僕がとった話を社内報でみたんですよ。あれを見て子どもが生まれた時に(男の育休という)選択肢があるってことが頭の中に残ったというんですね。それはひじょうに嬉しかったですね。」(C氏) さらに民間より公務員のほうが取得しやすいという指摘に関し、D氏はこう述べた。「(育休取得の) 数増やすのであれば公務員に積極的に育休を取らせるのがいちばんいいのになって。」その意味でいえば、厚生労働省の男性の育休取得者が増えるといい。

そして、「男性が育児休業をとるために何が必要か」の質問に対して、「根性と奥さんの収入」(H氏)、「スピリット、子育ての自覚」(B氏)という回答があった。

6. まとめワーク・ライフ・バランス推進へ

本インタビューからは、①夫婦共働きの場合、妻の就業継続や早期職場復帰をサポートするために男性が育児休業を取得したこと、②共働きであることから、休業による家計所得低下による経済的不安はある程度軽減されていること、③男性が主体的に育児に関わることにより積極的に父親の役割を見出していること、④代替要員や休業取得のための用意周到な準備や工夫が見られること、⑤夫婦共働きであることから、家事育児の共有意識が強いこと、⑥男性の育児休業取得には性別役割分業再考ルートがあること、などが明らかになったといえる。これらは、先行研究を支持する結果であった。対象者からは、家族との時間を大切にし、「子どもと一緒にいたい」というごく当たり前でささやかな思いを実践し、素直に子どもに向きあう父親の姿が見てとれた。まさに家族の機能を改めて確認し、「ケアラーとしての父親」像が表出したといえる。

この中で、今回特に注目した点は次の2点である。まず、男性の育児休業が、家庭内の性別役割分業を改革する役目を果たす側面もある一方、逆にそれを強化する役目もあることである。31歳のL氏は子どもの生後3ヶ月に育児休業を取得した。まだ子どもの首もすわらず、子どもの夜泣きなどの体験から、「育児はやっぱ女性だなんて思います。…子どもも産むし、おっぱいが出るし、実際育児の主担当は女性だと思いました、自分でやって。」これに関しては、内田が家庭で家事を積極的に共有している男性たちにインタビューした報告でも同じような指摘をしている¹⁸⁾。

もう1点は、若い世代の育児休業取得の特徴である。それは育休法施行時に休業を取得したパイオニア的存在の男性たちが周囲の男性に休業をすすめ、育児休業を取るような良い影響が起始

めていることである。L氏はそのような自分の世代を育休「第二世代」と呼んだ。さらに特徴的だったのは育児休業を取得した理由が、L氏の「一人一芸」であり、育児休業を取って変化したことは「こんなふうにインタビュー依頼がくるようになったこと」とあっけらかんに話したことであった。

本調査からは、ほとんどの男性から育児休業を取得してよかった、また取得したい（9人）という声がきかれた。しかし、それを他人にすすめるかどうかは少し意見が分かれた¹⁹⁾。男性の育児休業普及の支援策としては、柔軟な休業取得の方法（分割取得など）、休業中の所得保障とその支給方法²⁰⁾、代替要員の工夫などがあげられる。

最後に、今後男性たちがもっと自然体で育児参加できることが、すべての老若男女がもっと幸せになる道筋であると感じた。そのためには社会全体で単に育児支援にとどまらないワーク・ライフ・バランスを推進することが鍵ではないか。2008年12月、「労働政策審議会・雇用均等分科会」は、仕事と家庭の両立支援対策の充実について、厚生労働大臣に答申した。その柱のひとつに「父親も子育てができる働き方の実現」があり、男性の育児休業の取得促進を講じるべきとある。具体的にはパパママ育休プラス、出産後8週間以内に取得するパパの育児休業を「パパ休暇」と名付け、パパはその後に再度育児休業を取得できる制度などが盛り込まれていた。さらには、2009年1月には政府が「雇用ニューディール計画」の一環として、世界最高水準の育児休業制度の実現を目指す方向であることが明らかになった²¹⁾。これがさらなるワーク・ライフ・バランスの充実につながることを期待したい。

注

- 1) 厚生労働省 平成19年度雇用均等基本調査 サイト <http://www.mhlw.go.jp/>
- 2) 人事院職員福祉局 一般職の国家公務員の育児休業実態調査及び仕事と育児の両立支援のための休暇制度の使用実態調査の結果について 2008年 1頁
サイト <http://www.jinji.go.jp/kisya/0809/ikukyu20.htm>
- 3) 平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書『均等法、育児・介護休業法への対応等 企業における男女の雇用管理に関する調査』では、育児休業の取得を希望する者は、女性で8割、男性でも20代で68.0%、30代で62.8%が希望している。
- 4) 内閣府 少子化社会白書（平成17年版）2005年 199-202頁
- 5) 内閣府 少子化社会白書（平成20年版）2008年 56-97頁
- 6) 平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告『均等法、育児・介護休業法への対応等 企業における男女の雇用管理に関する調査』
サイト <http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2009/03/60j3p400.htm>
- 7) 平成17年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告『改正育児・介護休業法への対応等 企業における女性雇用管理に関する調査』
- 8) 加藤邦子・石井ケンツ昌子・牧野カツ子・土谷みち子「父親の育児参加を促す要因」『家庭教育研究所紀要』20号 1998年 38-47頁
- 9) 松田茂樹「近年における父親の家事・育児参加の水準と規定要因の変化」『季刊家計経済研究』71号 2006年 45-54頁
- 10) 堀聡子「共働きカップルの育児分担」『家族研究年報』30号 2005年 64-80頁
- 11) 佐藤博樹・武石恵美子『男性の育児休業』中央公論社 2004年 26頁

- 12) 藤野（柿並）敦子「男性の育児休業についての課題」『京都産業大学論集社会学系列』 第 23 号 2006 年 161-177 頁
- 13) 伊藤公男・牟田和恵編 『ジェンダーで学ぶ社会学』 世界思想社 1998 年 6-11 頁
- 14) 同上
- 15) 内閣府 少子化社会白書（平成 20 年版） 2008 年 60 頁
- 16) 岩上真珠「EU の子育て支援政策の方向性」『家族研究年報』 20 号 1995 年 2-11 頁
- 17) 船橋恵子「父親の現在」渡辺秀樹編 『変容する家族と子ども』 教育出版 1999 年 102-104 頁
- 18) 内田哲郎「家事を分担する男たち」『家族研究年報』 19 号 1994 年 58-69 頁
- 19) 他の男性に育児休業をすすめると答えたのは 2 人、いいえが 2 人だった。L 氏は「正直あんまりすすめられない。…女性が思っている以上にデッドタイムになるので。僕のポリシーとしてあんまり二者択一って好きじゃないんですよ」と語った。
- 20) 所得保障に関しては、生活に必要な額があればいいという意見や、一定の定額支給と定率支給を組み合わせ、収入の 60% 保障でもいいが上限額を決めてそれ以上は支給しない方法などの提案があった。「（現行の所得保障）40% で暮らしていける人はいないんじゃないんですかね。しかも（職場）復帰したあと（お金は）出るんですよね。…ふざけるなって感じですよ。（育児休業取得は）金の問題ではないんじゃないですか。（40% が 70% や 80% になっても育児休業取得の）促進にはつながらないと思いますけど」（H 氏）
- 21) 読売新聞ホームページ www.yomiuri.co.jp/atmoney/news/20081231-OYT1T00606.htm

参考文献

- 厚生労働省「平成 19 年度雇用均等基本調査」2008 年
- 人事院職員福祉局「一般職の国家公務員の育児休業実態調査及び仕事と育児の両立支援のための休暇制度の使用実態調査の結果について」2008 年
- 平成 20 年度東京都男女雇用平等参画状況調査『均等法、育児・介護休業法への対応等 企業における男女の雇用管理に関する調査』2009 年
- 内閣府 少子化社会白書（平成 17 年版）ぎょうせい 2005 年
- 内閣府 少子化社会白書（平成 20 年版）佐伯印刷 2008 年
- 平成 17 年度東京都男女雇用平等参画状況調査『改正育児・介護休業法への対応等企業における女性雇用管理に関する調査』2006 年
- 加藤邦子・石井クンツ昌子・牧野カツ子・土谷みち子「父親の育児参加を促す要因」『家庭教育研究所紀要』 20 号 1998 年 38-47 頁
- 堀聡子「共働きカップルの育児分担」『家族研究年報』 30 号 2005 年 64-80 頁
- 松田茂樹「近年における父親の家事・育児参加の水準と規定要因の変化」『季刊家計経済研究』 71 号 2006 年 45-54 頁
- 佐藤博樹・武石恵美子『男性の育児休業』中央公論社 2004 年
- 藤野（柿並）敦子「男性の育児休業についての課題」『京都産業大学論集社会学系列』 第 23 号 2006 年 161-177 頁
- 伊藤公男・牟田和恵編 『ジェンダーで学ぶ社会学』 世界思想社 1998 年
- 岩上真珠「EU の子育て支援政策の方向性」『家族研究年報』 20 号 1995 年 2-11 頁
- 船橋恵子「父親の現在」渡辺秀樹編 『変容する家族と子ども』 教育出版 1999 年 102-104 頁
- 内田哲郎「家事を分担する男たち」『家族研究年報』 19 号 1994 年 58-69 頁

解讀台灣的腐女現象

— 由讀者訪談探討男同性戀文本受女性讀者支持的原因 —

周 典 芳

(台灣慈濟大學)

男同性戀文本起源於日本的七十年代，在九十年代初期引進台灣，近年蓬勃發展，受到廣大女性讀者的喜愛。但截至目前為止，相較於閱讀行為的普及，在台灣並未對於此現象多方面地切入探討。本研究試圖由性別的角度出發，利用深度訪談法求得讀者的閱讀經驗，男同性戀文本受女性讀者支持的原因。

不論在日本或是台灣，商業出版或同人交流的男同性戀漫畫或小說，多是由女性創作、女性閱讀。雖然在日本廣義地將男性戀文本與創作閱讀行為總稱為「やおい」，但在台灣由於並未有對應的漢字可供直接引用，媒體多參考日本將「やおい」的讀者稱之為「腐女子」的用法，把喜好創作與閱讀男同性戀文本的女性統稱為「腐女」。因此本研究在中文名稱與要旨中，以「腐女現象」表示日文的「やおい現象」。

本研究募集了 17 位熱愛男同性戀文本的女性讀者，透過深度訪談法求得其與閱讀經驗的相關資訊。在這篇論文，本研究將探討的重點集中於讀者偏愛男同性戀文本的原因。透過將訪談資料的類型化，本研究得到女性讀者熱愛男同性戀文本的主要原因，在於故事主角「攻」與「受」的關係中，存在著「對等」、「多樣」、「禁忌」與「現實」等四個特性。而在故事的性愛表現裡，存在著「視覺的逆轉」、「人性化」與「體貼」等三個特性。這七個特性可視為女性讀者偏愛男同性戀文本的主要原因。透過進一步考察這些特性，可發現女性讀者之所以喜愛閱讀男同性戀文本，真正的目的在於透過沒有性別差異設定的故事情節，享受到掙脫性別束縛的自由，並在虛構的故事中得到跨越性別規範的快樂。

台湾におけるヤオイ現象

— 読者インタビューから見出したヤオイの理由 —

周 典 芳
(台湾慈済大学)

1. はじめに

ヤオイとは、男性同性愛をテーマとした女性向けのマンガや小説を指す用語である。そういった作品の多くが直接的な性描写のみで構成され、とりたてて深みのない内容であることから、「やまなし・おちなし・意味なし」の頭文字をとってヤオイと呼ばれるようになった。七十年代に二十四年組の女性マンガ家の萩尾望都や竹宮恵子らが美少年同士の恋愛物語をテーマに作品を発表したことに始まる。八十年代にはヤオイ小説誌『JUNE』が創刊、その後、マンガもあわせて「BL」（ボーイズ・ラブ）というジャンルで呼ばれるようになり、現在では、商業ルートや同人誌などで発表された女性による少年愛に関する作品と、その創作行為及び読書行為を含めて、広義のヤオイと呼ぶ¹⁾ 傾向がある。

ヤオイは日本を発信源としているが、九十年代初頭には台湾においてもこの現象が見られるようになり、ゼロ年代に入るとその読者数はますます増加していった。この論文の目的は、ジェンダーの視点から台湾におけるヤオイ現象を捉え、読者へのインタビューを通じて、女性に働きかけるヤオイの機能を解明していくことにある。

ヤオイ現象を構成するものは、大きく「作者」「テキスト」「読者」の三つに分けられるが、台湾におけるヤオイ現象を理解する上でこの三つの構成要素から入り込むのは最も基本的なアプローチであろう。しかし、ヤオイの構成を考えたとき、作り手や受け手は双方ともに女性であるにもかかわらず、テキストに描かれているのは女性の存在が欠如した少年愛そのものであることに気付く。このことは、男女の二項図式やジェンダー秩序からの逸脱を意味する。そもそも個々人は社会や文化から切り離された存在とはなりえない。ときには社会や文化に拘束され、固定化されたジェンダー意識もその成員に強く影響を与える。ジェンダーからの拘束はヤオイ現象を生み出す仕組みにどのような働きかけを見せるのか。ヤオイ現象を的確に理解するためにジェンダー論からの視点を欠かすことはできない。

本稿は、ヤオイ現象の構成要素の一つである「読者」から出発し、インタビューの分析を通じて、ジェンダー論を援用しながら台湾におけるヤオイ現象を読み解こうと試みる。本稿の構成は、まずヤオイに関する日本における先行研究を整理し、続いて台湾におけるヤオイ研究を紹介、次にこれらを踏まえて分析の視点や方法を定め、最後にインタビューによって得られた結果を検討し、結論を導き出すこととする。

2. 日本におけるヤオイの先行研究

上述したように、ヤオイは基本的に「作者」「テキスト」「読者」から構成されるものであるが、ここで最も注目しなければならないのは、女性作家が女性読者のために創作した男性同士の恋愛物語という点である。従って、ヤオイに関する先行研究を考察するにあたって、ひとまず「作者と読者」と「テキスト」に分けて進める。

1) ヤオイの「作者と読者」

上野はヤオイを性別非対称的な「性別隔離」のもとに生じたと主張した²⁾。それは日本のメディアはもともと性別隔離の強い傾向があり、女子文化は「見えない存在」とされてきたことによる。そのため、ヤオイは女性の表現者が同性の読者に受けることだけを訴求し、異性の視線を意に介さないことがそのまま特有の価値を生み出した³⁾。ヒーローとヒロインを男同士に設定した理由について、上野は、少女マンガ家は、少年の姿を借りて「少女マンガ」を描いたために、「美少年」は少女にとって「理想化された自己像」である、「第三の性」でもあると主張した⁴⁾。ゆえに、ヤオイは現実非関与なメディアのメタ消費である⁵⁾。要するに、ヤオイは、自由気ままに同性愛者のイメージを借り、虚構のキャラクターのカップリングを作り上げて楽しむテキストだといえる。このように同性愛者にファンタジーを押し付けるところや、同性愛者の性を商品化していることはしばしば批判されてきたが、石田はそれについて、表象の横奪 (the appropriation of representations)⁶⁾ と呼んでいる。このような現実には存在しないキャラクターを用いて、恋愛関係を想像して楽しむことは、「萌え」の概念と近い。もともと「萌え」とはオタク男性が嗜好するものを差すが、最近では女性の間でも普及してきた⁷⁾。しかし、女性の「萌え」の要素は男性のそれとは違う。齊藤はキャラクター間の「関係性」こそがヤオイの萌えの本質であると説明した。つまり、女性はキャラクターに萌えるより、カップリングという関係性を導入しなければキャラ萌えは完結できない⁸⁾。したがって、ヤオイの理由を探るために、キャラクターの関係性に焦点を当てる必要がある。

永久保はヤオイ小説を分析し、テキストに「ロマンチック・ラブ・ストーリー」としての顔や「エロ小説」としての顔があると提示した。次にヤオイにおける「愛」と「性」についていままでの論点をまとめて考察を行う。

2) ロマンチック・ラブ・ストーリーとしてのヤオイ

杉浦によると、女性がヤオイに求めるのは、「現実の恋愛」とは別に、自分が登場しない「妄想の恋愛」である⁹⁾。藤本（純）はこの点について、女性はメディアなどで伝わっている「本当の愛」を欲望するが、それを不可能なことだと理解しているゆえに、自己の現実を二重に遮断する虚構としての男性同士を選択した¹⁰⁾ と解釈している。永久保は、ヤオイ読者は能動的に愛したい気持ちと受動的に愛されたい気持ちの両方を男性キャラクターに同一化し、男性の身体を経由し、男性の同性愛的行為へと変換する。したがって、ヤオイ小説の本質をヘテロなテキストである¹¹⁾ と主張した。そして、男同士に設定したもう一つの理由は、性差がないことである。ヒロインを「男性」に置き換えると、ジェンダー的な対等性が浮上する。ロマンチック・ラブ・ス

トリーは、女性が男性にダブル・スタンダードを許さない愛を公然と求めることのできる物語であるが、「女性という制度」に違和感を抱く女性にとっては、楽しめない物語でもある。したがって、ヒロインを男性に代えることによって、ジェンダー的対等性への志向を体現した¹²⁾。

さらに、藤本（由）は性差のないヤオイの楽しみを「徹底したジェンダーブレンドの世界」と例える¹³⁾。つまり、性差が存在しない世界であるがゆえに、ヤオイはあらゆるジェンダー的要素や力関係を自由に組み合わせて物語を作り出せるのである。

そして、水間は女性がヤオイに興味を示したもうひとつの理由は「同性愛に対する禁忌感情」¹⁴⁾であると主張する。すなわち、世間には同性愛を許せないという風潮があるが、こういった乗り越えにくいハードルを認識することによって、諦めない愛をより深刻に感じることができる。これについて、藤本（由）は少年愛が拒絶される愛であるからこそ、異性愛の安直さを廃して、究極のつながりとは何かという純粋な関係性のみを問題にし得た¹⁵⁾ という。つまり、妄想世界での同性愛を通して絶愛を求め、自らを感動させるのである。

3) エロ小説（マンガ）としてのヤオイ

野火は、ヤオイにおける性表現を男同士によるものにしたからこそ、女性は距離感を置き、自分を安全圏に置いて楽しめる¹⁶⁾ と指摘した。また、藤本（由）は、女性が気軽に男同士のセックスを生々しく描けるのは男同士であるからであり、これにより女性是一方的に犯される側の立場から解放され、犯す側の視線、見る側の視線をも獲得した¹⁷⁾ と述べている。つまり、ヤオイは女性にとって「まなざし返す」試みであるといえる¹⁸⁾。

上野は、ヤオイに多く見られる暴力的なセックスシーンについて、少女が性を封じられた身体であるために、男の同性愛を描くことで、自分の身を安全な場所に置いて「見られる性」から「見る性」と逆転する手段であるという。ゆえに、男同士の身体的な性愛を描くことで、奪われたセクシュアリティをとり返すかのように、にわかに性的に攻撃的になると解釈した¹⁹⁾。

守は、ヤオイにおける性的な暴力に描かれる「攻め」と「受け」は、「能動＝身体的快楽を与える」と「受動＝身体的快楽を与えられる」が性行為において固定化した役割関係であると説明した²⁰⁾。それは読者に恐怖を与えないために、登場人物の心情や意味付けを提示し、行為が暴力ではないことを示している²¹⁾。したがって、ヤオイにおける性的な暴力は女性でも安心して読める。それに対して、金田の解釈によると、それは「男性のまなざし」の存在しない場所を作り出していることから、女性はまなざす主体となって性的欲望を語るできるようになった²²⁾。

永山は、男女間のリアルな性より、描き手も読み手も直接関係のない男性間同性愛の方が両者とも性表現に踏み込みやすく、そういった性表現に触れることを通じて、性表現に対するアレルギー、フォビア（忌避、恐怖）が格段に緩和されたと主張する²³⁾。また野火は、男同士という設定においては、女性がセックスの現場における犯される側に感じたリスクや不公平感、また自分が被害者であるという意識を忘れることができると主張する²⁴⁾。

ながくぼは、男性主導社会において、女性の性的欲望は強く抑圧されているために、自らの性的欲望を公言できないでいる。したがって、男性同士の恋愛という回路を通過するため、女性である読者・作者は、自らの男性へのヘテロ的な性的欲望を自覚することなく充たされる仕組みになっていると主張する²⁵⁾。

3. 台湾におけるヤオイ研究と本稿の視点

1) 台湾におけるヤオイ現象

1992年、台湾における著作権法の改正により、日本マンガを海賊版で読む時代が終わり正式な陳列販売が開始、台湾のマンガ市場は激しい競争時代に突入する。市場の発展に伴い、様々なマンガが次々と台湾へ輸入されていくが、ヤオイに関する出版物もその中にあった。1993年に冬水社の「吉祥寺企画」という少年愛マンガシリーズが台湾で発売、煽情的ではなくさわやかな描き方が読者受けする読み物として紹介され、台湾におけるヤオイブームの土台を築いた²⁶⁾。

2003年には、台湾角川が日本角川のボーイズラブ系「ルビー文庫」を台湾に輸入し、「BL」という名が台湾で話題を呼ぶ²⁷⁾。2006年にヤオイマンガ作家中川春菊が台湾のコミックマーケットでサイン会を開いた際には、二十四時間前から行列ができたという²⁸⁾。この時初めて、台湾に「腐女子」という用語が登場した²⁹⁾。

2007年に入ると、ヤオイの作品はますます注目を集めるようになり、同年の台北国際書展には台湾のヤオイ作者や編集者が集まって「腐女子書房」という座談会を開催した³⁰⁾。また、中国の広州においてもヤオイブームが蔓延している記事が台湾で報道された³¹⁾。

日本においては、女性の少年愛に関するマンガや小説をヤオイと呼ぶ傾向にあるが、ヤオイを中国語に訳す場合、相当する用語が見当たらず、また適切な意味を中国語で表すのは難しい。ゆえに、台湾においてはヤオイを「BL」と総称するのが普通である。そして、「BL」を楽しむ女性を「腐女」だと自他ともに称する。文字の綴り方に多少違いがあるが、使い方や意味は、基本的に日本から移植されたものであろう。

2) 台湾におけるヤオイ研究

こういったブームの高まりとは裏腹に、台湾におけるヤオイに関する研究は多いとはいえない。鍾瑞蘋が『同性戀漫畫讀者之特性與使用動機之關聯性研究』³²⁾の論文で少年愛マンガ³³⁾読者の特性やヤオイを読む理由について考察を行っている。鍾の研究によると、ヤオイ読者の92.5%が女性で、男性読者はわずか7.5%である。つまり台湾においても、ヤオイの読者層には激しいジェンダー差を見ることができる。さらに、ヤオイ読者の年齢層は普通のマンガ読者より高く、16才から22才までに集中する傾向が窺える。職業的には大学生が一番多く、次に高校生が続く。データから見れば、少女マンガ読者はかならずしもヤオイマンガを読むわけではないが、ヤオイ読者は少女マンガを読む傾向にある。さらに、少年愛マンガを読む動機は他のジャンルのマンガと同じく娯楽のためである。「エロス」と「同性愛」という二つの要素を含んでいるゆえに、ほとんどの読者は隠れて少年愛マンガを楽しむ。そして、読者に同性愛者を支持する傾向が見えるが、読者自身にはセクシュアリティに同性愛の傾向が見えない。つまり、読み手は傍観的な立場から、自分とは関係のない同性愛の世界を覗こうとしている。

蕭湘文はさらに、ヤオイを読むこととセクシュアル・アイデンティティに関わる関連性をアンケート調査で実証した。蕭の『閱讀同性戀漫畫與性認同之關聯性研究』³⁴⁾によると、382人のマンガ読者の約七割が少年愛マンガを読んだ経験があり、その中で頻繁に読む女性読者は30.3%、時々読む女性読者は33.2%となっている。つまり、日常生活でヤオイ作品に慣れ親しんでいる

女性は、マンガ読者の半数以上であるとみなすことができる。また、蕭が指摘するように、少年愛マンガをよく読む読者と同性愛への志向性との間に関連性は見られないが、読者が現実の同性愛者を受け入れる立場は少年愛マンガと関わりがあり、蕭はそれがメディアの効果であることを明らかにした。

3) 本稿の視点

「読者」というのは、社会におけるメディア環境によって作られたものと考えられる。特にヤオイが生じた環境が性別隔離の傾向が強いメディア環境と深く関わっていることは日本における先行研究からも理解できる。メディアが受け手に与える影響よりも、受け手が自分におかれた社会環境に、なぜそのようなメディア内容を受け取るのか、というアプローチからもヤオイを理解するために有効な手がかりとなる。

女性向けのマンガや小説などはそのほとんどが異性愛恋愛物語であるが、ヤオイはそれを覆し、異性愛の安直さを廃して究極のつながりを希求することができるからこそ、読者に受け入れられている。そもそも異質な視聴者に同質なテキストを伝えるときには、人によって解釈する意味が違ってくる³⁵⁾。それはもともと避けられないことでもある。したがって、ヤオイ読者はなぜ一般女性向けのメディアから離れてヤオイを選択したのか、それが分かればヤオイの理由も明らかになるだろう。従来の視聴者についての研究から、メディアの利用は欲求の充足と密接に関わりがあることが分かっている³⁶⁾。すなわち、欲求があるからこそ、人々は情報源への期待を持ち、メディアに接触し、そしてその欲求を満足させるのである。台湾におけるヤオイ現象を探究するためには、読者の欲求とその充足との図式から着手することが有効な手段となる。

さらに、視聴者はメディアの伝えるメッセージに対し、自分の経験や価値観を通して主観的にテキストを解釈する傾向がある³⁷⁾。そこから、台湾社会におけるヤオイ読者の主観的な経験を分析し、彼女たちの共通世界を解明することで、台湾に生じているヤオイ現象を読み解くことができるだろう。

4. 研究方法

台湾におけるヤオイ研究が示したように、読者は隠れてヤオイを読む傾向があるために、ヤオイを楽しむ行動は極めて私的な領域のものと考えられる。したがって、ヤオイ読者を集め、ヤオイの体験について生の声を聞き取り、そのインタビュー結果を分析するといった方法も、台湾におけるヤオイ現象を理解するためには一定の有効性を持つだろう。確かに、こういった事例調査法では研究の代表性や客観性を持たせることは難しく、全体を類推することは難しくなるといった見解もある。しかし、例示によって微妙なニュアンスや生き生きとした現実が見えてくる³⁸⁾のも確かである。そこで、本稿ではインタビューの手法を用い、ヤオイ読者の経験について生の言葉を引き出すことで分析を行う。

本稿のインタビュー調査は、2008年12月から2009年1月までの約2ヶ月間に行われた。台湾の先行研究によると、大学生が一番多くヤオイを読む年齢層であるため、大学生がよく使うインターネットのマンガ及びヤオイの掲示板で、「腐女子」だと自認し、ヤオイ歴五年以上、現在

もヤオイを読み続けている女性読者 17 名を自由応募で集めた。

集まった対象者の年齢の幅は 18 才から 28 才までであり、平均年齢は 20 才、ヤオイを読み始める平均年齢は 11.8 才、平均ヤオイ継続年数は 8.2 年であった。台湾花蓮地域で個別インタビューにより、ヤオイに関する好み、感想、体験などについて聞き取り調査を行った。本稿では永久保の知見を参考して、ヤオイにおける二つの側面である「キャラクター同士の関係性」と「性表現」に焦点を当て、読者がほかのメディアよりもヤオイが好きだという理由をクラスター分析³⁹⁾によって概念化させる。つまり、類似性を持つデータを同じグループに分けて、他の相互排反的なデータと区別し、類型化を試みる。

今回のインタビューを通して、ヤオイにおける「キャラクター同士の関係性」に四つの類型、「性表現」に三つの類型を見出すことができた。以下では類型を説明するための適切なケースも紹介していく。なお、17 人の調査対象者はアルファベット A から Q を用いて表している。

5. 読者インタビューから見出すヤオイの快樂

1) ヤオイにおけるキャラクター同士の関係性

本稿ではインタビュー結果に基づき、読者がヤオイにおけるキャラクター同士の関係性に抱く感想を四つの類型にまとめて提示した。それは「対等性」、「多様性」、「禁忌性」と「現実性」である。

(1) 対等性

「BL の耽美シリーズの場合は、行動で相手を支える。男女のものなら、言葉で愛を表す。」(A)

「BL と少女マンガとの差は、受けでもセリフがある。少女マンガの主人公は、あんまり喋らない。いつも受動的。」(B)

「男同士の恋愛物語は、お互いに守り合うのがほとんど。そんな設定が好き。なぜ私はあなたに守らなければならないのか？なぜ弱いのはいつも女性なのか？私はそのような考えを持ってない。能力があれば、できることもいっぱいある。BL の方が読み応えがある。」(H)

口ばかりではなく行動で相手を支えられるか、自分の意思を貫き通せるか、といったキャラクターの能動的性質を挙げて、ヤオイを肯定的に捉える意見が目立つ。また、ヤオイには性差がないために、誰かが誰かに守られるということではなく、お互いを守りあう、つまり、キャラクター同士が対等であることも、ヤオイのいい点として挙げられた。事例が示すように、関係性の中における平等感や力関係の均等感は、ジェンダー的な対等性といえよう。ここで、これらの事例を類型して「対等性」と名付ける。

(2) 多様性

「BL は構造的に普通の恋愛小説とそんなに差はないが、作者によるね。少女マンガ、恋愛小説と BL 三者にある最大の差は、BL には少年マンガの熱血やそのパロディ物語がある。つまり、主人公の間に愛情以外の絆が見える。」(G)

「普通の恋愛物語は、主人公の職業はサラリーマンと OL、先生と生徒、同級生などに限られている。BL 自体は、世間的には許せないことだから、禁忌な話題がたくさん出てくる。たとえば猟奇、人間と非人間との間の物語もあるし、年が離れているカップルの物語もある。」(A)

事例に示されるように、恋愛物語を中心とする女性向けのメディアとは異なり、ヤオイにおいては、「愛情以外の絆」や「釣り合わないような身分設定」が描かれている。読者はバラエティに富んだ関係性やキャラクターの設定の中にジェンダー的な多様性を楽しむことができるのである。ここで、これらの事例を類型して「多様性」と名付ける。

(3) 禁忌性

「BL は、主人公の性別が同じだから、直面する問題も普通の恋愛小説とは違ってくる。二人が愛し合えない、さらに世間体やまわりの人の視線にも直面しなければならない。」(C)

「許されない愛だからこそ惨憺な美しさを持っていて、それに存在価値が高いと感じる。近親相姦の作品も似ているような気持ちにさせる。このような骨まで愛するラブストーリーが大好き。」(G)

「見知らぬ二人がカップルに発展していく過程は少女マンガでも見られるけど、普通のラブストーリーは、ちょっと読み進めるとその後の展開が読めてしまう。だから BL のように深刻に感じられない。BL は二人とも男だから葛藤やモラルなど、その中にある矛盾や複雑な心境があって、そこに引かれた。」(N)

「ストレスの発散になることがある。感動して泣いて、自分もがんばって生きて行こうと思う。勇気と愛をもって決心したからこそ一緒になれるといった物語に気持ちが癒されたり、主人公を羨ましく感じたりする」(Q)

対象者 C と G によると、ヤオイ自体が背徳であるために、凄絶な愛が味わえるという。対象者 N によると、ヤオイには禁忌があるがゆえに、そのハードルによって生じた葛藤や複雑な心理描写が読む価値を高めるとしている。また、対象者 Q によると、ヤオイで描かれる愛と勇気に感動した時にストレスが発散され、勇気付けられるという。つまり、これらから、背徳による究極のつながりや禁じられた愛の深い心理描写が、読者がヤオイに惹き付けられる理由であることがうかがえる。このようなジェンダーによって禁じられた理由を「禁忌性」と名付ける。

(4) 現実性

「攻めと受けが一緒になった時にぬくもりが感じられる。恋愛小説を読む時には全然感じないけど。なぜかという、(恋愛小説やマンガでは) バカそうなヒロインが金持ちと一緒にあったりとか、阿呆な女の子がハンサムな男性たちに囲まれたりといったパターンが多いから。このような設定は本当ありえない！ヒロインは私より良いとはいえないのに、なぜ彼女と一緒になるの？これにはいつも不満を感じる。それより男性同士が一緒になったほうがマシだと思う。そこまで優れた男ならホモであってもいい。」(L)

「私がBLをこよなく愛する理由は、受けの方が、中身がからっぽで見た目だけかわいく、人生を平穏順調で過ごした少女マンガのヒロインより、実力も根性も揃っている。しかも、攻めも受けも難関に直面したときは、私たちと同じように、自分で解決している。紛らわしいことも迷いも、より芸術的で現実的にみえる。吐き気を感じるようなロマンチックな内容は全然ない。」(P)

これらから、女性向けのメディアがもつ女性像に対する不満や、その女性像を自分に照らして比較する行動が見えてくる。事例によると、ヤオイ読者はメディアが与える女性像に対して「ばかばかしい」「アホらしい」「中身がからっぽ」といった違和感を持ち、現実離れだと認識している。さらに、このようなレベルの低い女性が優れた男性と結びつくことに対して不信感を感じている。ヤオイ読者は、このような都合の良すぎる縁談話を現実から逸脱していると感じ、虚構性の強いヤオイの方がより現実に近いと解釈している。この事例によって見えてくるのは、ヤオイの「現実性」である。

2) ヤオイの性表現について

本稿では、読者がヤオイの性表現を良いと感じている理由を、「逆転性」、「人間性」、と「配慮性」に類型化した。

(1) 逆転性

「少女マンガが描いているものはほとんど幼児体形で、体の線が上手く描けていると思えない。男も女も女性っぽい繊細な体付きである。BLの作家なら、ホモのアダルトビデオを見て研究したり、ホストの店に行って男の生活を見学したりしている。だから男の体をより上手に描ける。筋肉の線もリアルに近い。つまり、BLは、少女マンガと違って、男性の体を鑑賞させてくれるよう私を導いてくれる」(A)

「男同士なら飽きに来ないね、モザイクで隠れるから。少女マンガはモザイクを大幅にかけられるけど、BLの方は見えるか見えないかの微妙な感じがちょうどいい。かけすぎると邪魔になるし。」(J)

事例に提示されているように、読者はヤオイを通して男性の体を覗く。しかし、女性はセックスを見たいと思う心理がある一方で、赤裸々に生々しいセックスを回避する傾向がうかがえる。このセックスに対する「見極める」と「見怖がる」の中に生じた矛盾を埋め合わせるのは、ヤオイが表現したセックスの様態である。つまり、読者はヤオイを通して、セックスを見る側の視線を獲得し、かつ自分のジェンダーに合うセックス表現を見つけることができるのである。これは見られる性とされてきた女性にとって、従来のジェンダーの規制の逆転を意味する。したがって、これらの事例をまとめて「逆転性」と名付ける。

(2) 人間性

「いろんな種類のマンガを読んできたけど、やっぱりBLが一番好き。男女のアレで、女性

の胸を大きく描いて、激しく揺れ動くような描写を見ると、気分が良くないし、飽きるし、吐き気を催す。」(J)

「エロマンガの女は胸が極端に大きくて、しかも、セックスに焦点を当てすぎだし、女性を商品化しすぎて。BLなら少なくとも内容がある。セックスシーンがあっても、描き方によって様々だし。たまに激しいものを見たくなる時もあるけど、描き方が下手なら読みたくない。」(D)

「多くの女性は、アダルトビデオは怖くて見ていられないと思う。だからBLを読んで自分の心を慰める。アダルトビデオはやはり男向けのもので、かわいい女の子が主役を担当して、ゴーグルを掛ける男と一緒に演じる、そんなものもあるじゃないですか、女性はそれを見るとやはり怖いし、吐きたくなる。しかも、男はオナニーをするために、AVを見る。女性ならそういう目的はない。しかも、男がAVを見れば、みんな納得できるけど、女性だと、やはり変態とか気持ち悪いとか言われる。」(L)

男性向けの性表現や女性のモノ化に抱く嫌悪感が事例から読み取れる。男性向けの性表現に接したとき、女性は自分が見られるように感じ、モノ化されたような不快感を覚えることが分かった。「BLは少なくとも内容がある」という発言から、女性がセックスに伴う「内容」にこだわる心理もうかがえる。この「内容」とは、キャラクターが相互作用において生じた愛や好きという感情であると考えられよう。女性は自分のジェンダーに対するモノ化を避けながら、セックスに対する欲望を満たそうとするため、ヤオイはちょうどいいテキストとなっている。事例によって、ヤオイが表現したセックスの様態は、女性にとってはより人間らしいものであることが分かった。ここであえてこれらの事例を「人間性」とまとめて名付けることとする。

(3) 配慮性

「BLの方は前戯が多い、それは相手に対する思いやり。」(H)

「BLではお互いのための思いやりを感じる。AVなら挿入するだけ、BLではたまに強姦シーンがあっても、やはり相手に配慮していて、痛いかな?とか聞くよね。」(L)

「BLはセックスシーンを見せることより、攻めと受け両方の気持ちを表現することに重点が置かれる。つまり、攻めと受けのフィーリングが大事に描かれている。少女マンガなら、ほとんど男性が女性の体をいじることに偏っている。」(O)

事例から、読者はヤオイの性表現には相手に対する思いやりがあると感じていることが分かる。強いられたセックスでも、相手に配慮する気持ちが読者の暴力に対する否定感を緩和し、合理的にヤオイの性表現を楽しませる方法になっている。ここから見出せるのは思いやりである。ここでこれらの事例を「配慮性」と名付けて類型化する。

6. 考察

本稿では、読者へのインタビューを通して、ヤオイの関係性から、「対等性」、「多様性」、「禁

忌性」、「現実性」という四つの類型を見出した。

まず、「対等性」について考察をしてみる。従来、「女らしさ」は「受動的」であるよう規制されており、ヒロインの自立を避けたがる心理的な依存が、しばしば少女マンガに登場してくる⁴⁰⁾。それに疑問を持つ女性読者は、ヤオイを通して、ジェンダーフリーの平等感を感じ取った。したがって、ジェンダー的な対等性を味わえるのは、むしろヤオイの世界に限られる。ヤオイが読者に虚構のジェンダーフリーの世界を与えたともいえよう。この結果は、永久保や藤木（由）の主張と呼応する。

次に「多様性」である。山田によれば、結婚は男性にとって人生の一つの出来事にすぎないが、女性にとっては「生まれ変わり」である⁴¹⁾とされる。ここに男女における結婚に対する意識や意味の差が現れている。だからこそ、少年マンガに多様なジャンルがあるのに対し、少女マンガにおいては、ラブコメ（ラブ・コメディ）が中心となった⁴²⁾。ヤオイも確かに「愛」と「性」によって構成されているが、キャラクターが同性同士であることによって、一般の恋愛物語とは異なる恋愛以外の要素を盛り込ませることが可能となった。それは、普通の恋愛物語では、カップルが永遠に結びつく（結婚する）のが、最後の目標だと設定されるのに対し、ヤオイになると、そもそも同性の結婚は実現しがたいことであるため、相応しい職業、身分、年齢、容姿などをジェンダーの規制に沿って設定しなくて済む。したがって、藤木（由）が指摘する「徹底したジェンダーブレンドの世界」のように、ヤオイは女性にラブコメ以外の世界を見せることができ、ここにおいてジェンダーの多様性がうかがえるのである。

続いて「禁忌性」について考察を進める。いくつかの事例にあったように、読者は、同性愛を乗り越えたいハードルと設定し、諦めずに対立や抑圧に向かっていく姿勢に感動を覚えるが、ここに、藤本（由）の主張する、異性愛強制社会の自明な結びつき方を撤去し、同性愛を通して絶愛を見極め、自分を感動させる傾向がうかがえる。しかし、本稿で特に注目したいのは、女性が恋愛の過程で直面する困難にこだわっている点である。少女小説の構造を分析してみると、女性の成長は恋愛の成就と結びつく傾向が強い。ハードルを乗り越えようとする努力によって、ヒロインは精神的な成熟を遂げる⁴³⁾。恋愛への努力は女性にとって、特別な価値をもつように見えるが、これはおそらく男性主導社会において、女性は自分の努力によって社会地位を向上させるより、男性を通して自己実現を達成する方が簡単だと感じられるためなのかもしれない。そうであるがゆえに、理想の恋愛物語の中に、何かしらの努力の要素がなければ、価値を感じることができないのである。

最後に「現実性」についてである。ヤオイ読者は、非現実的な虚構の恋愛関係に、かえってリアリティを感じている様子がうかがえた。この点に関してはこれまでほとんど議論されることがなかったが、いくつかの事例が示しているように、読者は「おいすぎる」縁談話を甘えすぎの人生とか現実離れと判断しているのである。ヤオイに見出したこの現実性は、読者を魅了している理由の一つである。

さらに本稿では、ヤオイにおける性表現が好まれる理由について、「逆転性」、「人間性」、「配慮性」の三つの類型を提示した。

まず、「逆転性」についてであるが、金田が主張したように、読者はヤオイを通して、自分を「まなざされる性」から「まなざす性」へと逆転させ、男性に対する欲望を語れる位置に自らを移動

させている。また、ヤオイの性表現が女性にとって親しみやすいものであることも事例から明らかとなった。

「人間性」については、読者がヤオイ以外の性表現を楽しめないのは、セックスに対するアレルギーやフォビアによるというよりも、むしろそれらが読者に向かない、または不快に感じられる、といった心理的要因によるものであることが事例から見て取れる。男性を「見る主体」、女性を「見られる客体」として作られた性表現が、女性をモノ化する傾向となっている。一方、ヤオイはそれを回避できるので、読者にとって、より人間らしい性表現と映るのかもしれない。

最後に「配慮性」についてである。あまり議論されてこなかったが、ヤオイの性表現に登場するのは、受けと攻めの間のお互いの気持ちに対する配慮や思いやりである。こういった描写はほかの性表現にはあまり見られないが、このことはヤオイに性差がないことによるジェンダー的対等性を意味していると考えられる。これも読者に支持される理由の一つであるが、従来「性愛一致」のイデオロギーのように、批判すべき「暴力」は、深い愛情の存在によって免責されてきたのである。

7. おわりにかえて

本稿では、ヤオイにおける関係性や性表現に焦点を当て、ヤオイを愛読する理由をインタビューで聞き出し、ヤオイの関係性を「対等性」、「多様性」、「禁忌性」、「現実性」、また、性表現を「逆転性」、「人間性」、「配慮性」と類型化して考察を行ってきた。それらの理由をジェンダーの視点から見れば、台湾におけるヤオイブームは、女性の「ジェンダーフリーに対する欲望」と結び付けることができる。

性の自由が進んでいる現在、台湾においても、性表現はタブーであるとはいえなくなったが、女性にとって親しみやすく、楽しめる性表現はいまだ少ないのも事実である。ヤオイは女性に従来の性に対する拘束を解き、性表現が楽しめるテキストを提供したといえる。特にキャラクターに性差がないことから、性表現に現れた人間性や配慮性が読者に支持されているようである。

牟田が指摘したように、女性が男性より恋愛に熱心であるのは、男女のおかれた社会参与に関わっている⁴⁴⁾。現在、台湾は、ジェンダー主流化 (Gender Mainstreaming) を推進しており、ジェンダーエンパワーメント指標 (GEM, Gender Empowerment Measurement)⁴⁵⁾ の指数は 0.706、世界 109 カ国中 24 位で、アジアではシンガポールに次いで第二位にあるが、女性の労働参与率はいまだに男性より低く⁴⁶⁾、賃金も男性より低い⁴⁷⁾ のが実情である。家事負担は女性に偏っており⁴⁸⁾、再婚率も低く⁴⁹⁾、また、暴力被害は男性より深刻である⁵⁰⁾。ジェンダーの視点からみれば、確かに女性はより不利な立場に置かれている。女性の社会参与が厳しい状況で、生活を確保するために、十分な生活の保証が可能な男性を、恋愛や結婚の対象として選ぶ傾向が生まれやすい⁵¹⁾。しかし、上昇婚志向に避けて通れないのは、ジェンダー的な対等性を失うことである。女性に理想と思われた結婚の形に沿って、多くの女性向けのメディアに固定化された「男らしさ」や「女らしさ」の設定が見える。台湾におけるロマンス小説にもこのようなパターン化されたジェンダー意識が溢れている⁵²⁾。もちろんそれを楽しむ女性もいるが、違和感を覚える女性も少なくない。これらの女性はジェンダー化された社会で自らの性別におかれた状況や経験に疑問を持つ

からこそ、男性主導社会の文化に生み出された恋愛像や性表現に対して、独自の方法で親しみやすいように、ヘテロ的な男性の同性愛物語を作り上げ、それを楽しむのである。ヤオイの中におかれた関係性や性表現が虚構だと知りつつも、ジェンダーの自由を味わえる。このことはヤオイが台湾の女性に働きかける機能の一端を示しているのであろう。

注

- 1) 溝口彰子「それは、誰の、どんな、『リアル』？—ヤオイの言説空間を整理するところみ」『イメージ&ジェンダー研究会『イメージ&ジェンダー』4号、2003、27頁。
- 2) 上野千鶴子「腐女子とはだれか？サブカルのジェンダー分析のための覚え書き」『ユリイカ：腐女子マンガ大系』第39巻第7号（通巻536号）、青土社、2007、31頁。
- 3) 上野千鶴子、前掲「腐女子とはだれか？サブカルのジェンダー分析のための覚え書き」、32頁。
- 4) 上野千鶴子『発情装置—エロスのシナリオ』筑摩書房、1998、131頁。
- 5) 上野千鶴子、前掲「腐女子とはだれか？サブカルのジェンダー分析のための覚え書き」、35頁。
- 6) 石田仁「『ほっといてください』という表明をめぐる—やおい／BLの自律性と表象の横奪」『ユリイカ：BLスタディーズ』第39巻第16号（通巻545号）、青土社、2007、121頁。
- 7) 杉浦由美子『腐女子化する世界—東池袋のオタク女子たち』中公新書、2006、9-10頁。
- 8) 斎藤環・酒井順子『「性愛」格差論—萌えとモテの間で』中央公論、2006、149-150頁。
- 9) 杉浦由美子、前掲書、39頁。
- 10) 藤本純子「女が男X男を愛する時—やおい的欲望論・試論」『ユリイカ：腐女子マンガ大系』第39巻第7号（通巻536号）、青土社、2007、66頁。
- 11) 永久保陽子『やおい小説論—女性のためのエロス表現』専修大学出版局、2005、323頁。
- 12) 同上、318頁。
- 13) 藤本由香里「少年愛／やおい・BL—二〇〇七年現在の視点から」『ユリイカ：BLスタディーズ』第39巻第16号（通巻545号）、青土社、2007、42頁。
- 14) 水間碧『隠喩としての少年愛—女性の少年愛嗜好という現象』創元社、2005、58頁。
- 15) 藤本由香里『私の居場所はどこにあるの？少女マンガが映す心のかたち』学陽書房、1998、145-146頁。
- 16) 野火ノビタ「人間未満の季節—BLと美少女萌えのはざままで」聞き手：金田淳子『ユリイカ：腐女子マンガ大系』第39巻第7号（通巻536号）、青土社、2007、89頁。
- 17) 藤本由香里『私の居場所はどこにあるの？少女マンガが映す心のかたち』、144頁。
- 18) 吉本たいまつ「男もすなるボーイズラブ」『ユリイカ：腐女子マンガ大系』第39巻第7号（通巻536号）、青土社、2007、110頁。
- 19) 上野千鶴子『発情装置—エロスのシナリオ』、130頁。
- 20) 守如子「ハードなBL—その可能性」『ユリイカ：腐女子マンガ大系』第39巻第7号（通巻536号）、青土社、2007、78頁。
- 21) 守如子、前掲書、82頁。
- 22) 金田淳子「マンガ同人誌—解釈共同体のポリティクス」佐藤健二・吉見俊哉編『文化の社会学』有斐閣、2007、177頁。

- 23) 永山薫『エロマンガ・スタディーズ』イースト・プレス、2006、50 頁。
- 24) 野火ノビタ、前掲書、89 頁。
- 25) なかくばようこ「女性たちの『腐った夢』やおい小説—やおい小説の魅力のその問題性」『ユリイカ：腐女子マンガ大系』第 39 巻第 7 号（通巻 536 号）、青土社、2007、144-145 頁。
- 26) 「美得絶対、浪漫加分、同志漫畫勾引少女的心」台湾聯合報、1996.6.15。
- 27) 台湾角川の公式ウェブページ「關於角川」により。<http://www.walkersnet.com.tw/about.asp>
- 28) 聯合報（台湾）「18 限 BL 系熱賣、書商檢查漫迷年齡」、2006.8.12。
- 29) 同上。
- 30) 2007 年台北国際書展の公式ウェブページ「最新活動訊息」<http://www.tibe.org.tw/comic/2007/news/news-009.html> や聯合報（台湾）「BL 美少男之愛、書迷多是女生」、2007.2.2。
- 31) 聯合報（台湾）「帥哥折磨帥哥好看、她哈男男愛、腐女廣州蔓延」、2008.4.7。
- 32) 鐘瑞蘋『同性戀漫畫讀者之特性與使用動機之關聯性研究』文化大學新研所修士論文、1999。
- 33) 台湾で一般的に「BL 漫画」だと呼ぶ。
- 34) 蕭湘文「閱讀同性戀漫畫與性認同之關聯性研究」中華民國民意測驗協會『民意研究季刊』212、2000、89-111 頁。
- 35) Eco, Umberto : The Role of the Reader, London: Hutchinson 1981.
- 36) マクウェールとウインダール(竹内郁郎など訳)『マス・コミュニケーションの理論』新曜社、1987、109 頁。
- 37) Fiske, John & Hartley, John : Reading television, London: Methuen. 1978.
- 38) 川端亮、『非定型データのコーディング・システムとその利用』、平成 8 年度～平成 10 年度文部省科学研究費補助金（基盤研究 A1）研究成果報告書、課題番号：08551003、1999、139-156 頁。
- 39) ラウス・クリッペンドルフ（三上俊治、橋元良明、椎野信雄訳）『メッセージ分析の技法：内容分析への招待』、勁草書房、1987、178-179 頁。
- 40) 伊藤公雄「恋愛の男性学・女性学」伊藤公雄、樹村みのり、國信潤子『女性学・男性学—ジェンダー論入門』有斐閣アルマ、2002、109 頁。
- 41) 山田昌弘『結婚の社会学』丸善ライブラリー、1996、42 頁。
- 42) 伊藤公雄、前掲書、108 頁。
- 43) 木村涼子「フェミニズム」伊藤公雄・橋本満編『初めて出会う社会学』有斐閣マルク、1998、35-40 頁。
- 44) 牟田和恵「愛する—恋愛というトリック」伊藤公雄・牟田和恵編『ジェンダーで学ぶ社会学』世界思想社、1998、45-57 頁。
- 45) United Nations Development Programme, UNDP の 2006 の計算により。
- 46) 台湾行政院主計処（内務省統計局）のデータによると、2008 年に女性の労働参与率は 49.7% に対して、男性の参与率は 67.1%。
- 47) 台湾行政院主計処（内務省統計局）の 2005 年のデータによると、工業において、女性の賃金は男性の 69.2% で、サービス業においては、女性のは男性の 83.1%
- 48) 台湾行政院主計処（内務省統計局）の 2005 年のデータによると、女性の家事参与率は 75%

に対して、男性の参与率は 30%。

- 49) 台湾行政院主計処（内務省統計局）の 2005 年のデータによると、男性の再婚率は 31.2% に対して、女性の再婚率はわずか 12%。
- 50) 台湾行政院内政部警政署（内務省統計局）内務省警政局の 2007 年のデータによると、暴力被害者において、男性は 27% を示したが、女性は 72.7% まで達した。それによって、被害者の多くは女性であると判断できる。
- 51) 伊藤公雄、前掲書、97-120 頁。
- 52) 周典芳「媒介與性別」周典芳・陳國明編『媒介素養概論』五南書局、2005、213-242 頁。

Part-time work policy and its effects in the Netherlands

Noriko Tani

(Tokiwakaigauken University, Kyoto University)

In the Netherlands, the government has implemented gender policies, including a part-time work policy, in order to increase female labor participation. Because women were not supposed to work outside home until 1957 in the Netherlands, the female labor participation rate has been very low. This situation has changed since 1970 due to feminist movements.

The government has implemented a part-time work policy since 1996. One policy is *Wet Omschikking Arbeidsduur*. This is the law which prohibits discrimination against part-time workers. The other policy is *Wet Aanpassing Arbeidsduur*. This law enables all workers to increase or decrease working hours if their employer agrees with it. This part-time work policy has changed the situation of part-time work. Nowadays, in the Netherlands, part-time workers are treated equal to full-time workers.

Furthermore, the child care policy has also encouraged women to work. The main child care policy is *Wet Arbeids en Zorg*. It ensures workers are able to take maternity leave and parental leave for their children. The other policy is *Wet Kinderopvang*. This law decides that the cost of child care facilities are covered by parents, companies they work at and the government. In 2004, 42% of working mothers were using these child care facilities.

Due to these policies, the female labor participation rate has increased from 30% in 1975 to 66% in 2005. The male labor participation rate was 79% in 2005. However 75% of all female workers have got part-time contracts, whereas only 20% of total male workers are part-time workers.

Most Dutch people support women who work part-time. A survey on people's ideas about jobs shows that 40% of population thinks like this; "If mother works full-time, it would harm her own family." Even young people follow this idea and think that women are better suited than men for child rearing. These kinds of opinions grew stronger after the implementation of the part-time work policy.

Due to the part-time work policy, women started to work outside home. However, women choose to work part-time more than full-time. Therefore, in modern Dutch families, mothers generally work part-time whereas fathers work full-time. This is a direct effect of the part-time work policy. However, it was not the intention of the policy makers. The current goal of the government is therefore to encourage women to work longer and to motivate men to work less and take care of their children. If Japan is going to implement a part-time model similar to the Dutch model, we need to be careful about such unexpected effects.

オランダのパートタイム労働政策とその効果

谷 紀 子

(常磐会学園大学講師)

(京都大学文学研究科社会学専攻院生)

はじめに

日本では 1990 年代末そして経済危機を迎えた現在もオランダモデルに注目が集まっている。それはオランダ型のワークシェアリングシステムや本システムを支えるパートタイム労働制度のためであると思われる。「世界はアメリカ・モデルだけではないのである。とくに長い伝統のしがらみの中から時代に適応して新しいシステムを作り上げてきた […] オランダのモデルは、日本のような、歴史的にお上意識の強い社会構造の国にとっては、[…] 参考になるものが多い。」¹⁾

オランダモデルとは政府、雇用主団体 (VNO-NCW)、労働組合 (FNV) という三者間交渉により物事を決定していくモデルである。ボルダーモデルとも呼ばれ、多様な意見を持つ人々の意見を社会に取り入れ社会を活性化させるための合意形成システムである。

オランダが陥った不況を抜け出すため、1982 年にこの三者が合意して結ばれた「ワッセナー協定」がオランダモデルとして有名である。具体的には、労働組合は労働者の賃金の上昇率の緩和に同意する、雇用主団体は労働時間を 40 時間から 38 時間へと削減しパートタイム労働といった柔軟な雇用形態に変化させる、政府は公共支出を抑制し税金の削減をする。「ワッセナー協定」とは、実質的には労働者・使用者が、雇用拡大と引き換えにワークシェアリングを伴いながら労働時間を短縮し、賃金抑制に合意したものであった。そのためパートタイム労働が促進されてパートタイム労働者が大幅に増加した。最近の労働組合・雇用主団体・政府の合意形成の例としては経済危機に対応して緊急の賃金抑制に合意している。

このパートタイム労働が労働時間を短縮し皆で雇用を分かち合おうというワークシェアリングシステムの根幹である。当時の経済危機の影響による賃金の減少の影響もあり男性が一人で家計を支えることは難しく、女性の労働市場の参入が必要であった。オランダでは性別役割分業意識が強く、女性は育児と仕事を両立したいという気持ちが強い。そのため女性はフルタイム労働者ではなくパートタイム労働者として労働市場に参入しなければならなかった。

2009 年現在、国際的な経済危機の影響により日本経済も悪化し、派遣社員などの非正規雇用者は解雇されることも増えている。このような状況の中でこそ、オランダモデルを参考にできるのではないだろうか。最近では経済界からも人員削減ではなくワークシェアリングを採用してはという意見も出ており、また中小企業では実際にワークシェアリングを行なっているところもある。ワークシェアリングなどを始めとするオランダの労働形態には注目が再び集まっており、オランダモデルは再考する価値がある。「二十一世紀に入り、ますます我々にはグローバルな視点が […] [必要である]。 […] 今や日本人はアメリカのみにフォーカスする性癖を脱皮することが求められてきている」²⁾。本論文ではまずエスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム理論を参考にオランダの労働・福祉体系を考察し、パートタイム労働政策と育児政策の効果を議論しな

がら日本への示唆をもってまとめたい。

1. オランダにおける福祉の形態

1) エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム

福祉国家とは、T.H. マーシャルによると、雇用と社会保障政策を通して市民の社会的権利が実現する制度である。エスピン・アンデルセンはこの定義を用い、「脱商品化指標」と「階層化指標」という二つの指標を用い福祉国家を三類型に分類した。

脱商品化指標とは、「市民が必要な際に自由に労働から離脱できる度合い」である。

「脱商品化効果をもつ福祉国家は、[...] 市民が仕事、収入、あるいは一般的な福祉の受給権を失う可能性なしに、必要と考えたときに自由に労働から離れることができる、という条件を備えていなければならない。この定義を念頭に置けば、たとえば通常の収入と同等の給付が保障される疾病保険が必要となるし、その際には各人が必要と見なす期間、ごく簡単な診断書に基づいて休業できる権利が求められる。」³⁾ 脱商品化指標は、具体的には年金、疾病手当、失業手当の給付水準と資格要件によって計られる。

第二の指標である階層化指標は社会政策が社会の階層化に影響を与える度合いである。「社会政策によってどのような階層構造が制度化されるかという点にある。福祉国家は、ただ不平等な構造に介入しこれを是正しうるメカニズムであるばかりではなく、それ自体が階層化の制度なのである。」⁴⁾ 階層化指標は、具体的には職業別社会保険やミーンズテスト付社会給付の割合などによって査定される。

2) 福祉国家レジームにおけるオランダの位置

オランダはエスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム理論によると保守主義と分類される。前述の脱商品化度は中程度であり、職業別社会保険制度を備え家族の扶養機能が悪化した場合にのみ国家が援助する。スウェーデンは社会民主主義と分類され、脱商品化程度は大きく、普遍的な社会保険制度を備え、家族のコストは社会化されているとされている。アメリカはスウェーデンとは対極に位置する自由主義と分類され、脱商品化度は低く、社会保険制度は弱く、社会給付のスティグマ化が進行していると論じられている。なお日本は自由主義と保守主義のハイブリッド型と分類され、企業福祉と家族福祉により社会保障はカバーされていると論じられている。

2. オランダ社会におけるジェンダー概念

オランダは北欧諸国と比べると伝統的な性別役割分業意識が強く、女性の社会進出が大きく進んだのも1970年代とかなり遅かった。大半の家族が男性が稼ぎ手であり女性は専業主婦である男性稼ぎ手モデルにあてはまっていた。1955年に既婚女性の労働が国会で認可されたものの、1960年の女性労働力率は26%にすぎなかった。

1970年代から段階的に女性の社会への参画は進み、1975年に男女同一賃金制度が整備され、

1977年には妊娠による女性の解雇が禁止された。このように性別役割分業意識や家族主義的傾向も強いオランダ社会では、女性の労働意欲を上昇させるためには育児と家事が両立できる事が必要だと思われた。そのためパートタイム労働制度は導入されたと考えられる。

現在のオランダでは後述の労働政策や育児政策の効果により全体として女性の社会進出はかなり進んでおり、国連開発計画（UNDP）によるジェンダー・エンパワーメント指数（GEM：政治・経済での女性進出度）においてオランダは93カ国中6位⁵⁾である。なおGender Gap Report⁶⁾によるとオランダの男女格差の少なさに関する世界ランクは全体では9位となっており、去年の12位からランクが上昇し世界の国のトップ10の仲間入りを果たした。

3. オランダの労働政策：パートタイム労働制度

オランダ政府は1995年にジェンダー政策としてパートタイム労働を軸にしたコンビネーションモデルを草案した。コンビネーションモデルとは、男性労働者も女性労働者もパートタイムにて働き、0.75の労働と0.25の育児をするというモデルである。育児の残りの0.25は育児支援施設で行なわれる。本モデルの目的は女性も男性も同等に育児と仕事を分担することであった。

オランダでは35時間以上がフルタイム労働と規定されている。企業によって異なり週36時間または38時間働くのがフルタイム労働である。パートタイム労働は労働時間により4つに便宜上分類され、(1) 1～11時間を極小パートタイム労働、(2) 12～19時間を小パートタイム労働、(3) 20～27時間を中パートタイム労働、(4) 28～34時間を大パートタイム労働とされている。

1) Wet Onderscheid Arbeidsduur（労働時間差別禁止法）1996年

伝統的な性別役割分業意識を変化させ、女性の労働市場への参画を可能にしたのはパートタイム労働制度の影響が大きい。その中でも効果が大きかったのは、Wet Onderscheid Arbeidsduur（労働時間差別禁止法）とWet Aanpassing Arbeidsduur（労働時間調整法）である。労働時間差別禁止法では、労働時間による差別を禁止し、もし差別的行為が存在した場合には平等待遇委員会が調査に当たる。本法律は極小・小パートタイム労働者を含めたパートタイム労働者の保護を目的としている。

労働時間差別禁止法による効果により、女性の労働市場への参加が促された。労働時間差別禁止法施行以前は、パートタイム労働者はCAO⁷⁾に加入することが難しく、福利厚生や賃金面で低待遇を受けていた。特に短時間パートタイム労働者はCAOから除外されがちであったが、2004年には除外される労働者の確率は2%まで減少した。同法施行後は差別的取り扱いを受けた場合には平等待遇委員会に訴えることも可能となり、訴えた場合には労働者側が勝利するようになってきている。

2) Wet Aanpassing Arbeidsduur（労働時間調整法）2000年

さらに2000年には「労働時間調整法」が施行され、労働者が労働時間の増減を決める権利が与えられた。最低1年間同一勤務先で働いた労働者が労働時間の増減を要望する権利があり、企業は経営の悪化など特別な事情がない限り、これに応じなければならない。

本制度により、出産後に女性は退職するのではなく、時間調整を行うようになった。1997 年には出産後の女性労働者の 25% が退職を選択していたが、2005 年には 11% まで減少した。2005 年、出産後に労働時間を調整しているのは 50% であった。

4. オランダの育児政策

1) Wet Arbeids en Zorg (労働とケア法) 2001 年

母親は出産休暇を 16 週間得る権利があり、この期間中給与は全額保障される。給与の保障は一日最大 177 ユーロとなっている。育児休暇は、労働時間の 13 倍の期間を一年間かけてとることができるが、勤務先からの特別支援などがない限り給与は保障されず無給である。ケア休暇においては最大 12 週間中、規定労働時間の半分を病気の家族のケアに充てることができる。本ケア休暇においては給与の 70% が保障される。

本法律の施行直後は中小企業の反発などもあり、全企業中 12% の企業が労働者の育児休暇の取得を拒否していた。労働組合運動の効果もあり現在では多くの企業において認められるようになってきているが、休暇取得の希望と現実には差が存在している。またケア休暇においては労働時間の半分しか取得することが認められておらず、片親家庭に対する配慮が少ないとの指摘もある。ケア休暇の給与の 70% を保障するという形では低所得の労働者はシステムを活用することが難しいとの批判もある。

2) Wet Kinderopvang (育児法) 2005 年

12 才以下の子どもが育児施設を利用する場合、その費用を政府・雇用主・被雇用者が 3 分の 1 ずつ負担する。企業は自主的に支払わないことも多かったため、2007 年度より企業はいったん国家に納付する方式に変更された。企業の負担額は定額に給与比例額を併せたものである。しかし育児施設の利用者の急激な増大により国庫負担が増え国民の不満も高まったため、裕福な被雇用者には育児施設の利用費用の大部分を自己負担する方式へ 2009 年より変わった。

2007 年の統計によると、男女とも育児休暇の取得は増加傾向にあり、女性は 42%、男性は 18% となっている。男女の取得における差は、男性と女性との賃金格差も関係している。Gender Gap Report⁸⁾によると男性の賃金を 1 とすると同一労働をする女性の賃金は 0.6 となっている。パートタイム労働をするのは主に女性であるため、経済的な見地からみて効率的に考えると、給与の少ない女性が育児休暇を取ることが望ましい。賃金や労働時間の関係で、女性が育児休暇をより多く取得することになっているといえよう。

5. パートタイム労働政策と育児政策の効果

1) パートタイム労働政策の効果

パートタイム労働制度により人々のパートタイム労働への意識が変わった。特に女性のパートタイム労働についての意識が変化したことが大きいと思われ、それは図表 5-1 の女性労働力率の上昇にも表れている。労働時間差別禁止法はパートタイム労働の社会的価値を高めることで、労働と家事・育児を両立するようにと女性の意欲を高めたのである。また同様に労働時間調整法

によっても女性の労働意欲は高まった。前述のように労働時間調整法によりフルタイム労働者からパートタイム労働者へまたはその逆に移行が可能となった。現実には同一企業内ではなく、勤務先を変更して労働形態の変更を行なう場合も多い。しかしながら、本法律によりパートタイム労働者とフルタイム労働者の間に存在した意識的な垣根が小さくなり、柔軟な労働時間システムによる労働時間の自由な選択が可能になった。

図 5-2 にもあるように労働時間別に見てみると、女性の労働力率の上昇はフルタイム労働者よりもパートタイム労働者の増加によることが分かる。1991 年から 2006 年にかけてフルタイム労働者の割合は約 20% で推移しているが、パートタイム労働者の割合は約 30% から約 47% まで増加している。

図 5-3 に示されるように、2006 年、女性パートタイム労働者率は 75% であり、男性パートタイム労働者率 20% となっている。パートタイム労働者は女性が圧倒的に多いことが分かる。

2) パートタイム労働政策の問題点

上述のようにパートタイム労働を選択するのは女性が圧倒的に多く、なおかつ図 5-4 に示されるように、女性のほうがより極小パートタイム労働者や小パートタイム労働者が多くなっている。そのためパートタイム労働をする女性のキャリア形成は難しいことも多く、2005 年オランダにおける女性管理職の割合は 26% となっている。なお EU 諸国の平均は 32% となっており、オランダ政府も問題視している。そのため女性管理職の増加や女性の方針決定過程への参画を目標として、オランダ政府は Task Force Deeltijd Plus を立ち上げた。本 Task Force Deeltijd Plus は労働面でのジェンダー政策を担当する社会雇用省の外郭団体であり、特に極小・小パートタイム女性労働者の労働時間を増加させることを目的としている。なお女性の労働意欲を下げる効果をもたらす配偶者控除は未だに存在するが、2009 年から 15 年ほどかけて段階的に消滅させていくことを政府は決定した。

3) 育児政策の効果

図 5-5 のように女性労働者は子供のいない場合でもフルタイム労働ではなく、パートタイム労働を選択しそのため労働時間が 35 時間以下となっている。上述のように政府・企業・両親が育児施設費用を三分担するなど育児政策が行われており、女性はフルタイムで仕事をできるはずだがパートタイム労働を選択しているようである。なお女性のパートタイム労働の選択は必ずしも育児と仕事の両立のためではないことも分かる。

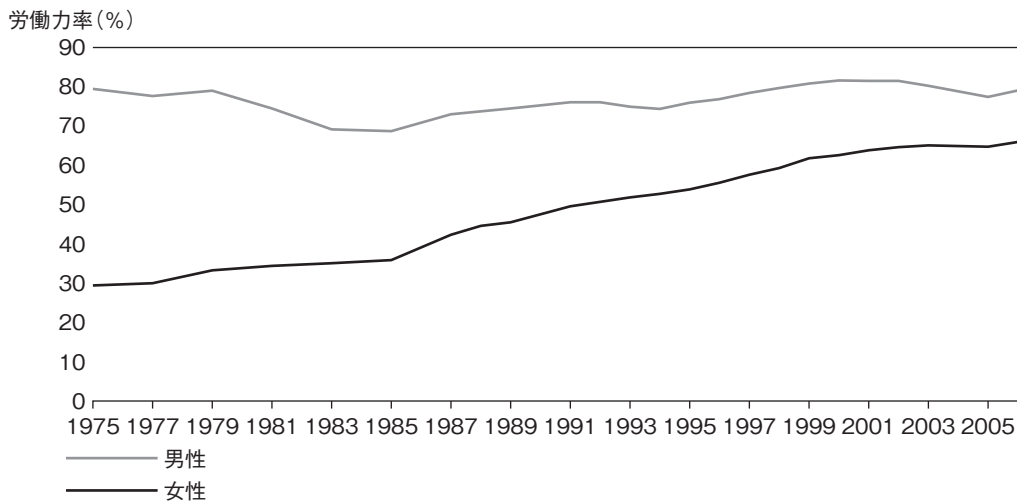
6. パートタイム労働政策・育児政策の意識面への効果

前述のように育児をしない女性でもパートタイム労働を選択しているが、これは何故なのだろうか。フルタイムで仕事ができる環境にいる女性も何故パートタイム労働を選択するのか。オランダ人の意識面に関する調査からこの問いに対する答えを考察する。

2008 年、オランダ人全体の 40% が女性のフルタイム労働に反対しており、週 3 日間程度働くことを母親の理想と見なしている。例えば幼児がいる女性の労働には反対する意識が未だに高い。2004 年には男性の 33%、女性の 27% が、幼児を持つ母親の労働には反対している。また図

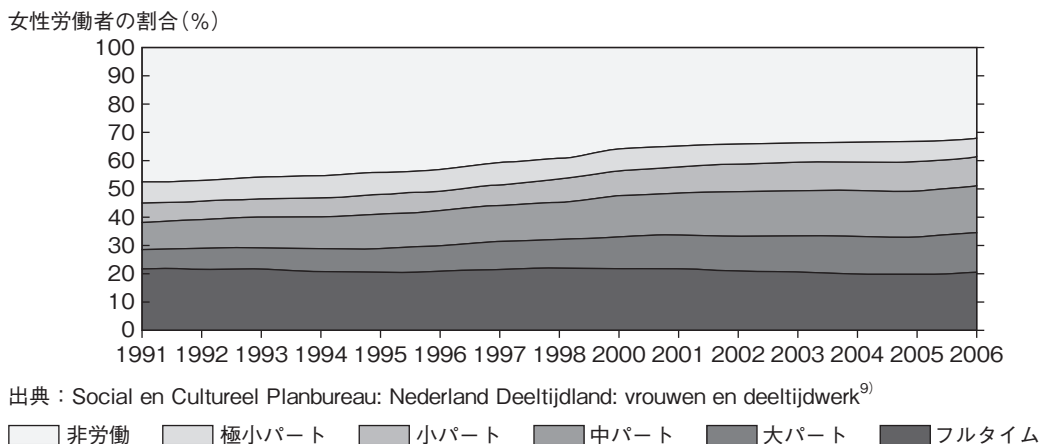
表 6-1 に見られるようにパートタイム労働政策施行後の 1997 年以降に母親がフルタイム労働をすることに反対する傾向が強まっている。それは図表 6-2、3 に見られるように比較的若い年齢の男女も同じであり、2005 年には全女性の 40%、全男性の 50% が女性育児に向いていると考えている。

図 6-4 に見られるように、女性はパートタイム労働により満足し一方で男性はフルタイム労働により満足している。この図からも女性と男性という性別により労働形態の選択に差ができていくことが読み取れる。



出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

図 5-1 女性の労働力率の推移

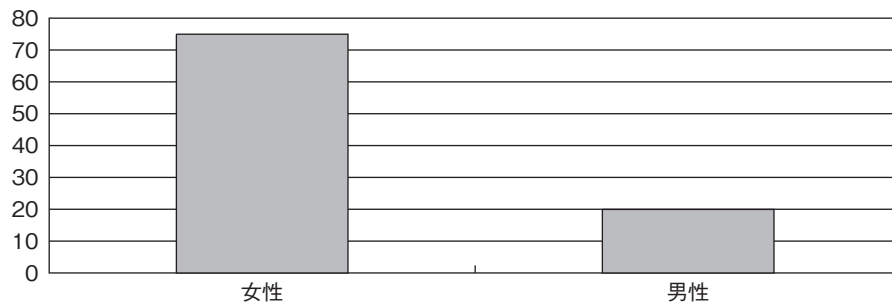


出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

□ 非労働 □ 極小パート □ 小パート □ 中パート □ 大パート ■ フルタイム

図 5-2 労働時間別の女性労働者の割合

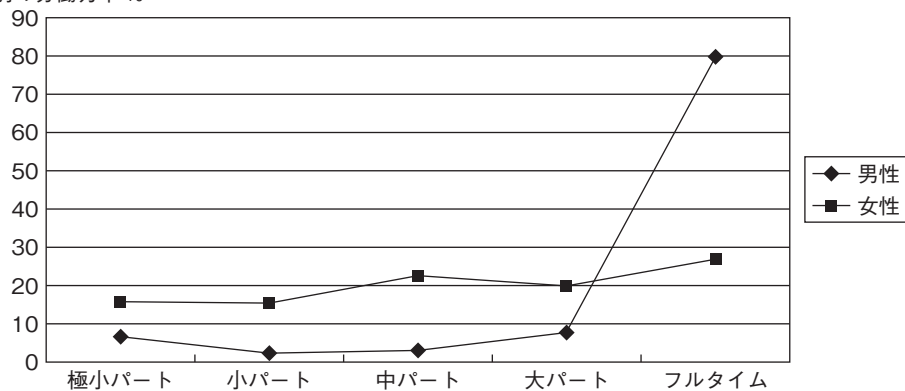
パートタイム労働者率(%)



出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

図 5-3 パートタイム労働者率（15 才～ 64 才の労働者中）

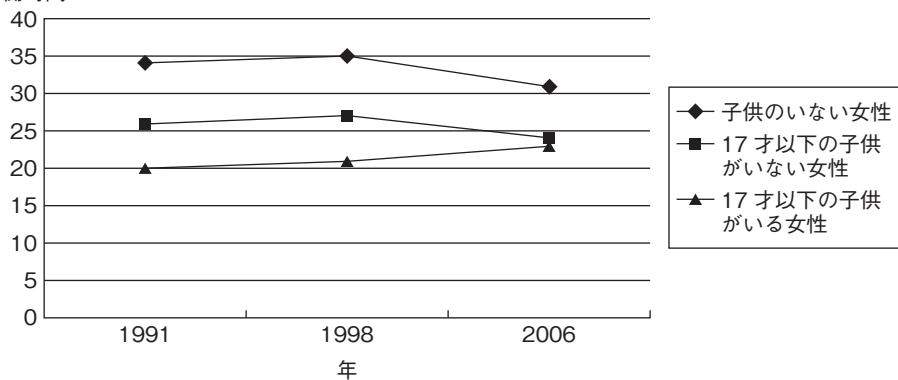
労働時間別の労働力率 %



出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

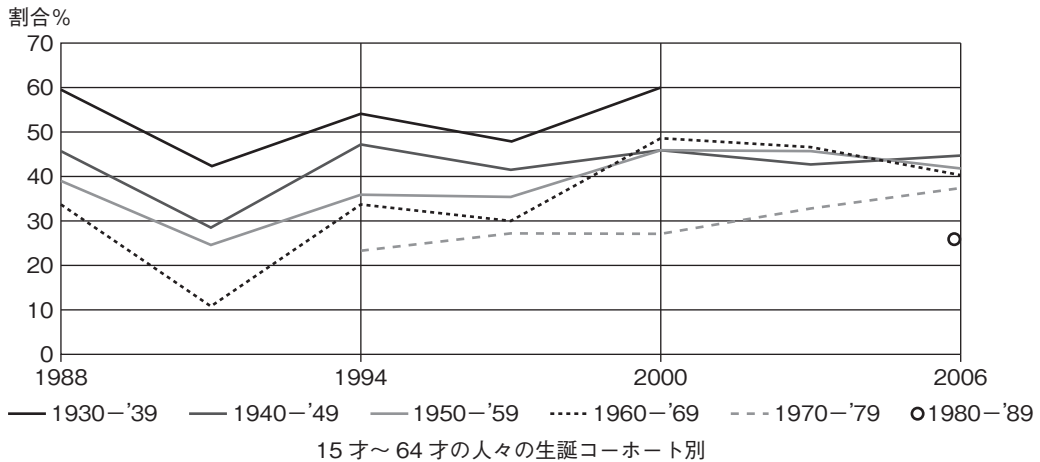
図 5-4 労働時間別の男女労働力率（2005 年）

労働時間



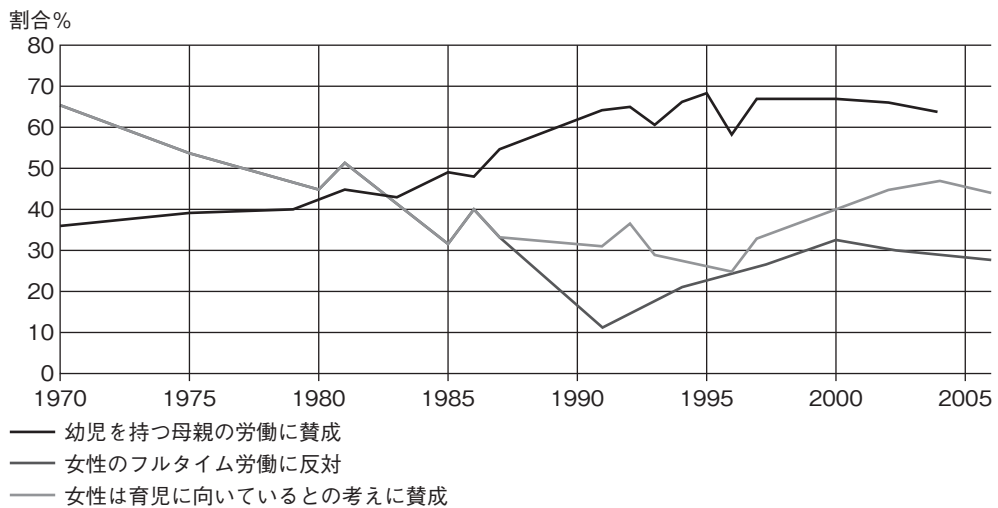
出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

図 5-5 子どもの有無による女性労働者の労働時間



出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

図 6-1 女性のフルタイム労働に反対する人々のコース別割合



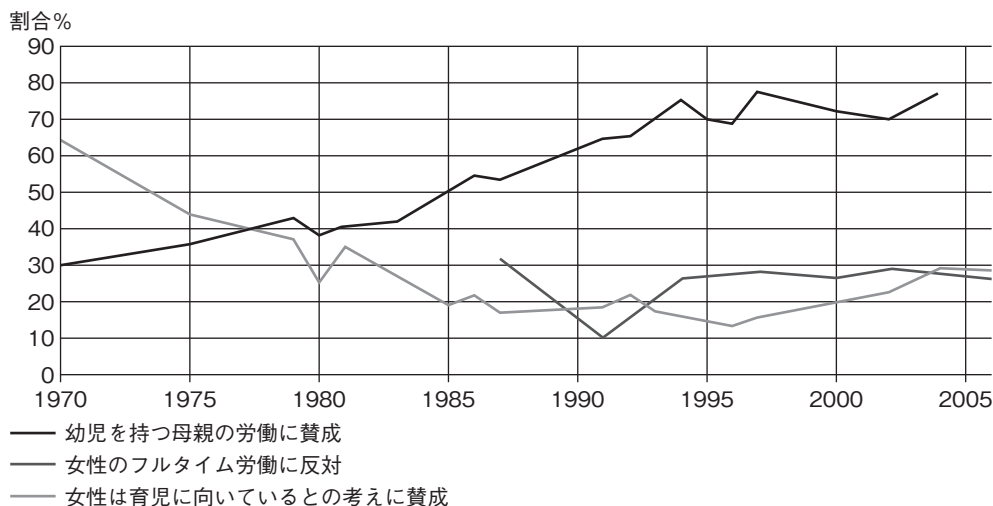
出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

図 6-2 20-29 才の男性の意見

7. オランダの労働・育児政策への考察と日本への示唆

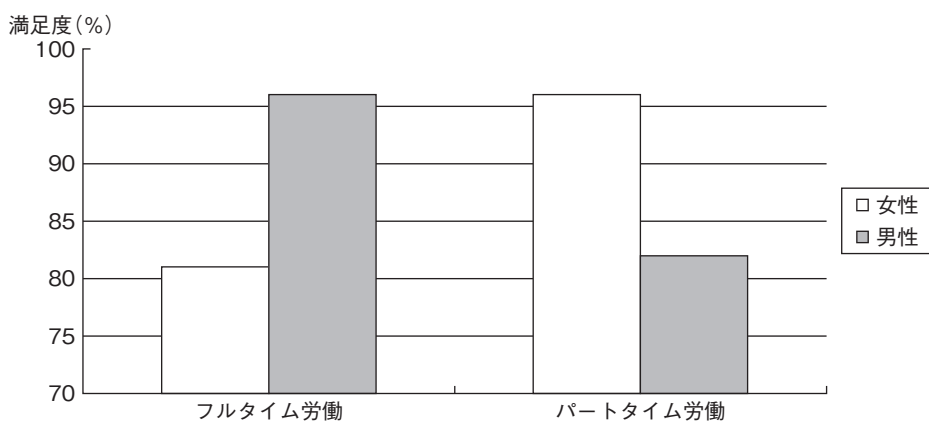
上述のオランダ政府のコンビネーションモデルの政策どおりにはオランダ社会の現実には改善されなかった。男女共に0.75のパートタイム労働をするのではなく、むしろ男性が1の労働をし、女性が0.5の労働をする労働モデルをオランダ人は選択しているといえる。それが子供のいない女性でもパートタイムで仕事をしている図5-5に表れている。

パートタイム労働政策が推進されたため、パートタイム労働とフルタイム労働の差がほとんど



出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

図 6-3 16-29 才の女性の意見



出典：Social en Cultureel Planbureau: Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk⁹⁾

図 6-4 男女別労働者の満足度 2005 年

なくなった。これにより、女性の労働意欲を高めることができた反面、女性がパートタイム労働を選択することに心理的な抵抗を感じなくなった。男性はフルタイム労働をする一方で女性はパートタイム労働をするという新たな性別役割分業が定着したのである。

女性は労働と育児・家事を両立し、男性は労働のみに従事するという結果は政府の政策関係者は予測していなかった。このような状況を改善するため、オランダ政府も上述の Task Force Deeltijd Plus により女性パートタイム労働者の労働時間増加を促進させるだけではなく、Fulltime Minus という男性労働者の労働時間を削減し育児に充てさせるキャンペーンを行なっている。

日本社会にとってはワークシェアリングやパートタイム労働政策を軸とするオランダモデル

には参考とすべき点が多い。それは日本もオランダと同様に性別役割分業意識が強く女性の半分以上が非正規労働者として勤務している状況を鑑みると、非正規労働者の雇用体系を変える根本的な改革が必要だからである。男女共にフルタイム労働又はパートタイム労働を、福利厚生の面で不利益を被ることがなく、自由に選択できる社会制度を構築する必要がある。しかしその際には本論文で述べたような労働政策の予期しない効果も念頭において、注意深く検討を重ねながら導入を進めるべきであろう。例えば男性パートタイム労働者への税金控除制度を導入するなどもありうるだろう。

注

- 1) 長坂寿久「オランダモデル—制度疲労なき成熟社会」日本経済新聞社、2001年、10頁
- 2) 根本孝「ワークシェアリング：『オランダ・ウェイ』に学ぶ日本型雇用革命：ゆったりと豊かに。」ビジネス社、2002年、12頁
- 3) エスピン・アンデルセン「福祉資本主義の三つの世界：比較福祉国家の理論と動態」ミネルヴァ書房、2001年、22頁
- 4) エスピン・アンデルセン「福祉資本主義の三つの世界：比較福祉国家の理論と動態」ミネルヴァ書房、2001年、34頁
- 5) 国連開発計画（UNDP）Human Development Report, UNDP, 2007/2008, pp11
- 6) World Economic Forum, The Global Gender Gap Report, World Economic Forum, 2008, pp3-35
- 7) CAOとは労使間の統一労働協約である。労働時間や賃金、休暇についての規定を定めており、これをもとに労働者側と企業側が交渉する。
- 8) World Economic Forum, The Global Gender Gap Report, World Economic Forum, 2008, pp1-11
- 9) Social en Cultureel Planbureau, Nederland Deeltijdland: vrouwen en deeltijdwerk, Social en Cultureel Planbureau, 2008, pp1-35

Eligibility criteria for assisted reproductive technology in Victoria, Australia: Issues over access to donor insemination by single and lesbian women

Takako Minami
(Ochanomizu University)

These days, it is increasingly being recognized that legislation regulating assisted reproductive technology (ART) should follow the technical progress being made in its advancement. However, regulation of ART includes a lot of controversial issues. One of the most controversial among these is that of the eligibility criteria for accessing ART. In Japan, there is no overall legal regulatory framework covering ART, but in 2003, the Assisted Reproductive Technology Committee of the Ministry of Health, Labour and Welfare issued a “Report on the Development of an Assisted Reproductive Technology System using Donor Sperm, Eggs and Embryos.” In the report, access to ART was restricted to “couples in legal marriage who desire to have a child but are unable to do so because of their infertility,” and single and lesbian women were excluded.

In this paper, by taking up the case of Victoria, Australia, which was one of the first jurisdictions in the world to introduce legislation regulating ART, the debate over whether to permit single and lesbian women to have access to ART, especially donor insemination [DI or artificial insemination with donor’s semen (AID)], will be examined. In Victoria, ART has been regulated by the Infertility (Medical Procedures) Act 1984 and the Infertility Treatment Act 1995, and these laws have led the world in admitting the right of DI offspring to know their origin, and abolishing the anonymity of sperm donors. However, these same laws have excluded single and lesbian women from accessing ART, and it was not until the Assisted Reproductive Treatment Act 2008, which was passed by the Victorian parliament on December 4th 2008, that women without a male partner were legally given the right to access medically assisted DI.

DI has long been used by heterosexual couples in cases of male infertility, but these days, the right to access medically assisted DI has become especially important for single and lesbian women who do not have access to donated sperm in Victoria. In this paper, by analyzing the argument over the rights of single and lesbian women to access DI in Victoria, which was provoked by the case *McBain v the state of Victoria* (2000), the reasons which have prevented single and lesbian women from using medically assisted DI and the inherent nature of DI as a procedure which could subvert the hetero-normative and male-dominant concept of the family, will be discussed.

オーストラリア・ヴィクトリア州における 生殖補助技術へのアクセス権

— シングル女性、レズビアン女性による人工授精の利用を巡って —

南 貴 子
(お茶の水女子大学)

1. はじめに

近年、生殖補助技術の発展と共に、生殖補助技術の利用に関する法制度化を進める国が増加しつつあるが、それらの国においても、生殖補助技術へのアクセスを、不妊の夫婦以外にも認める可否については議論が分かれてきた。日本では、まだ生殖補助技術の利用に関する法制度のない現状にあるため、2003年には、厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会の「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」¹⁾が出されるなど、法制度化の検討がなされているが、その報告書においても、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることが出来るのは「子を欲しながら不妊症のために子をもつことができない法律上の夫婦に限る」とされている。本研究で取り上げるオーストラリア・ヴィクトリア州は、世界に先駆けて生殖補助技術の利用を規制する法律を制定し、Infertility (Medical Procedures) Act 1984 (1984 年法) や、その後改正した Infertility Treatment Act 1995 (1995 年法) によって、生殖補助技術によって生まれた子どもの出自を知る権利を認め、精子・卵子ドナーの匿名性を廃止するなど、進んだ政策を取り入れてきたが、それらの法律においても生殖補助技術へのアクセスは既婚の夫婦に限定されており (1997 年には、異性愛の事実婚カップルにも認められるようになった)、シングル女性やレズビアン女性の生殖補助技術へのアクセスが異性愛カップルの女性同様に認められることになったのは、Assisted Reproductive Treatment Act 2008 (2008 年法、2010 年の 1 月 1 日までは全面的に施行される予定) によってである。それでは、なぜ、異性愛カップルに認められてきたものが、シングル女性やレズビアン (カップル) には認められなかったのであろうか、本研究では、生殖補助技術の利用を通してこの疑問に迫りたい。

生殖補助技術の中でも、提供精子を用いる人工授精 (第三者の精子を注入器を用いて子宮腔内に注入する方法、Donor Insemination: DI) は、これまで夫に生殖力のない場合に、その妻に対して用いられてきたが、近年、男性パートナーのいないシングル女性やレズビアン女性にとって、ニーズの高いものとなっている。本研究ではヴィクトリア州の生殖補助技術についての事例の中でも特に DI に着目し、シングル女性やレズビアン女性の生殖補助技術へのアクセス権に関する社会的議論が高まるきっかけとなった *McBain v the State of Victoria* の裁判 (以下 *McBain* 裁判と略)²⁾ 事例を中心として、1984 年法の施行から 20 年を経てアクセス権が拡大されるに至ったここ十年間の議論、特に男性パートナーのいない女性が DI を受けることに対する社会の対応についての調査・分析を行う。そして、医療を介した DI へのアクセスがシングル女性やレズビアン

(カップル)に認められず、異性愛カップルにのみ認められてきたことの意味、そして DI の抱える「問題性」について検討する。

2. McBain 裁判とシングル女性、レズビアン女性の生殖補助技術へのアクセス権

ヴィクトリア州では、1995 年法のもと、男性パートナーを持たない女性には、原則として生殖補助技術へのアクセスが認められてこなかった。こうした状況に風穴を開けたのが、2000 年に起こされた McBain 裁判である。

2000 年 7 月 28 日、オーストラリアの連邦裁判所で一つの判決が下された。それは、ヴィクトリア州で生殖補助技術の利用を望むシングル女性 Leesa Meldrum に代わって、Melbourne IVF (生殖補助技術を提供する施設名) の医師 McBain によって起こされた裁判であり、ヴィクトリア州を相手に、生殖補助技術の利用の資格を明記した 1995 年法の Section 8 (以下 s 8 と略) の有効性が争われたものだった。

ヴィクトリア州の 1995 年法 s 8 は女性が治療を受けるために満たさなければならない 3 つの条件を示している。

- (1) 治療を受ける女性は既婚で夫とともに生活しているか男性との事実上の関係 (de-facto relationship) のなかで生活している
- (2) 法的であれ事実上であれ、夫はその治療に同意しなければならない
- (3) 医者が医学的検査や医療行為によってその治療が合理的根拠に基づくものと判断している

a 治療が行われなければ、その女性は彼女の卵子と彼女の夫の精子によって妊娠しそうにない

b 彼女の卵子と夫の精子が使われると、子どもに遺伝的異常や病気が伝わる危険性がある
つまり、s 8 によると、ヴィクトリア州で治療を受けるためには、女性は結婚しているか事実婚でなければならないと定められていた。しかし、一方で、連邦の Sex Discrimination Act 1984 (Cth) の s 22 は、婚姻状態によって女性を差別することを禁止していた。

「s 22: 報酬のためであるなしにかかわらず、ものやサービスの提供、施設の利用において、性、婚姻の状態、妊娠、あるいは妊娠する可能性によって相手を差別することは非合法である」

この二つの法律の間の矛盾を受けて、2000 年 7 月 28 日、連邦裁判所の Sundberg 裁判官は、ヴィクトリア州の州法を、連邦法と真っ向から対立するものであるとし、the Australian Constitution の s 109 「州法が連邦法に矛盾する場合、連邦法が優先され、州法はその矛盾の限りにおいて無効とされる」により、州法の s 8 をその不一致の限りにおいて無効とした。「不妊治療を受けるために女性が結婚しているか事実婚の関係にあることは要求されず、また、McBain 医師は Ms Meldrum に治療を提供する自由をもつ」という判決がなされた³⁾のである。

McBain 裁判は、レズビアン女性も含め、シングル女性の勝利として、全国の新聞で大きく報じられた。判決の翌日、7 月 29 日の新聞の見出しには、次のようなタイトルが並んだ。「シングル女性が画期的な判決で勝利」⁴⁾「シングルのお母さんにとって画期的な IVF の判決」⁵⁾「裁判所が州の IVF の禁止を無効と判決」⁶⁾「IVF の判決が赤ん坊への障害を取り除く」⁷⁾「IVF の勝利が

称賛と怒りを引き起こす、IVF 法たった 4 分で転覆」⁸⁾ (IVF は本来、in vitro fertilization: 体外受精の略であるが、生殖補助技術を巡る議論においては、DI をはじめとする生殖補助技術の代名詞として IVF が用いられていることが多い)。これに対して、敗訴した州側も、Sundberg の判決を受け入れることを表明し、州の生殖補助技術・研究の管轄機関である Infertility Treatment Authority (ITA) はこの判決を受けて、法の解釈の変更という形で、不妊治療のアクセスに関するガイドラインを修正した。夫となる男性のいない、シングル女性やレズビアン女性への適用にあたっては、1995 年法の s 8 (1) は無効、ss 8 (2)、8 (3) の (a) と (b) は夫を要求している部分を除いて有効としたのである⁹⁾。

しかし、州が McBain 裁判の判決を受け入れて、新たに採用した法の解釈は、シングル女性やレズビアン女性の生殖補助技術へのアクセスを保障するものとはならなかった。州は、その判決を、シングルの「医学的不妊」の女性を差別しない、という限定的な意味で捉えたからである。例えば、特に問題となった s 8 (3) の解釈では、「治療が行われなければ、その女性は彼女の卵子と彼女の夫の精子によって妊娠しそうにない」の「彼女の夫の精子によって」という文言を単に除いて、「治療が行われなければ、その女性は彼女の卵子によって妊娠しそうにない」としたのである。これにより女性に対する“marital status”の要求は表面上消えたものの、治療へのアクセスは、「彼女の卵子によって妊娠しそうにない」つまり、「臨床的、あるいは医学的な不妊」であるか、子どもに遺伝的異常や病気が伝わる危険性があるとの診断に基づかねばならず、実質的には、「医学的不妊」とは診断されない多くのシングル女性やレズビアン女性を排除する政策を維持することにつながったのである。{|既婚あるいは異性愛の事実婚の関係にある女性については、その女性は「彼女の卵子によって妊娠しそうにない (女性不妊を意味する)」場合と、「その夫の精子によって妊娠しそうにない (男性不妊を意味する)」場合の両方の場合が適用されるため、「医学的不妊」ではない女性も DI による治療を受けられるが、シングル女性やレズビアン女性は夫に関する条項が適用されないため、「彼女の卵子によって妊娠しそうにない (女性不妊を意味する)」の条項のみが適用される。したがって、主に男性不妊の治療に用いられる DI による治療を受けられないことになる。|}

3. McBain 裁判が起こした議論 — 「医学的不妊」を巡る混乱—

当時のヴィクトリア州首相の Steve Bracks もまた、IVF は不妊の女性に対して提供されるべきで、「社会的な理由や自身のライフスタイルの選択によって (IVF の利用を) 選択した者」に対して提供されるべきではない¹⁰⁾、と語っている。特に、レズビアン女性への不妊治療の提供に関しては、「この裁判はシングルの女性についてのことであって、ゲイのカップルについてのことではない」¹¹⁾「この裁判はシングルの不妊の女性によって起こされたものだ。この裁判の判決はシングルの不妊の女性についてのものだ。その (生殖補助技術へのアクセスの) 拡張はシングルの不妊の女性に対するものだ」¹²⁾ と「不妊であるシングル女性」に対する治療の許可であることを強調している。すなわち、レズビアン女性に対しては、全面的に生殖補助技術の利用を認めない、との主張を繰り返した。この主張はシングル女性の問題であると強調しているが、シングル女性であっても本来、女性の提供精子の利用の問題でもあったものが、女性の身体的不妊

の問題にすり替えられてしまった。その結果、「医学的に」生殖力のある既婚（事実婚を含む）の女性は治療を受けることが出来るが、同様に「医学的に」生殖力のあるシングル女性やレズビアン（カップル）は治療を拒否される状況が作りだされてしまった。

この矛盾を解消するために、2001年の暮れには、ITAが「医学的不妊」の定義を「心理的不妊」の人まで含める案を出した¹³⁾。2001年11月14日のHerald Sun¹⁴⁾には、その背景として、ヴィクトリア州における不妊治療の90パーセントを行っているMelbourne IVFとMonash IVFが、心理的不妊が認められるように活動をしてきたことが挙げられている。Melbourne IVFのchairmanであるMcBainは、「人道的で進んだ社会では、心理的理由は正真正銘、医学的問題として受け入れられている」とコメントしている。また、Monash IVFのGab Kovacs教授も、女性が心理的不妊かどうかは精神科医が決める、「これは基本的に、どうしても男性とベッドに入れないと言うレズビアンの女性に適用される」、「精神科医がもし本当に心理的不妊というのなら、私は喜んで彼女たちを治療し、Medicareに申請するだろう」とコメントしている。ITAのHelen Szokeも、多くの異性愛カップルが性的関係によって子どもをつくることが出来ないために「心理的不妊」で治療を受けているという現状を受けて、医師たちが、不妊が「心理的不妊」を含むのかどうかについての指導を求めてきたことを話している¹⁵⁾。

しかし、「心理的不妊」の導入によって新しいカテゴリーの人々を含めることは大きな議論を呼ぶことになった。例えば、野党のリーダーDenis Napthineは、Liberal Partyは上院で新しいガイドラインを阻止するよう試みる、と発言し、大司教区の総代理Monsignor Christopher Prowseも、「子どもの利益、特に子どもが父を持つことの利益が完全に無視されている」との反対意見を表明した¹⁶⁾。また、ヴィクトリア州のITAの提案したガイドラインによると、生殖補助技術へのアクセスを求めるヴィクトリア州のレズビアン女性は心理学者か精神科医に、自分たちが男性と性的関係を持つことが出来ないことを医学的に診断してもらわなければならない¹⁷⁾。そのラベリングの仕方、また、それが適用されるであろう女性が精神医学によって診断されることを強いられることも「心理的不妊」の導入が強く批判される要因となった¹⁸⁾。そうした大衆の激しい抗議を受けて、シングル女性やレズビアン女性の生殖補助技術の利用をより可能なものにする期待されていた「心理的不妊」を認めるITAの新しいガイドラインの成立は、延期されてしまった¹⁹⁾。

州やITA側の採用したSundberg判決の解釈、またITAの「心理的不妊」ガイドラインの頓挫によって、McBain裁判において女性の婚姻状態に基づいて生殖補助技術へのアクセスを制限することは差別であり違法であるとしたSundberg判決は、ほとんど骨抜きとされてしまった。そして、「医学的不妊」という言葉は、生殖補助技術へアクセスしようとする女性の選別を「正当化」する象徴的言葉となった。生殖補助技術へのアクセスの議論における「医学的不妊」とは、異性愛カップル以外の人々を生殖補助技術の利用から排除しようとする社会、法制度が生み出した便宜的な定義であったともいえる。

McBain裁判、そしてそれに引き続く「医学的不妊」の解釈を巡るヴィクトリア州の社会的混乱の事例は、「DIによる医療は誰のためにあるのか」というDIに関する「新たな」課題を提起したが、それに対する明快な答えを与えることはなかった。それは、その問いが、DIが「医療」として提供されることの根本的な矛盾をあらわにしてしまう可能性を秘めているからであろう。自身の生殖機能に問題のない女性がなぜ、「治療」の対象とされるのか、そもそも、DIがなぜ、「医

療」として提供されなければならなかったのか、という問いは、社会がDIの利用において、長らく隠蔽してきたものでもある。そして、そうした不都合な問いの隠蔽は、次節で取り上げる「子どもの父を持つ権利」を巡る議論にも通底するものであることを明らかにしたい。

4. シングル女性、レズビアン女性の生殖補助技術へのアクセス権と子どもの父を持つ権利

McBain 裁判が及ぼした影響は州内に留まるものではなかった。2000 年 6 月から 8 月までオーストラリアのメディアは、DIをはじめ、医療における生殖補助技術へのアクセスをシングル女性やレズビアン女性にまで拡大するべきか、という話題で持ち切りになった²⁰⁾。こうした背景には、「子どもを持つ権利」の問題を介して、DIの利用がもたらす根本的な「父」の問題が「子どもの父を持つ権利」という形をとって明るみにされたことが挙げられる。

McBain 裁判の判決から 5 日後、オーストラリアの主要な新聞の一面を「この問題は父と母両方から相応の愛情と世話を受けるという子どもの権利に大きく関わっている」というオーストラリア首相の言葉が飾った²¹⁾。ヴィクトリア州の新聞 The Age では次のような報道がなされた。「首相の John Howard は昨日、IVF の議論に介入し、レズビアンへの IVF の治療を拒否する力を州に与えるよう、(性差別禁止法を修正する) 措置を講じると話し、子どもには母と父を持つ権利があると明言した…この動きは即座にゲイと市民の権利団体の憤りを買ひ、民主党、労働党ともに反対の意思を示したため、これは上院で廃案となるもよう」²²⁾。全国紙である The Australian でもまた、「首相、家族の議論に火をつける：シングルとレズビアンは IVF 治療の禁止に直面」というタイトルで、「John Howard は IVF の赤ん坊を欲しいと望むレズビアンやシングル女性よりも彼の伝統的な家族の理想を優先させた」²³⁾ と首相の行動を批判的に報じた。こうして、McBain 裁判は、単にヴィクトリア州内における生殖補助技術へのアクセス権の拡大の議論に留まらず、子どもの権利、家族の在り方の議論へと発展することになったのである。

首相の発言通り、8 月 18 日には連邦議会に法案が提出された。そして、その法案の説明のためのメモランダム条項では、法案は「州や準州の法が婚姻状態をもとに生殖補助技術のサービスへのアクセスの制限を強制したり、要求したり、許可したりすることは、性差別禁止法の s 22 と矛盾するものではない事を確認する。これは州と準州の法が連邦法との不一致によって機能しなくなることを防ぐものである」とされていた²⁴⁾。McBain 裁判の判決を覆そうとするもう一つの動きとしては、連邦の法務大臣の後ろ盾によって、カトリック教会 (Australian Catholic Bishops Conference) が Sundberg 判決の是非を巡って連邦最高裁判所の裁判で争うことになった²⁵⁾ が挙げられる。しかし、結局、2001 年 8 月 18 日に連邦議会に提出された連邦の性差別禁止法の改正法案は下院を通過したものの、上院の審議会では国際条約 (CEDAW) に抵触することなどが問題となり、上院を通過しなかった。また、カトリック教会が起こした最高裁判所の審議でも、州と連邦政府の法律の間の不一致についての問題は取り上げられず、McBain 裁判において当事者であったわけではないカトリック教会側の論拠を認めないという判決が 2002 年 4 月 18 日に下された²⁶⁾。その判決に対して、法務大臣 Daryl Williams のスポークスマンは「政府の立場は一貫して、性差別禁止法は、州が生殖補助技術へのアクセスの制限を法制化することを阻止することを意図したものではない、という信念のもとにあります」「もし必要なら、政府はそ

の状況を修正する法を導入するでしょう」と、コメントしている²⁷⁾が、Sundberg 判決が覆されることはなかった。

結局、どちらの動きもシングル女性やレズビアン女性による生殖補助技術へのアクセスの阻止という目的は達することはできなかった。しかし、首相の発言に端を発した政府介入の動きは、「社会が表現する権利を持つ [Howard]」²⁸⁾「子どもの権利」の問題として、社会に大きな議論を呼び起こした。それは次の首相の言葉によく表れている。

「我々は決して同性愛の人々を差別しようとしているわけではない」「それは彼女たちの問題だ。…ここで問題となるのは子どもの権利である」²⁹⁾

それでは Sundberg 判決に反対した側、賛成した側の議論をここで整理してみたい。

Sundberg 判決に反対した側にとって、「子どもの権利」は、子どもが父と母とによって成り立つ家族に生まれる権利、より具体的には、「子どもが父を持つ権利」を意味するものであった。そしてこの「父」の必要性を根拠とした「子どもの権利」こそが、Sundberg 判決に反対、あるいはそれを覆そうとする論者たちの唯一の共通した基盤となっている。

それは次の言葉からも窺える。

「(子どもの権利は) 子どもを得たいという個人の欲求の犠牲になってしまった [Harradine 上院議員]」³⁰⁾

「シングルであれ既婚であれ、誰でもが車を買う権利があるのと同じように、今では IVF の子どもを買う権利がある…これは倫理的に間違っていて、普通のオーストラリア人の考え方と矛盾している [メルボルンのカトリック大司教 George Pell]」³¹⁾

「第一日目から父なくして成長するよう強いられるデザイナーベビーをつくることは完全に権利の否定である」、連邦裁判所は全く純真な子どもたちに対する破壊的な形での差別への道を開いた [前副首相 Tim Fisher] ³²⁾。

また、彼らがその主張の法的根拠としたのは、特に子どもの権利条約の7条「できる限り、その親 (parents) を知り、その親によって養育される権利を持つ」であった。そこには、シングル女性やレズビアン女性に対する明らかな差別的発言は見られない。しかし、父が必要という主張の裏には、シングル女性やレズビアン女性では良い親にはなれない、というステレオタイプ化された意識が隠されている³³⁾。例えば、Australian Family Association のスポークスマン Bill Muehlenberg は、「Leesa Meldrum は疑いなく、愛情深い良い母親になるだろう。でも彼女は良いお父さんになることも出来るだろうか」³⁴⁾、そして、「子どもはお母さんとお父さんを必要としているのであり、その人生において最も重要な役割を果たす二人のうちの一人がいけない世界に意図的に子どもを連れ込むことは、ほとんど子どもへのネグレクトのようなものだ」³⁵⁾と語っている。他者である子どもを女性の(父不在の)ライフスタイルに巻き込み、「犠牲」とすることは、子どもに対する「ネグレクト」であり、「虐待」である、そして、そのようなシングル女性、レズビアン女性の「無責任」な行動を社会として認めることは、「子どもの最善の利益」の観点から許されない、というのが、McBain 裁判の Sundberg 判決に反対する者たちの主な主張であった。

一方、Sundberg 判決を支持し、判決を覆そうとする政府の動きに反対する側の意見として、次のようなものが挙げられる。

民主党の上院議員 Brian Greig：提案された法は全ての女性に敵対するもので、ホモフォビアに

こびたものだ³⁶⁾。

野党の health spokesman、Jenny Macklin：「ここで問題なのは、異なった州の異なった女性に異なった権利を与えるべきであるということで、首相がオーストラリアの人権を分断してしまおうとしていることだ」³⁷⁾

Victorian Equal Opportunity Commission, chief executive の Diane Sisely：その判決は「全ての女性が婚姻状態に基づく差別をされない権利を持つという原則を維持し、保護する」ものである³⁸⁾。

また、最高裁判決を報じた記事では「女性の勝利」³⁹⁾ というタイトルが付けられるなど、McBain 裁判を引き起こした Leesa Meldrum は、彼女の「これは私にとっての勝利というだけではなく、オーストラリア中の女性にとっての勝利です」⁴⁰⁾ というコメントとともに、女性に「勝利」をもたらした「英雄 (heroic woman)」⁴¹⁾「公共の財産 (public property)」⁴²⁾ としてメディアで取り上げられた。

こうした議論の過程で忘れられてしまったのは、本当の意味での「子どもの権利」について議論することであり、婚姻状態に基づき女性を差別することこそが、生まれてくる子どもの最善の利益を害している、という子どもの現実であり、「個々人の生活の実際」である。Sundberg 判決が子どもの権利、また国連の子どもの権利条約に反するという議論に対して Walker⁴³⁾ は次のように反論している。

「国内法でも国連の子どもの権利条約でも、子どもに対し、母と父が親としてともに暮らしている家族に生まれるという絶対的な権利を認めてはいない。実際、国内においては、社会として、シングルの母（父）に経済的支援をしており、その人たちが子どもの法的権利を侵害しているとはみなされていない。」「子どもの最善の利益における真に道徳的立場は、誰が良い親で誰が悪い親になるかというステレオタイプに基づくのではなく、個々人の生活を実際に考慮しなければならない」

Sundberg 判決を巡る一連の議論においては、子どもの権利が「父を持つこと」の一点に集約され、Sundberg 判決を支持する側も、子どもの権利というよりはむしろ、女性が子どもを持つことを選択する権利、あるいは、女性が婚姻の状態や性的指向によって差別されない権利、という女性本位とも捉えられかねない意見に終始し、あたかも、「女性の権利」が「子どもの権利」と対立するような構図が作り出されていったように思われる。しかし、この裁判で浮き彫りになったのは、「権利」の衝突ではなく⁴⁴⁾、異性愛の男性中心主義的な家族を守りたいという願いが生み出した理想と現実の間の利害の衝突であったのではないだろうか。オーストラリアの政治の世界では、上述のように、伝統的な家族に固執した意見がみられるが、Australian Bureau of Statistics によると、すでに5家族に1家族は一人親家族であり、2021年までに、3歳までの子どもの3分の1は一人親とのみ暮らしているだろうと予測する人口統計学者もいる⁴⁵⁾。Sundberg 判決を、「子ども、結婚、家族にとって後退である」⁴⁶⁾ と評したメルボルンのカトリック大司教 George Pell の言葉から窺えるように、「子どもの権利」の擁護と言いながらも実際に守ろうとしたのは、子どもの現実ではなく、「父」に象徴される伝統的家族の理想であり、それは実質、子ども、そして、家族というものを「父」のコントロール下に置いておきたいという願望の表れであったともいえるのではないだろうか。異性愛カップルにおいて、男性の不妊を隠し、男性を父とするための最終手段として、使うことが正当化され、発展してきた DI 技術は、女性の視点の

拡大によって、父（男性）がいなくても子どもを持てる技術へと意味を変転させつつある。それゆえに、「子どもの父を持つ権利」は、男性・異性愛中心の社会において、子どもをつくることにおいて絶対的な決定権を握ってきた「父」を守るための最後の砦となり、女性の「子を持つ権利」あるいは「子を持つことを選択する権利」と対峙させられる使命を負わされているといえよう。

5. シングル女性、レズビアン女性の DI へのアクセスのその後

2004 年 8 月、「シングル女性、レズビアンが州による産科治療（baby treatment）の禁止を打ち負かす」⁴⁷⁾、「レズビアンに提供精子への許可」⁴⁸⁾ という見出しがヴィクトリア州の新聞を飾る。それまでヴィクトリア州では「医学的不妊」ではないシングル女性、レズビアン女性にはヴィクトリア州におけるクリニックでの全ての「サービス」が認められていなかった。また、1995 年法のもとでは、人工授精は認可を受けた医師か病院においてのみ行ってもよいことになっており、それを犯した場合の罰則規定（最大 48,000 ドルの罰金、最大 4 年間の投獄、あるいはその両方）も設けられ、自己授精（女性が個人的に精子ドナーを見つけ、人工授精を自らで行う）、並びにそれを援助する行為は「違法」とされる恐れがあった^{49), 50)}。しかし、Melbourne IVF と the Royal Women's Hospital がヴィクトリア州で妊娠したいと願うシングル女性とレズビアン女性に対し、彼女たちが自己授精の目的で連れてきたドナーの精子を検査し、貯蔵し、その精子を女性に渡すというサービスを始めることが許可されたのである。女性とその精子ドナーはカウンセリングを受け、ドナーは子どもが 18 歳になった時にアクセスできるよう、自分の情報を ITA に登録することになる。それにより、精子ドナーはクリニックで採用された異性愛家族のための「通常の」精子ドナーのように、その地位が確定され、子どもに対するアクセスや養育を主張する権利を失う（被提供者側の同意が必要となる）が、ドナーは子どもやその母親からのいかなる経済的要求からも保護され、出生届にも記載されないことになった⁵¹⁾。

Melbourne IVF の医師 McBain は、医師が授精をするわけではないので、非合法ではないとし、「私は、こうして政府と ITA の厳しい規制を回避することができたことをとても誇りに思う。それは今まで、正しいことをしようとする人にヴィクトリア州で安全な救済法を与えるのではなく、他州に行くことを強制してきたのだから」⁵²⁾ とコメントしている。しかし、それは、保健大臣 Bronwyn Pike のスポークスマン Ben Hart が「どのみち（DI を）行う女性にとっては、まだ生まれていない子どもの権利を保護する安全装置がある方がいい」⁵³⁾ と語ったことから窺えるように、あくまで「子どもの権利」のためであって、男性パートナーがいない女性の権利を認めたものではなかった。ここにおいて認められたのは、あくまで自己授精をしようとする女性への援助であって、女性が自分でドナーを見つけ、自分で授精しなければならない、という現状に変わりにはなかった。2007 年に Melbourne IVF で、自己授精のための契約を完了させた女性はわずか 6 人であった⁵⁴⁾ ことから窺えるように、それは容易なことではなく、「医学的不妊」と診断されない多くのヴィクトリア州のシングル女性やレズビアン女性は、DI の「治療」を求めて、キャンベラ、シドニー、ホバート、ブリズベンなど「オーストラリア中を駆け回り [DI で子どもを得たレズビアンカップルの言葉]」⁵⁵⁾ 続けることになった。

しかし、「それは、父なしで育てられ、それを深い喪失として苦しむ子どもを懐胎することをコミュニティが是認することを意味する [Caroline Chisholm Centre for Health Ethics の director の Norman Ford]」⁵⁶⁾ という反対意見にも見られるように、ITA が「社会的不妊」の女性に自己授精の目的で精子ドナーを検査、カウンセリングすることを認めた⁵⁷⁾ ことは、シングル女性、レズビアン女性へのクリニックでの DI サービスの一部「解禁」を意味するだけでなく、それまで公的に「不可視」の存在であった、異性愛以外の DI 家族の存在を認めることでもあった。この「DI 家族」、あるいは子どもを巡る「家族」の現実を直視しようとする流れは、ヴィクトリア州政府によってつくられた州の法改正について調査研究し報告する委員会 (Victorian Law Reform Commission : VLRC) による報告書⁵⁸⁾ (2007 年 6 月 7 日に上程)⁵⁹⁾ の作成や、その報告書に基づいて作られた法案 (2008 年 9 月 9 日に議会に導入)⁶⁰⁾ に関する州議会の議論の中に生かされることとなった。そして、それは、ヴィクトリア州におけるシングル女性やレズビアン (カップル) が生殖補助技術へアクセスすることを認める画期的な 2008 年法の制定につながった。例えば、VLRC の報告書では、家族の在り方、家族というものに対する社会的意識が変わりつつあるなか、今後も、核家族以外で生殖補助技術によって生まれる子どもが増えて行くであろうことを指摘した上で、シングル女性やレズビアン女性の関係からなる家族をはじめとして、「これらの家族を認める法は多様性に対する敬意、容認、寛容の念を育む上で重要な役割を果たしうる」のであり、多様な家族に生きる子どもたちの要求にこたえ、その子どもたちを実際に世話する人たちに親としての地位を認めるためにも、更なる法の改正が必要である、としている⁶¹⁾。また、2008 年 12 月 4 日に法案が議会を通過したことを受け、翌日、ヴィクトリア州の法務大臣名で出されたメディアリリースは、「歴史的な投票が子どもの権利を守る」というタイトルが付けられ、その中で州の副首相であり法務大臣である Rob Hulls は、「これらの革新的な改革は子どもを守り、家族に安定性 (certainty) をもたらすだろう」、「この領域におけるヴィクトリア州の法律は時代遅れで不明確であり、連邦政府の差別法に違反するものであることが指摘されてきた。これらの改革はコミュニティで既に起こっていることに対し法的枠組を与えるものである」、さらに、「家族は色々な形、大きさがあり、それはいつの時代も同じだった。この法律は常に子どものためを考えたものであり、同性カップルからなる家族や代理契約の結果生まれてきた子どもたちが差別されないことを保証するものである」と発言している⁶²⁾。しかし、新聞の見出しで法案が「レズビアン生殖法案 (lesbian fertility bill)」⁶³⁾ と銘打たれ、実際に 2008 年法の原則において、従来の「子どもの最善の利益の保証」などとならび、新たに「治療を受けようとする者は性的指向、婚姻状態、宗教に基づく差別を受けてはならない」という一項目が加えられたことから窺えることは、「子どものため」を大義名分としながらも、McBain 裁判に始まった、シングル女性やレズビアン女性の生殖補助技術の利用、特に DI を受ける権利の主張を社会に認めさせる女性たちの戦いは一応の勝利を取めたといえるのではないかということである。

6. おわりに

本稿で述べてきたシングル女性やレズビアン女性の DI 利用の議論からは、男性パートナーを持たない女性の DI 利用を制限する根拠として、「医学的不妊」であることの要求、そして、「子

どもの父を持つ権利」が損なわれることの二点が挙げられる。これらの議論はいずれも、DIが男性・異性愛中心の社会にあって、その本質に抱えもってきた「問題」を浮き彫りにするものであったといえる。その「問題」は、Elson 議員がシングル女性やレズビアン女性の生殖補助技術へのアクセスについての国会の議論の中で行った次の発言に象徴されている。

「『父』という言葉と子どもにとってそれが意味するもの全てが、精子の貢献というものに引き下げられ、余分なものとされてしまった」⁶⁴⁾

DIは本質的には、「女性の子どもを欲しいという望みをかなえるために、生殖力のある女性に、生殖力のある男性の精子を挿入するという単純な処置」⁶⁵⁾であり、極論すれば、「DIにおいて医療が提供しているものは、『不妊』の治療ではなく、ドナーの精子を提供するための、その調達源」⁶⁶⁾に過ぎないといえる。また、Wikler⁶⁷⁾は、「妊娠するためにDIを用いる直接的な動機は、シングル女性も既婚の女性も同様に、潜在的な生殖パートナーとの望まれない性交を避けるため」であって、「心理的あるいは社会的理由にほかならない」と断言する。かつて政府で生殖補助技術へのアクセス権を巡る議論が活発に行われていた2000年当時、連邦の保健大臣 Michael Wooldridge は、生殖力のあるシングル女性やレズビアン女性には「性交というもっとシンプルな方法がある」として生殖補助技術へのアクセスに反対した⁶⁸⁾ものの、それを既婚の女性に当てはめることはなかった。つまり、女性の生殖補助技術へのアクセス権の問題は、性交ではなくDIという形を望むにいたった、女性にとっての「不都合な」理由が、社会にとって認められるもの、あるいは社会的要請に基づくものであるか否か、の問題であるとも言い換えられる。「姦通」への類推から批判を受けながらも異性愛家族においてDIが認められ、発展してきた背景には、妻が夫の「付属物」として見なされてきた時代の名残があり、男性の生殖機能における問題をその妻の問題として、妻の「治療」へと移し替えることが容易であったことが挙げられるのではないだろうか。今日では、子どもの出自を知る権利の台頭によって、DI、すなわち父の不妊をオープンにすることも余儀なくされ、異性愛のDI家族の生き方も大きく変わろうとしている^{69), 70)}。しかし、そこでもっとも問題となるのは、ドナーという一人の男性の存在である。かつて異性愛夫婦のDIが擁護された最大の要因はDIが「不妊治療」として医師の管理下にあること、すなわち、妻とドナーの間に一切肉体的関係のないこと、であった。ヴィクトリア州では、2003年、「ドナー」となる約束でレズビアンパートナーの立ち会いのもと、性交を通じて「人工授精」を行った男性は、法の下では、ドナーであることが認められず生まれた子どもの親として養育費の支払いを命じられる⁷¹⁾という判決が下されている。その裁判の中で判事はアメリカのペンシルバニア州の裁判⁷²⁾の判決から「科学はあらゆる方法の生殖補助を可能としてきて、その種類も増加し続けているが、我々は、性交による人工授精というカテゴリーを認めることは出来ない」という言葉を引用している⁷³⁾。「性交による人工授精」を法的に認めることは、かろうじて保たれてきたドナーと「父」との境界も、近代家族を支えてきた結婚—生殖—性愛の幻想も全てが瓦解することにつながりかねないからである。2008年法において、生殖補助技術の利用条件から既婚の夫婦または事実婚の関係にある異性愛カップルであることの制限が取り除かれた背景には、シングル女性やレズビアン女性が人工授精の在り方を内部から攪乱してしまう前に、シングル女性やレズビアン女性を医療の提供するDIに取り込むことで、DIを社会の管理下に置き、逆説的には、DIを望むシングル女性やレズビアン女性の存在をドナーと「父」の境界を維

持する最後の砦としたいという思惑があったのかもしれない。

「子どもの父を持つ権利」の主張は、子どもをつくることに関する決定から男性が排除され、その決定権が女性の手握られることへの恐れが現出したものであったともいえる。それは、男性・異性愛中心の社会にあって、「姦通」の議論以来 DI の根底を流れてきたものでもある。生殖補助技術へのアクセス権の獲得によって、果たしてシングル女性やレズビアン女性はその恐れに「打ち克つ」ことができたといえるのかどうか、今後のヴィクトリア州社会の動向を見守りたい。

文献

- 1) 厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会 『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』、2003 年。
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0428-5.html> (Date accessed Aug. 16, 2007)
- 2) *McBain v the State of Victoria & Ors* [2000] 99 FCR 116.
- 3) Australian Associated Press, “Vic-IVF decision hailed and condemned,” *Australian Associated Press*, 2000 Jul. 28.
- 4) Herald Sun, “Single women win in landmark court ruling,” *Herald Sun* (Melbourne), 2000 Jul. 29.
- 5) The Courier Mail, “Landmark IVF ruling for single mum,” *The Courier Mail* (Brisbane), 2000 Jul. 29.
- 6) The Australian, “Court rules state IVF ban invalid,” *The Australian*, 2000 Jul. 29.
- 7) The Advertiser, “IVF ruling lifts baby barrier,” *The Advertiser* (Adelaide), 2000 Jul. 29.
- 8) The Age, “IVF Law toppled in just 4 minutes,” *The Age* (Melbourne), 2000 Jul. 29.
- 9) Sifris, A., “Access to infertility treatment: Lessons from Patrick’s story,” *Journal of Law and Medicine*, 11 (1), 2003, pp.9-15.
- 10) The Age, “Howard sparks IVF storm,” *The Age* (Melbourne), 2000 Aug. 2.
- 11) Australian Associated Press, “Vic-IVF decision hailed and condemned,” *Australian Associated Press*, 2000 Jul. 28.
- 12) Herald Sun, “Switch on IVF access,” *Herald Sun* (Melbourne), 2000 Aug. 8.
- 13) Herald Sun, “New IVF rules to include lesbians,” *Herald Sun* (Melbourne), 2001 Nov. 14.
- 14) Id.
- 15) The Age, “Door opens to baby help for lesbians,” *The Age* (Melbourne), 2001 Nov. 15.
- 16) Id.
- 17) The Age, “Onus on lesbians to show, IVF-only baby option,” *The Age* (Melbourne), 2001 Nov. 16.
- 18) Sifris, A., “Access to infertility treatment: Lessons from Patrick’s story,” *Journal of Law and Medicine*, 11 (1), 2003, pp.9-15.
- 19) The Age, “Backdown on ‘psychological infertility’,” *The Age* (Melbourne), 2001 Nov. 21.
- 20) Dempsey, D., “Active fathers, natural families and children’s origins: Dominant themes in the Australian political debate over eligibility for assisted reproductive technology,” *Australian Journal of Emerging Technologies and Society*, 4 (1), 2006, pp.28-44.

- 21) Id.
- 22) The Age, "Howard sparks IVF storm," *The Age* (Melbourne), 2000 Aug. 2.
- 23) The Australian, "PM ignites family row/Singles and lesbians face IVF treatment ban," *The Australian*, 2000 Aug. 2.
- 24) Stuhmcke, A., "Access to infertility treatments and single women: What is the state of play?" *Journal of Law and Medicine*, 9(1), 2001, pp.12-14.
- 25) Australian Associated Press, "Fed-IVF decision to go to High Court," *Australian Associated Press*, 2000 Oct. 17.
- 26) *Re McBain; Ex parte Australian Catholic Bishops Conference* [2002] HCA 16.
- 27) The Daily Telegraph, "Single women's IVF win in court ruling," *The Daily Telegraph*, 2002 Apr. 19.
- 28) The Age, "Howard sparks IVF storm," *The Age* (Melbourne), 2000 Aug. 2.
- 29) The New Straits Times, "IVF at centre of family values versus rights debate," *The New Straits Times*, 2000 Aug. 13.
- 30) The Age, "IVF victory sparks bliss and anger," *The Age* (Melbourne), 2000 Jul. 29.
- 31) The Australian, "Court rules state IVF ban invalid," *The Australian*, 2000 Jul. 29.
- 32) Australian Associated Press, "Fed-Tim Fischer slams Federal Court IVF decision," *Australian Associated Press*, 2000 Jul. 29.
- 33) Walker, K. L., "Equal access to assisted reproductive services: The effect of *McBain v Victoria*," *Alternative Law Journal*, 25(6), 2000, pp.288-291.
- 34) MX, "Solo IVF win," *MX* (Australia), 2002 Apr. 18.
- 35) The Advertiser, "Today, God is on my side: Catholic Church loses IVF appeal God is on my side-church loses appeal," *The Advertiser* (Adelaide), 2002 Apr. 19.
- 36) The Age, "Howard sparks IVF storm," *The Age* (Melbourne), 2000 Aug. 2.
- 37) The Australian, "PM's family crusade: Singles, lesbians face ban from access to IVF," *The Australian*, 2000 Aug. 2.
- 38) MX, "Solo IVF win," *MX* (Australia), 2002 Apr. 18.
- 39) The Courier Mail, "Victory for women," *The Courier Mail* (Brisbane), 2002 Apr. 19.
- 40) MX, "Solo IVF win," *MX* (Australia), 2002 Apr. 18.
- 41) The Advertiser, "Today, God is on my side: Catholic Church loses IVF appeal God is on my side-church loses appeal," *The Advertiser* (Adelaide), 2002 Apr. 19.
- 42) The Australian, "A very public grieving," *The Australian*, 2002 Apr. 19.
- 43) Walker, K. L., "Equal access to assisted reproductive services: The effect of *McBain v Victoria*," *Alternative Law Journal*, 25(6), 2000, p.290.
- 44) Id. at pp.288-291.
- 45) The New Straits Times, "IVF at centre of family values versus rights debate," *The New Straits Times*, 2000 Aug. 13.
- 46) Australian Associated Press, "Vic-IVF decision opens way for children experiment-Archbishop," *Australian Associated Press*, 2000 Jul. 28.

- 47) Herald Sun, "IVF secret revealed: Single women, lesbians beat state ban on baby treatment," by Jen Kelly, *Herald Sun* (Melbourne), 2004 Aug. 2.
- 48) The Age, "Lesbians get OK for donor sperm," by Amanda Dunn, *The Age* (Melbourne), 2004 Aug. 3.
- 49) Victorian Legal Aid, Victorian Gay and Lesbian Rights Lobby & Law Institute of Victoria, *Over the rainbow: A guide to the law for lesbian, gay and transgender communities in Victoria* (4th edition), 2007.
- 50) Victorian Law Reform Commission, *Assisted Reproductive Technology & Adoption: Should the Current Eligibility Criteria in Victoria be Changed? Consultation Paper*, 2003.
- 51) Herald Sun, "IVF secret revealed: Single women, lesbians beat state ban on baby treatment," by Jen Kelly, *Herald Sun* (Melbourne), 2004 Aug. 2.
- 52) Id.
- 53) The Age, "Lesbians get OK for donor sperm," by Amanda Dunn, *The Age* (Melbourne), 2004 Aug. 3.
- 54) ITA, *Annual Report*, 2008.
- 55) The Age, "Making babies," by Carol Nader, *The Age* (Melbourne), 2007 Mar. 31.
- 56) Herald Sun, "Sperm storage policy backed," by Paula Beauchamp & Tanya Giles, *Herald Sun* (Melbourne), 2004 Aug. 3.
- 57) The Age, "Lesbians get OK for donor sperm," by Amanda Dunn, *The Age* (Melbourne), 2004 Aug. 3.
- 58) Victorian Law Reform Commission, *Assisted Reproductive Technology & Adoption: Final Report*, 2007.
- 59) Office of the Attorney-General, "Hulls tables VLRC report on assisted reproduction, surrogacy and adoption," media release, 2007 Jun. 7.
- 60) Deputy Premier, Attorney-General & Minister for Health, "Reforms to protect children and provide certainty," media release, 2008 Sept. 9.
- 61) Victorian Law Reform Commission, *Assisted Reproductive Technology & Adoption: Final Report*, 2007.
- 62) Attorney-General, "Historic vote protects children's rights," media release, 2008 Dec. 5.
- 63) Herald Sun, "Lesbian fertility bill endorsed in the upper house," *Herald Sun* (Melbourne), 2008 Nov. 13.
- 64) Commonwealth, *Parliamentary Debates*, House of Representatives, 2000 Aug.14, p.18874.
- 65) Saffron, L., "Can fertility service providers justify discrimination against lesbians?" *Human Fertility*, 5, 2002, pp.42-46.
- 66) Id.
- 67) Wikler, D., "Policy issues in donor insemination," *Stanford Law & Policy Review*, 6(2) 1995, pp.47-56.
- 68) Dempsey, D., "Active fathers, natural families and children's origins: Dominant themes in the Australian political debate over eligibility for assisted reproductive technology," *Australian Journal of Emerging Technologies and Society*, 4(1), 2006, pp.28-44.
- 69) 南 貴子「Donor Insemination: ドナーの『非人間化』から『人間化』へ」『恵泉アカデミア』9号、2004年、171-187頁。

- 70) 南 貴子「提供精子による人工授精と揺らぐ家族の生き方」『国立女性教育会館研究ジャーナル』11号、2007年、73-83頁。
- 71) *ND and BM* [2003] Fam CA 469.
- 72) *Kessler v Wenigar* No 491 WDA 99.
- 73) Cooper, D., "Sperm donors beware: donation 'in the usual way' will render you liable to pay child support," *QLD Lawyer*, 24, 2003, pp.76-78.

The Labor Gap and Gender in KOREA – from the Standpoint of Culture

SASAKI, Masanori
(Kyushu University)

This paper discusses the labor gap and gender in Korea from the standpoint of culture. Neoliberalism and globalization of the economy have an impact in Korea and consequently a large number of women and minority groups bear the burden of non-regular employment.

Incidentally, it can be considered that the cause for women and vulnerable groups assuming non-regular employment is due not only to external factors, but also to internal, in other words cultural, factors.

In this paper, I consider the relationship between the labor market and culture. Specifically, this involves two tasks. First, I present the situation of the gender gap in the labor market in Korea through statistics and media documents. Second, I consider culture as the issue creating those gaps.

In Korea, there are two cultural factors creating the labor gap; one, 'Confucianism' as norm, the other, 'military conscription' as institution.

Confucianism spread to the common people late in the Korea Dynasties, and is thought to have varied across the ages. However, it is considered to be at least partially influential in the modern age because of the continuity of related institutions to the present day. At the same time, modern society which began in Korea after the Korean War, is a patriarchal society. Consequently, it can be reasoned that patriarchy's structure of male domination and Confucianism's gender norms mutually interacted to shape a male-centered labor market which excludes women.

That is to say, it can be said that the labor gap among men and women in Korea is regulated by the 'Confucian' aspect of Korean culture.

Military conscription is a national obligation only for healthy adult men but it has an enormous impact on all Koreans. Military conscription is a duty for many men, yet involves many women because of its influence on their lives; in other words, because of its substantial exclusion of women from the institution. By distinguishing women, who do not experience military conscription, from men, who do experience it, the military system privileges men and functions to place women in a socially disadvantageous position. Thus women are forced to participate in a labor market in a culture which from the start contains aspects that exclude women.

That is to say, it can be said that the labor gap among men and women in Korea is also regulated by the 'military conscription' aspect of Korean culture.

In this paper, the intimate relation of the labor market and culture—Confucianism and military conscription—in Korea is revealed. So to pay attention to culture is important. The future calls for an in-depth analysis of the relation between the labor gap and culture through interviewing and other forms of empirical research.

「韓国の労働格差とジェンダー—文化の視点から」

佐々木 正 徳
(九州大学)

1. 問題と目的

日本では近年、政治・経済・文化などあらゆる分野で世界との関わりが拡大しており、そのため、経済のグローバル化、新自由主義の台頭、不十分な面は多いものの男女平等の促進など、多様な領域・分野で、大きな変容が引き起こされている。経済の領域における雇用の流動化・非正規雇用の増加や、それに伴う格差社会の議論は、まさにそうした潮流と関連したものであり、グローバル化の影響を受けるあらゆる国・地域に程度の差こそあれ共通している問題であるといえよう。

韓国も、1970年代から80年代にかけて「漢江の奇跡」と言われる急速な高度経済成長を経験することで、先進資本主義国の一員となっており、また、96年の経済危機による大不況を経験して以降、経済の領域に新自由主義が導入されることになった。新自由主義の台頭による労働問題の一つは、非正規労働などの不安定な労働者が多く社会的弱者によって担われていることにある。このことは逆に、そういった不安定で低賃金の労働に従事しているがゆえに、彼らが社会的弱者になっているともいえる。そして、深刻な問題なのは、そうした不安定な雇用の中心を担っているのが、多くの国・地域において、若年層や女性であるということである。そして、韓国においてもそれは例外ではない。

ところで、若年層や女性を非正規労働へと導く力は、グローバル化や新自由主義の台頭といった外的要因によるもののみであろうか。筆者はそれだけではなく、その社会のもつ内的な文化要因とも複雑に絡み合った結果によって生じていると考えている。そこで、本稿では、韓国の、特に女性の労働問題に絞って、労働格差と文化との関係について論ずることにしたい。

韓国社会と女性の労働に関する研究には、既に優れた先行研究がいくつか存在する。例えば、瀬地山¹⁾は、韓国だけではなく、日本、台湾、北朝鮮、中国を対象として、既婚女子の労働力化の有無、すなわち主婦の動向を統計的指標を用いることによって明らかにすることで、各社会のジェンダーのあり方を描出している。また、申²⁾は、セクシャル・サービスを利用する側と提供する側の双方へのインタビュー調査を通して、セクシャル・サービスが社用接待の成功に大きな役割を果たしてきたことを明らかにし、セクシャル・サービスが経済発展に貢献する一方で、経済発展のプロセスがセクシャル・サービスの増加をもたらしていたという、韓国の経済発展とセクシャル・サービスの成長が密接不可分な関係にあることを明らかにした。他に、春木³⁾は、現代韓国の女性の現状を家族・就業・女性運動・政策・政治参画など多面的な角度から照射し、男性優位社会の中で、韓国女性の希望や苦悩が、歴史的脈絡の中で如何に社会システムを変え、意識の変化に結びついていったのか、また、政治的・経済的変化が韓国女性の生き方にどのような影響を与えたのか、その変遷を追っている。

こうした先行研究がそれぞれ非常に有意義であることは言うまでもない。しかし、これらの研

究はいずれも「文化」という側面から実証的に韓国社会の労働市場、労働観を捉えるという意味では、一定の限界を有している。

例えば、瀬地山の研究は、分析に用いた資料が統計的資料であり、女性労働者当事者たちの生の声を集積したものではない。また、発表から既に10年以上の月日が経過しており、現状との違いが生じている可能性は高いと思われる。申の研究は、実証的ではあるものの、タイトルが示すようにあくまで「政治経済学」的な視点から述べられているため、韓国社会の文化的背景に関する論究は充分ではない。また、春木の研究は女性に関する各分野の歴史的経緯については非常に詳細に分析されており、家父長的な男性優位の社会の中で韓国女性が差別や抑圧と如何に対峙し跳ね返してきたのかを構造的な視点から明らかにしているが、やはり現代韓国社会の文化的背景への着眼という点では充分ではない。

そこで本稿では、韓国社会の労働市場と文化との関わりについて考察することにする。具体的には、統計や報道資料から把握できる韓国労働市場の男女格差の現状と、そうした格差を生み出す背景となっている文化の考察を試みる。そして、この二点を踏まえた上で、文化要因をふまえた実証研究を行うことの必要性について述べることにする。

2. 韓国労働市場の男女格差

1) ゴールドミス族

韓国では最近、「ゴールドミス族」という呼称で特定の女性集団を呼ぶことがある。韓国の大手新聞の一つであるハンギョレ（한겨레）の2008年1月20日配信の記事⁴⁾によると、これは女性の社会進出に伴って誕生した造語で、大卒以上の学歴を有する高所得未婚女性を指す言葉である。彼女らは、十分な経済力を基盤に独身生活を楽しみ、自己開発に資金を惜しまず投資する。雇用情報院は具体的に「大卒以上の学歴に年俸4千万ウォン以上の、30～45歳の未婚女性」をゴールドミス族として分類している。ゴールドミス族の主な職種は、経営関連事務職、塾・予備校講師、学校教師、金融・保険関連事務職などである。ゴールドミス族が女性就業者のうちに占める割合は、2001年には0.03%であったのが、2006年には0.27%と急増傾向にある。とはいってもいまだ1%にも満たないごく少数の存在である。

しかし、ゴールドミス族の増加は、現代の韓国社会を考える上で様々な示唆を与えてくれる。一つは、韓国社会が女性でも高給を得られるような社会になってきているということである。ゴールドミス族は今後も増加していくことが予想され、女性の社会進出の一つの指標となっていくかもしれない。もう一つは、女性間にも格差が生じつつあることを意味しているということである。男女間の厳然たる格差については、次節以降で改めて述べるが、社会のグローバル化、新自由主義の進行は、異性間だけではなく同性間にも格差を生み出しつつある。さらにもう一つは、文化的側面から考える時、「ゴールド」としての生き方が「独身」という限られた生き方でしか成し遂げられないことを暗に示唆しているということである。つまり、男性は結婚しても状況次第で「ゴールド」であり続けられるが、女性は独身でこそ「ゴールド」を保てるのだというニュアンスが「ゴールドミス」という言葉に込められているということである。配偶者を厳選し、余程「恵まれた」結婚をしない限り、韓国女性が「ゴールドミセス」となることは難しい。なぜなら、結

婚後の家事分担は共働きの場合においても圧倒的に女性の負担となってくるからである。ここに、韓国の男女の非対称性を見て取ることができる。

2) 男女間の賃金格差

では続いて、男女間の賃金格差について確認していこう。OECD（経済協力開発機構）の調査によると、2005年の段階で韓国の男女の賃金格差は、男性が100に対して女性が61と、主要国中最大の格差を有していることが明らかになっている⁵⁾。京郷（경향）新聞2008年7月13日配信の記事⁶⁾は「金融界の女性職員の年俸、男性の半分」という見出しと「44会社平均…男8400万ウォン・女4000万ウォン」という小見出しで、金融界の男女間の賃金格差を大きく報じている。以下、少し長いが記事を引用してみよう。

金融界の職員たちの男女間賃金格差が他の業種に比べて深刻な事が明らかになった。

13日、銀行・証券会社・保険会社など主要金融会社44社が金融監督院に提出した2007年会計年度事業報告書によると、男女職員の平均年俸は6700万ウォンで、このうち女性の年俸は平均4000万ウォンで男性の平均年俸（8400万ウォン）の47.6%にとどまっていた。統計庁によると、昨年のわが国の女性勤労者たちの賃金は男性の61%に過ぎなかったのだが、金融業界はそれよりも賃金格差がもっと深刻であることが明らかになったわけである⁷⁾。

以上の記事は一例に過ぎないが、韓国の男女の賃金格差が同じ職種であっても存在することがわかる。では続いて、男女間の雇用格差について確認することにする。

3) 男女間の雇用格差

統計庁は『2008統計で見る女性の生』を刊行し、様々な角度から現代韓国女性の生にスポットをあてている。雇用に関する部分についてみると、特徴の一つとして専門職・管理職に従事する女性の比率が史上最高の19.3%に達したことが報告されている。これにより、専門職・管理職に従事する人々の間の男女格差も10年前の9.1%から4.9%に縮小したことが明らかにされている。

一方で、男性に比べて非正規雇用が多いことも明確に指摘されている。2007年度の女性賃金労働者のうち、常勤が28.7%、パートタイムなどの臨時職は29.9%、日雇いは10.2%と、常勤職よりも臨時職の方が割合が高くなっている。また、二つの非正規雇用を合わせると40.1%となる。男性の場合は、常勤42.7%、パートタイムなどの臨時職16.4%、日雇い8.7%であり、両性の間には非常に大きな違いが生じている。

また、年齢別に女性の経済活動の参加率を見てみると、40代が65.8%と最も高くなっており、次に20代の62.9%が続く。これは、女性の就業形態が30代で出産・育児のために経済活動から離れ、40代で復帰するという典型的なM字型を描いていることを示すものである。

以上のことから、韓国の女性の労働環境は拡大傾向にあり、一部の富裕層を生じさせつつも、全体の傾向としてはいまだに賃金や雇用の面で男性との大きな格差が生じている段階であるとみなすことができる。では、こうした現状に対する政府の対策はどうなっているのだろうか。次

節では、韓国政府のとっている対策について、簡単にまとめることにする。

4) 政府の対策

雇用平等化の促進のため、韓国政府は最近二つの対策を取ることを決定した。一つは、労働者の募集や採用に際して、または採用後の賃金・福利厚生・昇進・退職・解雇などに対して、年齢による差別を禁止する「雇用上の年齢差別禁止並びに高齢者雇用促進に関する法律」であり、もう一つは、女性の仕事を増やして男女の差別をなくそうとしていくための「第4次男女雇用平等と仕事・家庭の両立基本計画」の決定である。後者は、今後5年間のうちに女性の経済活動参加率の水準をOECDの平均値である60%にまで引き上げ、仕事をする女性の育児負担を緩和するなど多様な女性雇用促進政策を推進するものである。同計画の5大核心戦略は次の通りである。

- ・女性の力量の向上および職場の拡張
- ・仕事をする女性中心の育児支援制度の整備
- ・家庭と調和する勤労制度の定着
- ・男女差別のない職場の定着
- ・社会の合議に基盤を置いた女性雇用インフラの拡充

以上のように本計画はあくまで「女性中心」の政策である。これはこれで非常に意味深い政策と言えるが、例えば昨今の日本の状況を考えた場合、果たして育児は女性だけが担っていくものなのであろうか、という疑問が生じてくる。女性の職業支援、子育て環境の整備を考えるのであれば、そこには当然子育てのもう一方の主体であるべき男性についての言及があっても良いのではないのだろうか。どうやらこの辺りに、韓国の労働とその男女格差を文化的側面から考えるヒントと必要性がありそうである。

では、これまで見てきた「ゴールドミス族」の存在、男女間の賃金格差、雇用格差は韓国のどのような文化的背景から生じているのであろうか。次章では、韓国を基底する文化的要因について考察することにする。

3. 労働市場と文化

前章では、韓国における労働市場が男性優位の構造にあることが明らかにされた。これはすなわち、韓国社会が「家父長制 (patriarchy)」的な要素をもって存在している社会であることを意味しているといえる。本論から離れるので詳述は避けるが、家父長制とは「社会制度、政治制度および経済制度を通じて女性を抑圧する男性の権威システム」および「家庭の内部および外部の権威構造から生じる資源と報酬を、男性がより多く利用したりその利用を媒介する権力のこと」⁸⁾である。さて、韓国においてこうしたシステムを維持させている主要な文化的要因は何であろうか。筆者はそれを、規範としての「儒教」、制度としての「徴兵制」であると考えている。どちらも、韓国の文化を語る上で欠かせない要素であり、同時に家父長制とも深い関わりを持つ要素である。

1) 儒教

韓国社会において儒教は、朝鮮王朝時代の後期に広く民衆に知れ渡るようになったと考えられている。ただ、朝鮮王朝期の儒教は、一口に儒教といってもその内容は多様であり、政治、哲学、道徳、礼制といった様々な要素を含むものであった。その中でも「民衆に浸透していったのは主として、親や祖先に対する孝や、上限関係を重んじる礼、長幼の序、男女有別といった倫理ないし道徳規範とそうした規範の実践を律する礼制」⁹⁾であった。こうした礼制に関する規範は、現代でも祖先祭祀の儀礼を数多く行うことや、政治の世界で不正が行われると道徳的でないとしてマスコミや民衆から一斉に非難がわき起こることなどから見て取ることができる。

一方、朝鮮戦争後、植民地支配からの解放と復興が進む中でもたらされた近代化は、こうした儒教に関する規範と非常に親和的な性格を有するものであった。例えば、「男女有別」は、「男性＝外＝賃労働」「女性＝内＝家事」という価値観の形成に非常に有利にはたらいたと考えられる。日本の植民地化、解放後の近代化という激動の時代を通して、朝鮮王朝期に広まった儒教的な価値観は少なからず変容していったと考えられるが、近代化と親和的な価値観については、より強固に自然化されていったと考えられる。また、昨今のグローバル化や新自由主義の台頭は、男女有別と労働の階層化という点から結果的に男性優位に働いていると考えることもできる。

まとめよう。韓国を儒教社会というとき、それは朝鮮王朝後期に「礼制」が人民の間に広まったことを意味している。時代の変化によって礼制のあり方も変化してきたと考えられるが、関連する制度などが継続されてきたことから、少なくともそれは近代においてもある程度の影響を有するものであったと考えられる。一方で、朝鮮戦争後導入されていく近代化社会は、同時に家父長制を有する社会でもあった。ここにおいて、家父長制がもつ男性優位の構造と、儒教における男女有別の規範が相互に影響し合い、労働市場を男性中心に、女性を排除していく方向に形成させていったと考えることができるのである。

すなわち、韓国の男女間における労働格差は、「儒教」という文化の面からも規定されていると考えられるのである。労働格差を考える際に文化に注目する重要性がここから読み取れよう。

2) 徴兵制

徴兵制は、韓国社会において広く深く浸透し、強い影響力を有している。徴兵制はその制度自体を考えれば健康な成人男子だけに課せられた国民の義務であるが、実際には兵役に関係しない国民は存在しない¹⁰⁾ほど、社会に大きな影響力を有する制度である。

しかし、実際には兵役は日常であり意識されることはなく自然化ともいえるべき状況が生じている。すなわち、徴兵制度は「社会の中枢機関として存在し、全ての人々の生活と具体的につながりのある制度であるにもかかわらず、意味化され語られてこなかった」制度であり、「軍人政治家としてイメージされる職業軍人の生活と、徴兵された男たちの経験を区別して考え、軍隊を職業軍人の集団としてだけ見る傾向が」¹¹⁾あったのである。

徴兵制は、多くの男性に課せられる義務であると同時に、生活に影響を与えるという形で女性も関係させる。しかしそれは制度からの実質的な排除である。そして、そうすることで、兵役を経験した男性と経験していない女性を区分し、男性に特権を与え、義務から排除されている女性を社会的劣位に配置する機能を果たしているのである。

以上の特徴を、労働市場との関連で考えてみよう。軍隊での経験は多くの男性において社会における特権意識に繋がる。一方、女性は、労働市場においてそうした特権意識と対峙しなければならない。兵役経験者に対する優遇政策である軍加算点制度¹²⁾は違憲判決が下され廃止されたが、違憲判決に対する一部の男性たちの過剰な拒否反応と原告への妨害行為は深刻なものであった¹³⁾し、採用する側が兵役を経験している男性である限り、一般企業において兵役の経験が有利にはたらく可能性は否定できない。つまり女性は、そもそも女性の排除という側面をもつ文化の中で、労働市場に関わっていかなければならないのである。

すなわち、韓国の男女間における労働格差は、「徴兵制」という文化の面からも規定されていると考えられるのである。労働格差を考える際に文化に注目する重要性がここから読み取れよう。

4. 今後へ向けて

以上、本稿では労働市場における男女の賃金格差・雇用格差について明らかにした上で、そうした格差を生み出す要因として、儒教（規範）と徴兵制（制度）という韓国の文化的側面に着目し、両者の労働市場との関係について考察を行なった。最後に、それぞれの関係をより詳細に分析する方法について述べることで、本稿のまとめとしたい。

まず、労働者や企業の採用関係者への聞き取り調査など実証的な調査を行なうことによって、労働市場と文化的要因との間の関係をより明確にしていく必要があろう。すなわち、彼らの中に意識的・無意識的に存在していると思われる文化的要因と、男女の格差の関係を明らかにしていくということである。そうすることによって、女性の雇用環境を改善していくための実効的な対策について検討することが可能となるであろう。

次に、実際に労働市場で働く女性を対象に聞き取り調査を行う必要もあろう。特に、ゴールドミス、非正規雇用から正規雇用へ雇用形態が変更した女性、あるいは正規雇用から非正規雇用へと雇用形態が変更した女性など、経済のグローバル化による影響を大きく受けている人物を対象とすることである。彼女らの事例は、雇用の階層化に関する外的要因と内的要因の関係性を解釈する上で大きな参考となるであろう。

最後に、韓国の政策的な特徴にも触れておこう。春木¹⁴⁾も指摘しているが、韓国はトップダウン式の政策決定が中心であり、そのため、女性に関する政策などが日本に比べると飛躍的な早さで決定されていく。しかし、こうした政策決定は政府主導とはいえ、政府が先見の明から行なっているのではなく根強い市民運動の結果であることが多い。すなわち、一部の市民団体が政府へとはたらきかけ、その結果政策が変更されるということである。しかし、その政策は一般の人々にとっては先見的であることが多いため、多くの人々に受け入れられるようになるためにはそれなりの時間がかかる。そうしてゆっくりと時間をかけて受け入れられていく過程で、一部の市民団体がまた新たに先見的な要求を政府へと働きかけていくのである。こうした循環的な構造（一部の団体からの働きかけが政府を動かし、トップダウンの政策によってその他の人々の意識も変化していくという構造）も、韓国社会の一つの文化であるといえるかもしれない。だとすれば、韓国社会のこうした特徴も意識しつつ、実証的な調査研究を行なっていく必要があろう。

以上のような試み—労働市場におけるジェンダーの問題を文化の視点からも考えていく試み—を通して、実証的な調査データと統計資料の双方が揃った時に、韓国の労働格差とジェンダーの問題を解決する有益な示唆を得ることができよう。

注

- 1) 瀬地山角『東アジアの家父長制——ジェンダーの比較社会学』勁草書房、1996年。
- 2) 申蕙秀『韓国風俗産業の政治経済学 従属的發展とセクシャル・サービス』（金早雪・訳）新幹社、1997年。
- 3) 春木育美『現代韓国と女性』新幹社、2006年。
- 4) 参考 URL http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/264479.html（韓国語）。
- 5) ちなみに同年の日本の水準は、男性 100 に対して女性 69。また、OECD の指標の対象は正規雇用者のみである。
- 6) 参考 URL http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=200807131739465&code=920301（韓国語）。
- 7) 脚注 6) に記載の URL より一部引用。翻訳は筆者による。
- 8) ハム、マギー『フェミニズム理論辞典』（木本喜美子・高橋準監訳）明石書店、1999年、230頁。
- 9) 仲川裕里「『両班化』の諸相と儒教——イデオロギーの社会的上昇機能と限界——」土屋昌明編『東アジア社会における儒教の変容』専修大学出版局、2007年、95頁。
- 10) 成人男性の多くは何らかの形で兵役に関わっているし、成人女性においても、親戚や仲の良い友人の内の数人は必ず兵役を経験している。その意味で、兵役はほとんどすべての韓国人にとって身近な存在である。ゆえに、兵役に「行くことができなかった」男性にとってこそ兵役イデオロギーはより大きな影響力をもつことになる。これについては稿を改めて論じることにはしたい。
- 11) 権仁淑『韓国の軍事文化とジェンダー』（山下英愛・訳）御茶の水書房、2006年 220-222頁。
- 12) 兵役を終えた男性に無条件で 5% の点数を加算する制度のこと。
- 13) 権前掲書。
- 14) 春木前掲書。

Highly Educated Men's Future Plans in Singapore

Jun SAKANASHI

(Hokkaido University)

Abstract

In this paper, I analyse postgraduate students' future plans and worries for work and family from interview data on 27 postgraduate students in Singaporean universities. Then, I consider the relationship between the traditional division of labour by gender and modern changes in higher education and labour market.

In modernized countries, more women have entered into the area of higher education and labour market. On the other hand, there is the possibility where men can no longer take roles of bread winners of their families due to competition with women and the declining work benefit. In Singapore, which is one of the most economically developed countries in Asia, the ratio of women in higher education is high and more women with higher level of education have entered into its labour market than ever.

However, male graduate students do not worry that they cannot fulfill the hope to be bread winners in Singapore. It is not because there is no social norm that men should be bread winners of their family; there is pressure from society, women and their own selves. It is because their present financial condition and future prospects of work are good in the society. In Singapore, they can be supported by the government with scholarships or work as fulltime staff of universities. Many of them have hopes to be professional researchers or professors, and they have to continue short term positions before appointments of tenure jobs in academia. However, many employments in other industries are also on a yearly contract basis in Singapore. In addition, even if they change their careers to those outside university, they can get jobs easily because of their higher qualifications.

Female graduate students don't have as much worries about their future employment as male graduate students. However, they tend to worry about the role conflict between role as a mother of children and role of professions. In addition, they worry about age of marriage and childbearing. As a result, male students' feelings of worry are relatively lower than female students' ones.

シンガポールにおける高学歴男性の将来設計

坂 無 淳
(北海道大学)

1. はじめに

近代的なジェンダー分業は、大きく2つに分けられる。すなわち、労働において男女が異なる職業に就く状況であるジェンダー分離¹⁾と、男性が稼ぎ手となり女性が主婦になる家庭における性別役割分業²⁾である。しかし、近年では女性の高等教育と労働市場への参入が世界的に増加し、これまでのジェンダーによる分業モデルが簡単に当てはまらない状況が、多くの社会で見られる。例えばアメリカのような先進国では男性よりも女性の大学進学率が高い (Buchmann 他 2003, ホーン 2004)³⁾。また、ILO の Guy Standing (1999) は「労働の女性化」⁴⁾を指摘しているが、それは文字通り、労働市場に多くの女性が参入している状況と、同時にこれまで女性労働の特徴であった不利な労働条件⁵⁾ (不安定、低い給料など副次的な仕事) が、男性にもあてはまる状況をさす。

近年上記の変化が一部の研究者から指摘されているが、一方で個人は先行する社会のジェンダー分業を内面化する。個人に内面化されたジェンダー分業観は時代が変化しても、簡単に変化するものではない⁶⁾。そこで、個人が内面化してきたジェンダー分業観と、上記の社会の変化により個人が将来得られそうな仕事像や家庭像には、時にギャップが現れうる。

そのようなジェンダー分業に関するギャップについて、ジェンダー研究や家族社会学などの分野で先行研究があり、特に女性の役割葛藤や将来への不安に注目が集まることが多かった。しかし、葛藤や不安は何も女性に限ったことではなく、男性の葛藤や将来への不安も起こりうる。また、それらを対象とした研究もある。

例えば男性研究では、男性のブレッド・ウィナー (Breadwinner、一家の稼ぎ手) であることのコストが指摘されてきた。日本では社会学者の伊藤公雄 (1996) が男性の過剰な労働による過労死を男性のコストのひとつと指摘し、またオーストラリアの社会学者 Robert Connell (1987) は、覇権的な男性性による他の男性との競争を指摘する。また、男性性研究者 Ulla-Britt Lieaas (2007) はデンマークの16人のプロの男性ハンドボール選手にインタビューを行ったが、彼らは失業を恐れ、それを他人には見せることはない。その状況は死が近づくと群れを離れ一人になる象になぞらえ、エレファント・シンドロームと表現されている。

これらの研究の主な対象は、家庭と仕事を持った、既に「ブレッド・ウィナーである」男性であった。これから家庭や仕事を持つ若年男性については、研究蓄積は少ない⁷⁾。しかし、葛藤や将来への不安の問題は、近年、若年男性に特に大きくなる社会的状況がある。ここで問題となるのは、ブレッド・ウィナーしてのコストを払っている男性というよりも、「ブレッド・ウィナーになれない」男性である。

具体的には冒頭で述べた「労働の女性化」により、多くの男性が伝統的なブレッド・ウィナーとしての役割を果たせなくなっている可能性がある。例えば、日本では若者の不安定雇用が社会

的な注目を集めているが、ここまで大きな問題とされる一因は、これまで女性よりも安定的な雇用を得ることができ、ブレッド・ウィナーとなれた男性が、その既得権益を得られなくなっているためかもしれない。このような中で、仕事と家庭をまさにこれから形成していく男性が、どのような将来設計と将来への不安をもっているかは無視できない。

さらに、これまで失業や不安定雇用は主に低学歴者の問題として研究されてきた。それは、差別や不利益な状況が存在するからであるが、本論文では高学歴の比較的可利な立場にある人に注目する。その理由として、高学歴者は教育に長い年数と費用をかけており、国家も学生に対して教育投資を行っている。そのため、職業に対する要求水準は高いと推測されるが、望む職業に就けない場合、高学歴者ではより深刻な不安を抱える可能性があるためである⁸⁾。

そこで本論文では、シンガポールの男性大学院生に対して、仕事と家庭の将来設計と将来への不安を聞き取る（比較対照として女性へのインタビューも行う）。そこから高学歴の男性の経験の中に、近代的なジェンダーによる分業と、近年の教育と労働市場での変化のギャップが、具体的にどのように表れるか、を考察する。また、シンガポールにおける高学歴男性の将来設計から、シンガポール社会自体の考察を行いたい。

次節から、まずはシンガポールの概要とシンガポールを取り上げる意義を説明する。その後、調査結果として、男性の将来設計と不安、女性の将来設計と不安、さらに、その不安に大きくかわる背景状況である彼／女らの現在の経済状況と、将来の雇用への計画をまとめ、結論を述べる。

2. シンガポールの経済と教育

本研究では、シンガポール⁹⁾の大学院生への聞き取りを行ったが、なぜシンガポールを取り上げるのかについて、経済と教育の点から簡単に説明を行いたい。まず、シンガポールの経済についてであるが、シンガポールはアジアの中では最も経済的に発展した国の一つである。経済発展の指標として、一人当たりの GDP があるが、シンガポールの一人当たりの GDP は、2007 年で US\$32,082 である（日本は同年で US\$36,021）（IMF 2006）。アメリカなどの先進国を中心に、女性の高等教育への参入が著しいと述べたが、アジアの中では、シンガポールはそれらの国と経済の発展度が大きくは異なる。

一方で、シンガポールは、経済発展のため、知識集約型経済を志向し、国策として高等教育へ大きな予算を注ぎ込んでいる。国家予算では、シンガポールは教育へ 21.6%（2005 年）の予算を注ぎこんでいる¹⁰⁾。シンガポールは天然資源、市場が乏しく、人民行動党の一党寡占のもと（田村 1993）、政府が必要と判断した分野（具体的には近年は IT、バイオ産業など）へ予算の集中投資を行っている。このような国家による極端な予算集中の下、近い将来に科学、経済の担い手となる大学院生の現状と将来設計は、知識集約型経済を志向する国家の先進的な例として考えることができる。

シンガポールの教育制度¹¹⁾は、初等教育 6 年、中等教育 4 年（ここまでが義務教育）、その後、大学進学を主に目指すジュニア・カレッジ（2 年）等、または実学を中心としたポリテクニク（3 年）、または職業訓練校である ITE（1-2 年）へ進む。内訳としては 2007 年の進学率でジュニア・

カレッジ等が30.5%、ポリテクニクが42.2%、ITEが20.7%となっている。ジュニア・カレッジ卒業後（またはポリテクニクを優秀な成績で卒業後）、大学へ進む。大学進学率は、23.6%である¹²⁾。他国と大学進学率を比較するため UNESCO（2008）の資料から各国の大学入学相当の5A カテゴリー入学率と比較すると、ASEAN 諸国、OECD 諸国と比べると低い傾向にある¹³⁾。

大学入学後は、学部（3-4 年）、修士課程（1-2 年、理系ではスキップして直接博士課程へ行くことが多い）、博士課程（3-4 年）と進む。大学はシンガポール国立大学（NUS: National University of Singapore）、理系を中心とした南洋理工大學（NTU: Nanyang Technological University）、社会科学を中心としたシンガポール経営大学（SMU: Singapore Management University）の3つである¹⁴⁾。

大学入学後も学部によって成績優秀者のみ4年生へ進学できるなど競争は激しい。大学院まで進学する人は厳しい選抜をくぐりぬけてきたと考えることができる¹⁵⁾。学歴が個人のライフコースを決める重要な指標として位置づけられるシンガポールであるが、高等教育では、比較的女性が多い。大学院生について男女割合の国全体の統計は得られないが、最も規模が大きく、今回の調査協力者の多くが在籍する NUS の2006 年度の女性割合は学部生で50.6%、修士課程36.3%、博士課程36.4%となっている。大学院では男性が多い傾向があるが、日本の大学院と比較すると、シンガポールの大学院に女性が比較的多い¹⁶⁾。

3. 調査方法

調査は質問紙を用いた半構造化インタビューを行った。インタビューはすべて筆者が行い、使用言語は英語で、長さは各1時間程度である。協力者の了解を得て会話をボイスレコーダーへ録音、書き起こし、分析を行った。調査期間は2008年3月から5月、調査場所は協力者の在籍する大学内で行った。主な質問項目は基本属性と学歴や現在の研究生活、経済状況、仕事と家族に対する希望と不安や問題、そのための行動である¹⁷⁾。

協力者はスノーボールサンプリングにて集めた。そのため、調査結果の一般化には問題があるが、男女、国籍、博士修士、文理の項目に注意し協力者を集めた。シンガポール国立大学（NUS）25人、南洋理工大學（NTU）の大学院生2人、計27人である（男性11名、女性16名、シンガポール人13名、留学生14名、博士課程14名、修士課程13名、文系13名、理系14名）。平均年齢は27.1歳、独身22名、既婚4名、婚約1名である。両親の学歴は、父学歴が修士2、学士10、高校7、中学校5、不明3、母学歴が修士2、学士6、高校4、中学校12、小学校3である。留学生が半数いるが、これはそもそもシンガポールの大学には、特に大学院生に、中国・インド・マレーシアからの留学生が多いためである。本論文では主にシンガポール出身の学生を分析するが、彼／彼女のデータも参照する。

これから、協力者を以下のように表記したい。男性をM、女性をF、シンガポール出身者をS、外国出身者をOと表す。例えばMS1なら、男性でシンガポール出身の1、FO1なら女性で外国出身の1ということになる。詳しくは以下のインタビュー協力者一覧を参照してほしい。

表2 インタビュー協力者一覧

番号	性別	国籍	年齢	学年	専攻分野	結婚	学歴 (学部/修士), S = スキップ	収入方法	月收入 (S \$)	将来の職業
MS1	男	シンガポール	27	博士1年	コンピューター	無	NUS/S	奨学金	3300	研究者
MS2	男	シンガポール	28	修士2年	地域研究	無	NUS/現在	TA	2000	研究者
MS3	男	シンガポール	26	修士1年	歴史学	無	NUS/現在	奨学金	1500	研究者
MS4	男	シンガポール	30	修士3年	メディア	無	NUS/NUS	奨学金	3300	研究者
MS5	男	シンガポール	26	修士1年	メディア	有	NUS/現在	TA	2700	大学教員
MS6	男	シンガポール	26	修士1年	社会心理学	無	NUS/現在	TA	2700	研究者
MO1	男	マレーシア	28	博士4年	材料工学	無	NUS/S	奨学金	3000	ポリテクニク、大学教員
MO2	男	中国	26	修士2年	医薬品化学	無	NUS/現在	研究員	2400	研究者
MO3	男	中国	26	博士3年	生命科学	無	NTU/S	奨学金	約1700	エンジニア、アナリスト
MO4	男	インドネシア	26	修士1年	電子工学	無	タルマナガラ大学/現在	ローン	なし	経営者
MO5	男	インド	27	博士3年	生物化学	無	バンガロール大学/S	研究員	2400	研究者か教育
FS1	女	シンガポール	24	博士1年	コンピューター	無	NUS/S	奨学金	3300	企業の研究者
FS2	女	シンガポール	25	修士3年	地域研究	無	NUS/現在	TA	2500	JC、ポリテクニク、大学教員
FS3	女	シンガポール	25	修士2年	薬理学	無	NUS/現在	RA	2600	製薬会社 (営業・経営)
FS4	女	シンガポール	25	修士2年	生物医学	無	NUS/S	奨学金	2300	JC、ポリテクニク、大学教員
FS5	女	シンガポール	33	博士2年	メディア	有	NTU/NTU	奨学金	2300	研究者
FS6	女	シンガポール	27	修士2年	メディア	無	NUS/現在	TA	2600	ポリテクニク、大学教員
FS7	女	シンガポール	26	修士1年	メディア	無	NUS/現在	TA	2500	研究者
FO1	女	インドネシア	30	修士1年	地域研究	無	シアトル大学/現在	家族経営	3000	研究者
FO2	女	中国	28	博士3年	微生物学	婚約	中山大学/S	研究員	2500	研究者
FO3	女	インド	31	博士2年	社会学	有	デリー大学/ケンブリッジ大学	夫	なし	研究者、コンサルタント、ライター
FO4	女	中国	27	博士4年	生物医学	有	中山大学/S	奨学金	2000	研究者、経営者
FO5	女	中国	29	博士4年	生物医学	無	北京工科大学/S	奨学金	2000	研究者、経営者
FO6	女	中国	24	博士1年	生物学	無	上海交通大学/S	研究員	2500	研究者、自営業
FO7	女	中国	26	博士4年	微生物学	無	南京大学/S	奨学金	2500	研究者、司書
FO8	女	インド	29	修士2年	メディア	有	マドラス大学/NUS	奨学金	1500	旅行会社、広告会社、教師
FO9	女	インド	26	修士1年	社会開発	無	デリー大学/デリー大学	奨学金	1500	研究者

4. 調査結果

インタビューでは、将来希望する仕事と家庭像と、それらに対しての主な問題を具体的にあげてもらっているのもので、1) 男性の将来設計と不安、2) 女性の将来設計と不安、そして男女に共通する 3) 現在の経済状況と 4) 雇用に対する計画をまとめていこう。

1) 男性の将来設計と不安

男性院生は将来の雇用に関しては心配をしていない。一方で多くが結婚を希望し、その結婚生活のためには、より多い収入が必要であると考えている。そのために、結婚生活に十分なお金を得ることができるか、また結婚相手がみつかるか、相手が見つかって海外へ就労・修学した際に関係がうまくいくか、を不安の内容として語っている。

まず、彼らは将来の雇用に関しての不安を持っていない。その理由は (3)、(4) でも詳しく述べるが、大学院生である彼らは現在も比較的高い給与を得ており、また高学歴者であるため、シンガポール社会では容易に仕事を得ることができるためである。協力者 MS4 は就労に関しては全く心配していないが、その理由は博士課程を途中で辞めたとしても「奨学金は半額を返さないといけない」としても、「すでに修士号を持っているので、大学の外でも仕事を見つけれられることは全く確実」であるため、不安はないという。研究職につかなくとも、それ以外の職業へ退出することができ、そこでも成功することができるという見通しを持つ。

結婚の希望については、シンガポール人の男性だけを数えると、既婚の MS5、もうすぐ結婚したいという人が MS1、MS4、将来結婚したいという人が MS3、MS6、適切な相手がいれば結婚したいという人が MS2 となっており、結婚はしないという人はいなかった。「将来」という MS3、MS6 も現在恋人がおり 2-3 年中の結婚を考えているという。MS4 は結婚したい理由として、「研究職は孤独な職業なので、一人の人間として認めてくれる人、達成感について共有できる相手が欲しい」という。

結婚後の就労形態は全員が自分はフルタイムで働くことを希望しており、先述の MS4 によれば、シンガポールでは、女性は男性に金銭的な成功、「5C (Condominium, Credit Card, Car, Country Club Membership, Cash)」を求めるので、「男性にはフルタイム以外の選択肢はない」という。

一方、配偶者の働き方については、妻にもフルタイムを希望する。既婚の MS5 は妻も仕事を持つべきである理由として、「家庭に収入源が 2 つあれば、休暇にはどこかへ行けて、子供へもよい教育ができるから」という。彼の妻も大学院生であるが、「彼女のように学歴が高ければ、働いた場合給料は高いので、働かなければ、得られるはずの給与を捨てることになる」という。

また MS4 は「シンガポールでは、主婦はとてもネガティブなイメージがある」という。「シンガポールで主婦のイメージは、『太っていて、家にいて何もしていない人』で、女性は収入のためと個人のキャリアのために仕事を持つべきだと私は思います」という。シンガポールには中国語で太太 (タイタイ) というお金持ちの主婦を表す言葉があり、裕福で優雅な余暇を過ごす女性というプラスイメージがある。一方で、MS4 のような男性からは、怠惰で何もしない中高年の女性というマイナスイメージがある。

しかし、子供ができた後は、妻の考え次第とする人が多く、その決断の選択要因としては、自分と妻の収入割合と、近くに育児を補助してくれる祖父母がいるか、が関係する。特徴的な点は、シンガポールの激しい受験競争を勝ち抜くために、幼児期ではなく、むしろ子供が小学校に入った頃に、どちらかの親が子供の教育をサポートするため、仕事を辞めるかセーブするという点である。育児それ自体は、祖父母やメイドのサポートを受けることができるが、子供の教育には自分か妻が参与すべきという。

また、彼らは将来の結婚に対して十分なお金を得られるか、不安視している。例えば、恋人がいて結婚を考えている MS3 は、将来の不安として、「お金」を挙げる。彼は修士課程在籍で、その後3年は政府官庁で働き、その間に結婚し、その後アメリカの博士課程に進む計画である。官庁の就職は修士号を持っていれば「まったく難しくない」が、その後の博士課程進学と、結婚生活での特に家（HDB: Housing & Development Unit という政府の機関が建築・管理する高層住居）の頭金がポイントになる。「いくら学位を持っていたとしても、お金がなければ結婚できない」ので、問題は「ガールフレンドが何年待てるか、まさか10年も待ってはくれないだろう」という。

MS4 と MS2 には現在恋人がいないが、30 歳である MS4 は結婚相手がみつかるか不安視している。また、MS2 は相手が見つかったとしても、アメリカの博士課程に進学する予定なので、「どこに彼女がいるか…アメリカで出会った人なら、それでいいですけど、シンガポールに彼女がいればアメリカと5-6年離れることになるから」と、その間に関係がうまくいくかを心配している。恋人も大学院生である MS6 は、自分と彼女が海外で離れる可能性について「私も彼女も研究者か他の道に行くか、両方の可能性があり、私が海外に行くか、彼女が海外に行くか、ははっきりわからないので（中略）、私は次の段階、つまり婚約をしたいと思っているのですが、2人の将来がどのように重なるかがはっきりしません」という。

以上をまとめると、まず、彼らは将来の雇用が得られるかについては心配していない。そして結婚後は、家庭の唯一のブレッド・ウィナーになることは考えていない。結婚生活（特に高価な住居）と子供の教育費のため、妻にもフルタイムで就労することを望む。しかし、子供ができ就学する頃には、給料等の条件と妻の希望次第であるが、仕事をメインに行う者（自分）と、育児をメインに行う者（妻）との分業を考えている。そして、見通しの明るい雇用には不安がなくても、見通しの立ちにくい結婚に関しては、比較的不安が多い。

2) 女性の将来設計と不安

女性院生も男性と同様に、将来の雇用それ自体には不安はない。一方で、男性と同じように、結婚に必要なお金、海外へ就労・修学した際に相手との関係がうまくいくか、が不安の内容となっている。そこに、育児と仕事の役割葛藤と、結婚と出産の年齢という点が加わる。

まず、男性同様、将来への雇用について不安であるという人はおらず、むしろ大学院で研究への興味を持続し続けることの方が大変であるという。FS7 は、就労への障害を問うと、「他のものに自分を惑わされないか」心配しているという。今でも以前働いていた官庁や、知り合いの広告会社から働くことを誘われるので、「仕事に戻らずに、大学で研究を続けるのは難しい」という。男性と同様、研究以外の職業へも容易にキャリアを変更することができ、そこでも成功することができる見通しを持っている。

結婚に必要なお金、海外へ就労・修学した際に相手との関係がうまくいくか、という点は男性と同様なので説明は省略し、育児と仕事の役割葛藤について説明しよう。

結婚後の就労形態について、結婚後子供を持つ前は、全員が自分も夫にもフルタイムを希望する。また、子供を持った後は、夫には引き続きフルタイムで稼ぐことを希望する。しかし、子供を持った後の自身の働き方については、フルタイムを希望する人と、専業主婦かパートタイムとなり労働時間を減らすことを希望する人に分かれる。

前者の例えばFS1は、「子供を持った後でも働きたいと思っていますが、夫が妻は働かないで家にいてほしいと思ったら、対立するので心配」と、育児と仕事の2つの役割葛藤を心配している。

後者では役割葛藤の問題はない。彼女たちが専業主婦やパートタイムを選ぶ理由は、子供の教育のためである。実際に子供を持つFS5は、シンガポールでは、「両親が働くことはとても一般的」で、祖父母やメイドの助け¹⁸⁾もあるとしつつも、子供の成長にとって母親である自分のケアは、他人とは決定的に異なり重要だという。また、FS3は、「私は女性なので、(将来の)夫に家に関することは稼いでほしい」とし、夫の給料がどれくらいであるかによるが、「もし夫がお金持ちなら、私は主婦になりたい」、「要はお金の問題」という。その理由は、主婦になれば彼女の母親が彼女にしてくれたように、子供が必要とする時にいつも家にいることができるので、子供の成長に良いと考えているからである。

シンガポール全体の女性の年齢別労働力参加率を参照すると、20-24歳が最大で、その後低下する。日本のように、子育て終了期に回復するM字型ではなく、なだらかに右肩下がりになるのが特徴である¹⁹⁾。これは後者のFS3やFS5のような人の希望ライフコースと一致する。

次に結婚と出産の年齢については、例えばFS7には結婚に対して、親や周囲からのプレッシャーがある。そもそも彼女の両親は現在の大学院進学に賛成していない。その理由は、現在の修士課程、さらに将来のアメリカの博士課程への進学で、結婚が遅れると恐れるからである。さらに彼女は「女性で大学院へ行くことは教育されすぎている」と両親や男性の友人に言われる。そのため「結婚相手として男性から敬遠されるかもしれない」という。反対する両親を説得するために彼女は、仕事と家庭を両立している女性の学科長の例を挙げ、研究者は時間の融通が利くので、仕事と家庭の両立がしやすいとの説得をしている。

結婚のほかに、複数の女性大学院生が、出産の年齢が遅くなるとリスクが高まるので、～歳までには出産をしたいが、それまでに学校を卒業し、出産ができる状況になっているか、を不安として挙げることが多い。

3) 現在の経済状況

前節までの不安の背景を理解するために、現在の経済状況と将来の雇用に対する計画について詳しく説明する必要がある。ここは男女、シンガポール人、留学生で異なる点ではないので調査協力者27人をまとめて説明しよう。まず本節では、現在の経済状況について説明する。

協力者の大学院生は国からの支援が手厚く、金銭的な困難に直面していない。奨学金が充実している。またフルタイムのスタッフとして、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、または研究員として雇用されつつ、パートタイムの身分で大学院生を行って

いる学生も多い。27人中、奨学金を受けているのは13人で、奨学金の月平均は約2323シンガポールドルである。フルタイムのスタッフである学生は11人で月平均2491ドルを給料として受けている。奨学生、スタッフ共に学費を払う必要はない。奨学生、スタッフは、シンガポール社会の中でも、同じ大卒者と比べても、同等かそれ以上の給与を受けている²⁰⁾。奨学生は大学院生の中で特に優秀な人というわけではなく、「大学院生ならば皆がもらえる」ものであるという（MS2、FO9）。また、学年があがる時や、博士候補生の資格試験（QE）に合格した段階でなど、奨学金が上がることが多い。

その他の収入源である大学院生は、いずれも留学生である。家族経営の仕事（FO1）、銀行員の夫の給与（FO3）、銀行の教育ローン（MO4）であるが、金銭的な困難を訴えていたのはインドネシアからの留学生MO4の1人のみであった。

ただし、奨学金には義務もあり、週に6時間程度のチュートリアル（学部生とのディスカッション）を教えるか、教員の研究の補助をする必要がある。教育義務についてはやりがいがあるという一方、研究業績を求められる博士課程の場合は「研究の障害」²¹⁾にもなる。

また、奨学金も契約によってはBondといって、卒業後、大学や政府の指定機関で2-3年働かなければならない契約がある（MO1他4名）。ただし、全ての奨学金にBondがあるわけではない。多種の奨学金があるので、金額や契約内容を考慮し、時に1年ごとに有利な奨学金に変えている。

フルタイムのTAは先述のチュートリアルの担当時間が長くなった仕事で、主に文系の大学院生が担当している。RAは主に理系の大学院生の仕事であるが、アシスタントといっても自分の研究テーマを持ち研究を行うことが多い。これらの仕事はフルタイムなので、給与は奨学金よりも高い。契約は1年単位の契約であるが、更新も難しくない。

4) 雇用に対する計画

本節では、どのような職業や働き方を志向し、そのためにどのような計画を持っているかをまとめる。協力者のほとんどは希望職業として研究職を希望しており、そのために海外への移動を計画し、短期の不安定雇用を受け入れている。

希望職業はインタビュー協力者一覧を見てもわかるが、多くが大学・研究機関・企業の研究者を目指している。男女の希望の違いは見られない。

研究職に就くために、彼／女らは、海外への移動を計画している。すでに海外から留学している人を除いたシンガポール人13人でも、9人は海外での就学や就労を計画している。シンガポールでは公用語は英語、中国語、マレー語、タミル語の4語であり、初等教育から英語ともう一つの言語を学ぶ。また、大学教育も全て英語で行われている。そのため、英語と他言語を使用できるので、国境を越えた移動を容易に行うことができる。協力者も複数言語（2-5言語）を使用することができ、この複数言語の能力が、海外での就学・就労を容易にする。

また海外移動は容易であるという以上に、大学教員に採用されるために「必要」な条件である。MO1によれば「シンガポールの大学で教員になろうとするなら、2年以上の海外経験が『暗黙の了解』で必要」である。彼はマレーシア出身であるが、学部から博士課程までNUSで過ごしているため、海外でのポスドク経験が必要であるという。また、同じ問題に悩むのが、FS5のケースである。彼女は、学部・修士をNTUで卒業し、現在NUSの博士課程に在籍する。NTUと

NUS の指導教員からは「シンガポールの大学ばかりを卒業して、海外の大学を卒業した経歴がないと、研究者になるのは非常に難しい」と言われた。しかし、彼女は結婚し 5 歳の子がいるため、家族と離れ海外留学することを夫が許さない。そこでせめて NTU から NUS へと大学を変え、業績を他人よりも出すよう努力しているが、「とても不利」な状況は変わらない。そのため、離婚しアメリカの大学院へ行くことも視野に入れている。

また、テニュアの研究職を得る前に、シンガポールでも複数回のポストドクや短期の雇用を繰り返すことが一般的であり、博士号取得後すぐに常勤職を得られるだろうという協力者はいない。テニュアを得られるのは MS5 によれば、業績がとて多くても、「もし早ければ多分、35 か 6 歳」である。そこで短期雇用を繰り返すことへの不安がないか質問したところ、その不安はないという。彼によれば、研究者のキャリアの初めの段階では、短期雇用を繰り返し、経験を積むことが「普通」であるので、それについては全く心配していない。

また FS4 も研究職を目指しているが、「シンガポールでは研究職以外の他のどの職業でも、1 年や 3 年の短期契約ですから、状況は同じ」であるため不安は全くないという。

同様に FS2 もテニュアまで長くかかることは「全く心配していない」。理由として博士号をとれば、持っていない自分の友人より高い給料を受けられるためである。FS2 の言葉は、シンガポールの労働市場に関する先行研究とも一致する。

実際に、学歴によって給料は大きく異なる。学歴別月収を調べた Low (2004) では、同じ就労年数 0-10 年でも、第 2 学位（修士等）を持つ人の月収中央値は 4000 シンガポールドル弱であり、中等教育の人は 2000 シンガポールドル弱と約 2 倍の差がつく²⁹⁾。

また、教育への金銭投資と給料としてのリターンを分析した Yeo (2007) によれば、金銭的リターンは高等教育が他の教育にくらべて高い。シンガポールでは高学歴者への需要が増加している一方で、低学歴者は海外からの出稼ぎ者と競争が起こるためにリターンが低いのである。他に業績による変動賃金の受容に関して調べた Ho (2004) によれば、景気変動にともなう業績ベースの変動賃金の受容には学歴、職業、年齢で差がある。高学歴、専門職の人たちは受容する一方、低い給料、低い学歴の労働者は否定する傾向にある。

彼／女らの短期雇用の受容を解釈するために、社会学者 Merton (1957=1961 森) の相対的剥奪の概念が有用だろう。不満は、その人が自分を誰と比べているか準拠集団が重要であるが、彼／女たちはシンガポールの自分の友人や、他の労働者を準拠点としており、そこと比べて自分は同じか相対的に良い状況にいると判断するため、剥奪感は低いと考えられる。

5. おわりに

以上、本論文ではシンガポールの男性大学院生を中心に、仕事と家庭の将来設計と将来への不安を聞き取ってきた。おわりに、ジェンダーによる分業と近年の変化のギャップに関して 1 点と、また本論文で浮かんだシンガポール社会の特徴を 2 点まとめよう。最後に今後の課題をまとめる。

まず、ジェンダーによる分業と近年の変化のギャップに関して、ブレッド・ウィナーになれない男性という姿は見られない。ブレッド・ウィナーの規範がないわけではないが、彼らは唯一の

ブレッド・ウィナーであろうとはしていない。現在経済的に政府から援助を受け、また労働市場での希少価値が高く雇用の見通しが相対的に良い。そのためブレッド・ウィナーの一定の役割を果たす見通しが立つ。ほとんどが研究職を希望しているが、そのための不安定な短期雇用も不安要素とはならない。シンガポール社会全体においては短期雇用が一般的であり、研究職の分野では短期雇用がさらに一般的である。また、高い学歴から研究職以外の分野へも就職が容易で、給料も高い。一方で、見通しの不透明な将来の家庭面には不安が多い。同様に女性は雇用には男性と同様に不安はないが、家庭面での不安がより多くなる。結果として男性よりも女性の不安が多いようである²³⁾。

今回の調査結果から浮かぶシンガポール社会の特徴として、まず改めて「学歴社会」という点を指摘したい。高学歴者は労働市場において優位な地位を保っている。冒頭で述べた労働の女性化であるが、シンガポールは女性の社会進出がアジアの中では比較的進み、労働の女性化が進行していそうである。しかし、少なくとも今回は、含意のうち、1つめの女性が労働市場に参入する状況はあるが、2つめの不利な労働条件が男性にも起こる、という状況はない。それは、当社会が学歴社会であるため、労働条件の悪化から高学歴者は免れているためである。労働市場での競争が、ジェンダーという変数よりも、学歴という変数により大きく左右される社会であると言い換えてもよいだろう。そして、成功者である彼／女たちは、さらに自分に付加価値をつけるため海外への就学を考える。そして、自身の子供にもよい教育環境を整え、階級・階層の再生産を行おうとする。

もうひとつのシンガポール社会の特徴として、人口規模が小さく、一党寡占であるために、国家の政策によって社会が素早く変容する点がある。今回の調査から女性には複数の役割期待があることがわかったが、田村（1999）は政府の理想とする女性を「シンガポールの発展を担う良き労働者でもあるが、同時に、夫に従う良き妻、子どもを3人以上生む良き母」であるという。歴史的には、1960-70年代、輸出志向型工業化政策のもと、大量の労働者が必要となり、政府は女性の経済的動員を必要とし、教育の拡充、少子化奨励政策により女性の経済進出を進めた。しかし、80年代後半、少子化（特に、高学歴中国系の女性の出生率の低下）が進み、方針は転換され、出生が奨励され、女性には仕事とともに家事・育児・介護の負担が強いられるようになった。

現在の状況は、他国ではHochschild（1989）の1980年代アメリカの共働き夫婦におおむね該当するだろう。Hochschildの例は夫婦共働きで家事と育児に様々な困難を抱えていた夫婦である。しかし、今後の世界的な経済状況により政府の判断が変化すれば、労働、家族、教育政策は素早く変更され、社会全体と個々の家庭のジェンダー関係も変化するだろう。

今後の課題として3点がある。まず、日本の状況はどうだろうか。日本では高学歴者の需要は限られ、雇用慣例から若年者が好まれる。大学院生への経済的支援も薄い。そのため日本の大学院生の、特に男性の将来展望は、よりネガティブであるかもしれない。次に、不安を考える場合は、客観的な労働市場の状況に加え、準拠集団が重要であることがわかったが、それをうまくとらえる必要があるだろう。男性は周囲の男性と自分を比べ、女性は周囲の女性と比べるというように準拠集団が異なる可能性がある。最後に、シンガポールは高等教育の定員を増加させているが、大学院生の希少性が薄れた時、高学歴者男性の将来の見通しがどう変化するか、興味深い。

(謝辞) インタビューに協力頂いた方々、本論文に貴重なコメントを頂いた査読者の方、北海道大学の櫻井義秀先生、川畑智子さん、吉野航一さん、英文要約の校閲をして頂いた NUS の Kam Thiam Huat さんに感謝します。

注

- 1) ジェンダー分離 (Gender Segregation) とは、Blackburn et al. (2002) によれば、男女が異なる職業に就く傾向を指す。Blackburn et al. (2002) は、ジェンダー分離を水平的な分離 (男性が多数を占める職業と女性が多数を占める職業に分かれる状況) と、垂直的な分離 (同じ産業の中である一方の性、通常は男性が優位な地位につき、一方が従属的な地位に就く状況) を区別する。ジェンダー分離の歴史社会学的な研究には、産業革命期のイギリスの例 Humphries (1988) がある。
- 2) Pfau-Effinger (2004) は、社会学における家庭での性別役割分業に関する2つの有力な流れ (パースンズに代表される構造機能主義的な議論、マルクス主義フェミニストなどフェミニストの議論) を整理している。また、ブレット・ウィナーは男性のアイデンティティとしての側面がある。ブレット・ウィナーになれなくなった時 (例えば失業) には、男性のアイデンティティは脅威に陥る (Warren 2007)。
- 3) アメリカでは 1970 年代から大学に女性が増加し、80 年代初めには女性が学士号、修士号所得者の過半数を占めるようになった。博士号取得者も 2005 年には 45% が女性となっている。大学教員についても 1970 年代に女性が増加し、2000 年には女性が 41% を占めている (ホーン 2004: 39-40)。
- 4) Standing (1999) によれば、労働の女性化は女性の労働環境が改善しているというより、グローバルイゼーションや新自由主義的な政策による労働条件の全体的な悪化である。
- 5) Segment Labour Theory によると、男性と女性の労働は分離されており、女性の労働は男性にくらべて、給料が低く、補助的なもので、昇進の可能性が低い副次的な (Secondary) 仕事である (Bradley 1989)。
- 6) 内閣府 (2007) の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか」に対し、賛成が 44.8%、反対が 52.1%、わからないが 3.2% と拮抗している。また若い世代であるほど反対が多いとは言えず、例えば、女性の 20 歳代では賛成が 4 割を占めており、女性の 30 代から 50 代よりも賛成が多い。
- 7) 例外として、青年期の男性の葛藤に注目する多賀 (2006, 2001) の研究などがある。
- 8) Singh (1996) によるインドの失業者の不安に関する研究結果では、教育を受けた失業者と受けない失業者では、教育を受けた客観的には優位な失業者の方が、社会からの疎外感や不安が強い。
- 9) シンガポールは面積 699 平方キロメートル、東京 23 区とほぼ同じ東南アジアの小さな島国である。人口は 2006 年で約 448 万人 (シンガポール人と永住者は 361 万人)。民族構成は一般に CMIO といわれる多民族国家である。約 77% が中国系 (Chinese)、約 14% がマレー系 (Malay)、約 8% がインド系 (Indian)、約 1% がその他 (Others) である。
- 10) 日本アセアンセンター (2008) による。日本は教育・科学予算が 6.6% (2006 年) である。

- 11) シンガポールの教育についての日本語文献は角谷（2004）やシム（2005）参照。
- 12) 各進学率は小学校1年時の人口に対しての割合（Cohort Participation Rate）である。また大学入学人数は2007年で14353人、そのうち女性が7808人と半数を超える（Ministry of Education 2008）。

13) 表1 ISCEDの5A(大学相当)への各国の進学率(2006年)

シンガポール	23.6%	OECD 諸国	
ASEAN 諸国		日本	46%
インドネシア	13%	ドイツ	34%
マレーシア	27%	イギリス	58%
フィリピン	45%	アメリカ	61%
タイ	64%	オーストラリア	84%

- 14) NUSは、イギリス時代に作られた医学校と下級公務員養成学校を起源とする。マラヤ大学、シンガポール大学と名前を変え、1980年に南洋大学と合併しシンガポール国立大学となる。NTUは南洋大学のキャンパス跡に1991年に作られた理工系中心の大学である。SMUは初の私立大学として2000年に作られた大学である。シンガポールの大学は国家の関与の元、経済動向との整合性を最優先に、教育への投資を増加し、世界の大学との競争力を高めている（ジェイソン・タン 2006）。
- 15) 2007年の大学院（3大学と教員養成学校であるNational Institute of Education）の在籍者の数は17059人である（Department of Statistics 2008）。
- 16) NUS学部在籍者数は（男性11853人、女性12117人）、修士（3740人、女性2128人）、博士（1725人、博士987人）である（NUS, Registrar's Office）。日本の大学院の女性割合は修士課程30.4%、博士課程30.0%である（文部科学省 2007）。
- 17) 質問項目は基本属性（性別、年齢、国籍、出身地、両親の年齢・学歴・職業、住居、言語、婚姻）、教育（学歴、専攻、大学での目標、目標のための行動）、経済状況（収入源、労働時間）、仕事（希望職業、希望の理由、理想の労働時間・日、職業に就く年齢、希望推定就業国、重視する就労条件、雇用の安定、就職への不安、問題、希望職業を得る行動）、家族（性別役割分業観、婚姻希望、子供の希望、婚姻後の就労形態、家族への不安、問題、希望の家庭を得る行動）、生活満足度である。筆者は2007年から約1年、NUSの人文社会科学部へ在籍し、現地の大学に詳しい。また、大学の教授言語はすべて英語であり、インタビューでの言語の問題は、調査に影響を与えなかった。
- 18) シンガポールは狭い（島を横断しても車で1時間程度）ため、近くに祖父母が住んでいることが多い。また、外国（フィリピン・インドネシアなど）からのメイドを使うことが日本よりも一般的である。一方で、子供がメイドに愛着を持つなどの問題点も指摘される（木脇 2007）。

19)

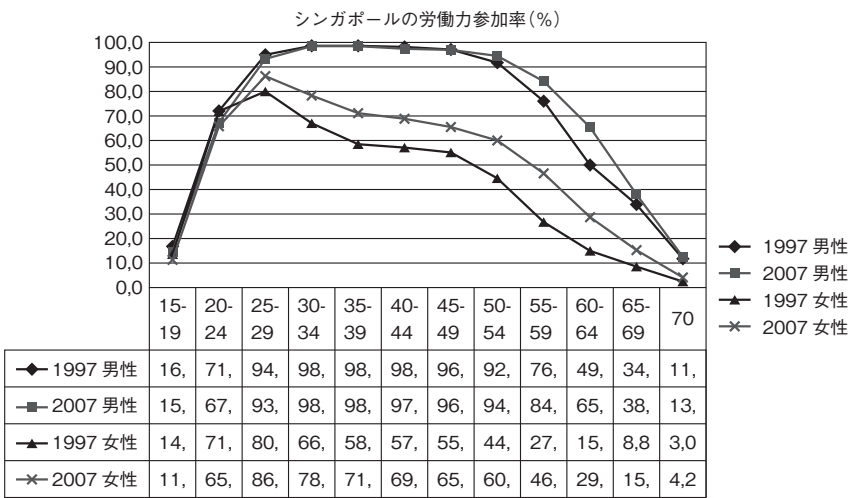


図 1 シンガポールの労働力参加率 (Manpower Research and Statistics Department (2007) pp.2 より筆者作成)

20) 2007 年 6 月のシンガポールの雇用者の月収の中央値はフルタイム労働者で 2330 シンガポールドルである (Manpower Research and Statistics Department 2007)。NUS の卒業生調査 (Yeo 2003) によれば、2002 年の卒業生の場合、平均年収 27,953 シンガポールドルであり、月収に直すと平均 2329 ドルである。

21) MS4 にとって授業は奨学金に伴う義務でしかなく、研究業績のための時間を奪うものではない。博士課程である彼は、研究業績へのプレッシャーを強く感じている。

「大学側は、教育は私たちに良い経験になると言いますが、教育はゴミのようなものです。まったく教えることは私の障害になっています。1つか2つの授業を持つてみることはいいですが、それを教え続ける意味はないです。しかし、安いお金で講師を使いたいの、そうやって言うのです。前に言ったように、大学がスタッフを雇う時には、教育よりも出版業績を重視します。(中略) 教育は時間がかかりますが、時間の無駄ということです。」

22)

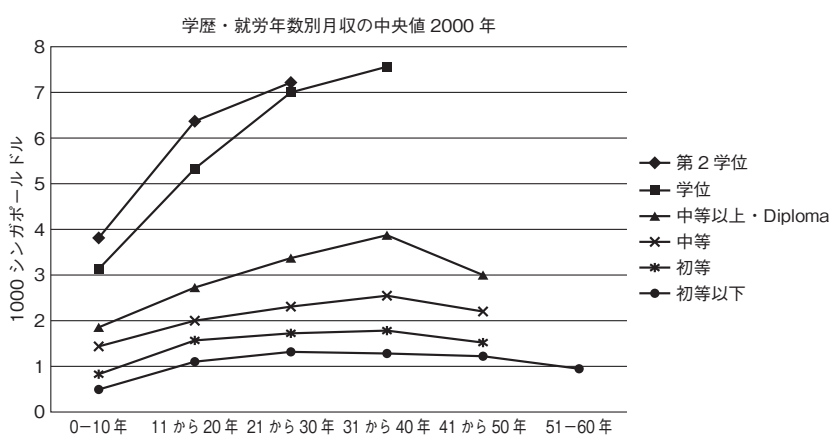


図 2 学歴・就労年数別月収の中央値 (Low 2004 より筆者作成)

23) 調査では、不安の程度を4件法で聞き、女性が56.3%に対し男性の不安が36.4%となっている。

参考文献

- Blackburn, Robert M. Browne, Jude. Brooks, Bradley. Jarman, Jennifer. Explaining Gender Segregation. *British Journal of Sociology*, 58(4), 2002, pp.513-536.
- Bradley, Harriet. Men's Work, Women's Work: A Sociological history of the Sexual Division of Labour in Employment, Polity Press, Cambridge, 1989.
- Buchmann, Claudia. DiPrete, Thomas A. The Growing Female Advantage in College Completion: The Role of Family Background and Academic Achievement. *American Sociological Review*, 71(4), 2006, pp.515-541.
- Connell, Robert, W. Gender and Power. Polity Press, 1987. = 森重雄、加藤隆雄、菊地栄治、越智康詞訳『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』三交社、1993年。
- Department of Statistics, Ministry of Trade & Industry, Republic of Singapore. Year Book of Statistics Singapore 2008, <http://www.singstat.gov.sg/pubn/reference/yos/statsT-education.pdf> アクセス日 2009年3月26日。
- Ho, Kong Chong et al.. New Challenges to the Work Place: Workers' Expectations and Socio-economic Adjustments, *Ministry of Manpower*, Singapore, 2004.
- Hochschild, Arlie. The Second Shift. Penguin Books USA Inc., New York, 1989. = 田中和子訳『セカンド・シフト—アメリカ共働き革命のいま』朝日新聞社、1990。
- ホーン川島瑤子『大学教育とジェンダー—ジェンダーはアメリカの大学をどう変革したか—』東信堂、2004年。
- Humphries, Jane. Protective Legislation, the Capitalist State and Working-Class Men; the Case of the 1824 Mines Regulation Act. *On Work* by R.E. Pahl, Basil Blackwell Ltd, Oxford, 1988, pp 95-124.
- IMF. World Economic and Financial Surveys World Economic Outlook Database September 2006 Edition. 2006. <http://www.imf.org/EXTERNAL/PUBS/FT/WEO/2006/02/DATA/index.aspx> アクセス 2008年11月8日。
- 伊藤公雄『男性学入門』作品社、1996年。
- ジェイソン・タン、「シンガポールの高等教育」、P.G. アルトバック・馬越徹編『アジアの高等教育改革』玉川大学出版部、2006年、1888-285頁。
- 角谷昌則、「シンガポールの教育改革：現行制度の誕生と英語・道徳・エリート教育について」『ワーキングペーパー vol.9』21世紀COE基礎学力研究開発センター、2004年、<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/coe/workingpaper/Vol.9.pdf> アクセス 2008年11月8日。
- 木脇奈智子「シンガポールの子育てと子育て支援」落合恵美子、山根真理、宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房、2007年、230-244頁。
- Lieaas, Ulla-Britt. Masculinities, Sports, and Emotions. *Men and Masculinities*, 10(1), 2007, pp.39-53.
- Low, Audrey et al.. Education for Growth: the Premium on Education and Work Experience in Singapore. Monetary Authority of Singapore & Ministry of Manpower, Singapore, 2004.

- Ministry of Manpower, Manpower Research and Statistics Department, Singapore Workforce 2007.
Ministry of Manpower, Singapore, 2007.
- Merton, Robert, K.. Social Theory and Social Structure: Toward the Condition of Theory and Research.
The Free Press, U.S.A. 1949, 1957. = 森東吾、森好夫、金沢実、中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房、1961年、218頁。
- Ministry of Education, Singapore. Education Statistics Digest 2008. 2008, pp. ix, 41. <http://www.moe.gov.sg/education/education-statistics-digest/factsheet-2008.pdf> アクセス日 2009年6月18日。
- 文部科学省『学校基本調査 2007』、2007年、http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index01.htm,
アクセス日 2008年11月1日。
- 内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』、2007年、<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-danjyo/index.html>、アクセス 2009年4月18日。
- 日本アセアンセンター「統計集 I-12 国家財政支出(2006年)、I-5-4 経済活動別国内総生産(市場価格、2006年)」、2008年、<http://www.asean.or.jp/general/statistics/statistics08/>、アクセス 2008年11月1日。
- NUS, Registrar's Office, Student and Graduate Statistics, https://share.nus.edu.sg/registrar/info/statistics/gd_enrol_20062007.pdf, アクセス日 2009年3月26日。
- Pfau-Effinger, Birgit. Socio-Historical Paths of the Male Breadwinner Model: an Explanation of Cross-National Differences. *The British Journal of Sociology*, Vol.55(3), 2004, pp.377-399.
- シム・チュン・キャット「高等教育における日本とシンガポールのメリトクラシー—選抜度の低い学校に着目して—」『教育社会学研究』76集、2005年、169-186頁。
- Singh, Lal Bahadur. Singh, Arun Kumar. Rani, Asha. Alienation: A Symptomatic Reaction of Educated Unemployed Youth in India. *International Journal of Psychology/Journal International de Psychologie*, 31(2), 1996, pp.101-110.
- Standing, Guy. Global Feminization Through Flexible Labor: A Theme Revised. *World Development* 27(3), 1999, pp.583-602.
- 多賀太『男らしさの社会学—揺らぐ男のライフコース』世界思想社、2006年。
—『男性のジェンダー形成—〈男らしさ〉の揺らぎのなかで—』東洋館出版社、2001年。
- 田村慶子編『創られる『家族の肖像』—『アジア的価値』とシンガポールの女性』田村慶子・篠崎正美編『アジアの社会変動とジェンダー』明石書店、1999年、56-78頁。
- ,『「頭脳国家」シンガポール—超管理の彼方に』講談社現代新書、1993年。
- UNESCO Institute for Statistics. Global Education Digest 2008: Comparing Education Statistics Across the World, 2008, http://www.uis.unesco.org/template/pdf/ged/2008/GED%202008_EN.pdf アクセス日 2009年6月18日。
- Warren, Tracey. Conceptualizing Breadwinning Work. *Work, Employment and Society*, 21, 2007, pp.317-336.
- Yeo, Anne. Lem, Kok Chan. 2002 Graduate Employment Survey Final Report. NUS Consulting, 2003.
- Yeo, Khoo Yong et al.. Premium on Fields of Study: The Return to Higher Education in Singapore. Ministry of Manpower, Singapore, 2007.

第12回日本ジェンダー学会大会概要

日本ジェンダー学会の12回大会が大阪女学院大学の第一会議室で開催された。参加者は会員が37名、非会員が10名で合計47名が参加した。

テーマが「東アジアのジェンダー」であったので、参加者が少ないのではないかと思っていたが、格好がつく程度には参加していただき、ありがたかった。

個別報告では、若手の会員が報告したが、力のこもった報告であった。オランダとラオスという、これまでそれほど研究の進んでいなかった領域に挑戦した報告であった。子育て世代の男女の意識調査の報告は、兵庫県の実態調査をもとにした報告であり、来年の大会のテーマと重なる報告であった。

シンポジウムでは、活発な議論が出され、東アジアへの関心の高さに驚きを感じた。東アジアに共通に見られる儒教のとらえ方が一番おもしろい議論であった。日本では明治になって儒教が男女差別を正当化する論理として使われてきたこと、国によって儒教の浸透度がちがうために、儒教が男女差別をもたらした程度に違いがあるのではないかが議論された。

さらに社会主義国では男女平等という原則が実現していたのか、市場経済化の進展によって男女の差別が拡大して、富裕層には専業主婦が誕生しており、女性の労働力率が低下しているのではないかが議論された。時間が足りなくなるほど質問や疑問が提起された。

大会終了後、懇親会では大阪城の夜景をみながら、懇親を深めた。

プログラムの内容は以下のとおりです。

8時30分 受付開始

9時30分 開会あいさつ

9時35分 個別報告

司 会 進藤久美子（東洋英和女学院大学）

谷 紀子（常盤会学園大学）

「オランダのジェンダー政策—パート労働政策とその効果—」

小椋 千裕（筑波大学大学院人文社会科学研究科）

「階層化される公共空間—ラオスにおけるジェンダー表象の事例から—」

藤野 敦子（京都産業大学）・川田葉穂子（神戸大学大学院総合人間科学研究科）

「子育て世代の男女意識格差と育児支援策の課題—兵庫県男女参画協働調査—」

正午—12時30分 総会

12時30分—14時 昼食

14時—17時30分 統一テーマ「東アジアのジェンダー——労働と格差」

司 会 中山 文（神戸学院大学）

問題提起 香川 孝三（大阪女学院大学）
 各国報告 遠山日出也（中国研究家）
 「中国におけるジェンダー——労働と格差」
 金戸 幸子（東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター）
 「台湾社会におけるグローバル化が台湾の労働
 と格差に与える影響—外国人労働者および外国
 籍配偶者の増加との関連に着目して—」
 佐々木正徳（九州大学）
 「韓国の労働市場と文化・ジェンダー」
 香川 孝三（大阪女学院大学）
 「ベトナムにおけるジェンダーの視点からみる
 労働と格差」

18 時 懇親会 KKR ホテル大阪 12 階 「レストラン シャトー」
 （大阪市中央区馬場町 2-24、電話 06-6941-6557）
 会 費 6500 円

日本ジェンダー学会会則

1997 年 9 月 13 日制 定

2006 年 9 月 16 日一部改正

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。

第 2 条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

第 2 章 目的と事業

第 3 条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

第 3 章 会員

第 5 条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。

2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。

3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。

第 6 条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。

第 7 条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

第 8 条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。

一 正会員 10,000 円

二 準会員 5,000 円

第 9 条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。

第 10 条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

一 退 会

二 死 亡

三 除 名

第 11 条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。

第 12 条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

を除名することができる。

- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 2名
- 三 理 事 20名以内（会長、副会長、常務理事を含む）
- 四 常務理事 12名以内
- 五 監 事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
- 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 役員の任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

第5章 総会、理事会、常務理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任を受けたものを決定し、執行する。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

附 則

1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1（掲載省略）のとおりとする。

この役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2（掲載省略）のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

日本ジェンダー学会研究誌『日本ジェンダー研究』(JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN) 投稿規定

1. 投稿資格：本学会の会員
2. 用語：本文は日本語，レジュメは日本語以外（当該言語を母語とする人の校閲を受けたものを提出）
3. 審査：編集委員が採否を決定
4. 原稿について
 - 1) 書式 日本文：A4・横書き 1頁 40字×40行（本文10枚以内）
欧 文：A4・横書き 1頁 80字×40行（レジュメ1枚）
 - 2) 形式 章立て：1.
2. 1)
2)
3.
 - 3) 提出：コピー3部及びFD（MS－DOSテキストファイルを原則とする）
5. 論文名について：論文名は日本語とし，英語の題名を添える。
6. 注記及び参考文献表記方法
 - 1) 各引用箇所の右肩に¹⁾／，²⁾／。 ³⁾をつける。
 - 2) 文献は引用番号順に論文末尾に一括して記入する。
 - 3) 雑 誌：著者名，「論文名」，編者名『雑誌名』巻，号，発行年（西暦），頁。
和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐって」日本独文学会編『ドイツ文学研究』12号，1995年，13頁。
欧文例（英文）Klaits, Joseph. *Servant of Satan*. Academic Press, Vol.3, No.2, ed. by Bill Aspinall, Indiana University Press, London 1994, pp.21-25.
（独文）Schmidt, Andreas: *Die Poesie der Kultur*. In: *Zeitschrift für Volkskunde*, hrsg. von Gottfried Korff u.a., 92.Jahrgang. Bd. I, Göttingen 1996, S.67-70.
 - 4) 単行本：著者名「論文名」，『書名』，出版社，第__版（初版以外の場合），発行年（西暦），頁
和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店，1985年（第4版），6頁。
欧文例（英文）Klaits, Joseph: *Women's Studies*, Indiana University Press, London 1995, pp.31-35.
（独文）Mann, Thomas: *Buddenbrooks*, S.Fischer Verlag, Göttingen 1922, S.37.
7. 投稿原稿には必ず日本語以外のレジュメ（40行以内）を添えること。
8. 提出期限：3月31日

以上の規定によることが困難な場合は，日本ジェンダー学会編集委員に問い合わせる。

2009年(平成21)年9月10日 印刷
2009年(平成21)年9月10日 発行

日本ジェンダー学会編集委員会

編集委員長 香川 孝三

編集委員 上杉 孝實 野口 芳子
川口 章

発行者 日本ジェンダー学会
(Japan Society for Gender Studies)

〒540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54
大阪女学院大学 香川研究室気付 日本ジェンダー学会事務局
Tel 06-6761-4052 Fax 06-6761-9373
E-mail kagawa@wilmina.ac.jp
ISSN 1884-1619

印刷所 大和出版印刷株式会社

〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2
Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377